

区政概要

令和8年度版



川崎市

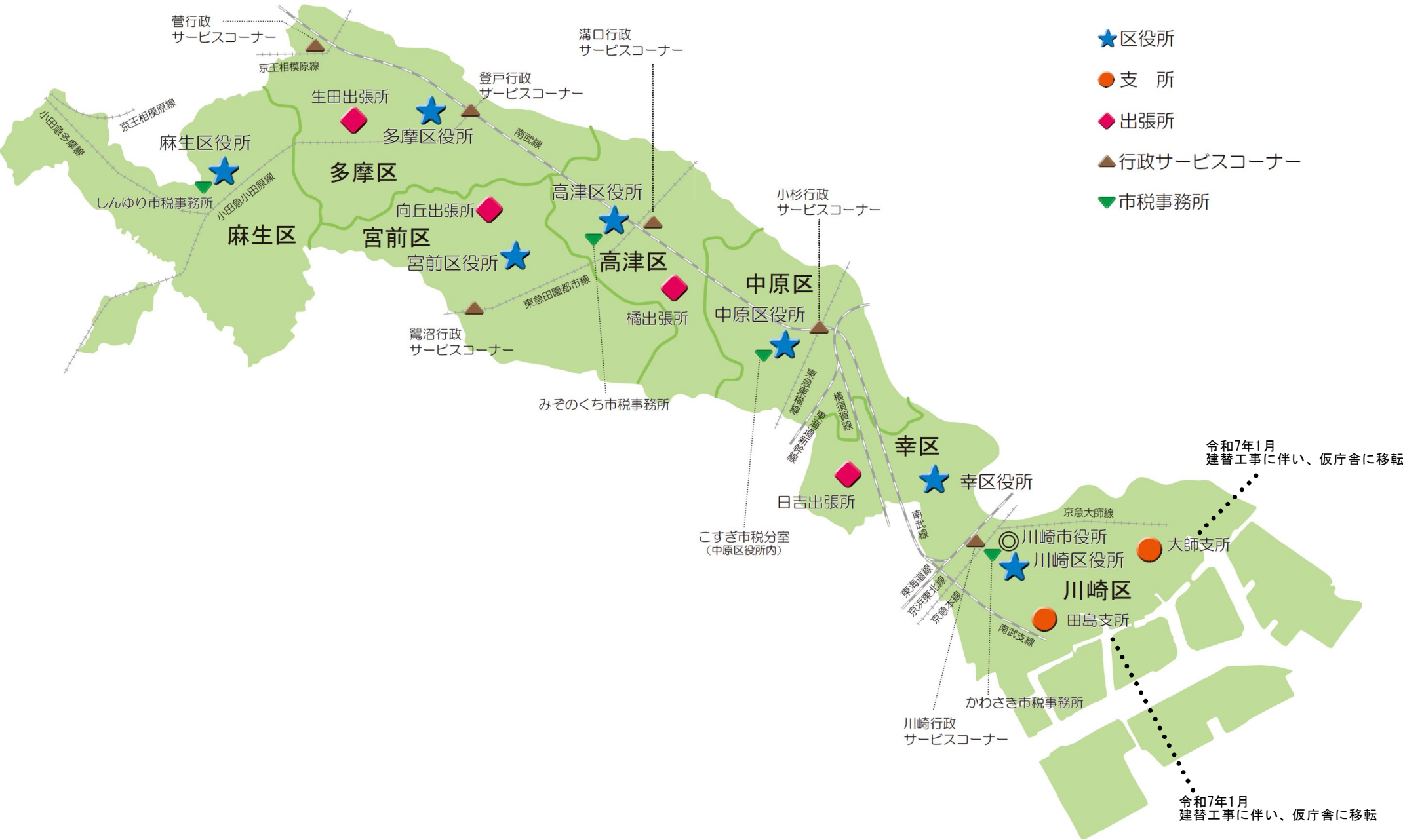
目 次

1 市勢概況	1
(1) 市域図	1
(2) 市域変遷図	2
(3) 市域及び人口推移	3
(4) 区役所・支所・出張所等の設置の沿革	4
(5) 区役所・支所・出張所の所管区域一覧	5
2 区役所機構及び庁舎概況	9
(1) 区役所組織図	9
(2) 区役所職員現在員数	11
(3) 区役所等庁舎概況	12
3 区役所組織の変遷及び市民サービス向上・区役所機能強化への取組	14
4 各区の概要	18
5 区関係諸統計	32
(1) 面積・世帯数・人口・区分別人口・性比・平均年齢	32
(2) 戸籍事務取扱件数	33
(3) コンビニ交付取扱件数	34
(4) 郵送請求・電子申請交付取扱件数	34
(5) 住民基本台帳事務取扱件数	35
(6) 外国人人口	35
(7) 印鑑登録事務取扱件数	36
(8) 国民健康保険・国民年金加入状況	36
(9) 各種こどもの手当受給状況	37
(10) 選挙人名簿登録者数等	38
(11) 生活保護の状況	38
(12) 介護保険の状況	39
(13) 市民相談・市政相談受理件数	40
(14) 弁護士相談・特別相談受理件数	41
6 区関係諸規定等	42
(1) 区役所等の設置・所管区域、事務分掌等に関するもの	42
川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例（抄）	42
川崎市区役所支所及び出張所設置条例（抄）	43
川崎市区役所等事務分掌規則	44
川崎市区役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則	54
川崎市行政サービスコーナー設置要綱	56

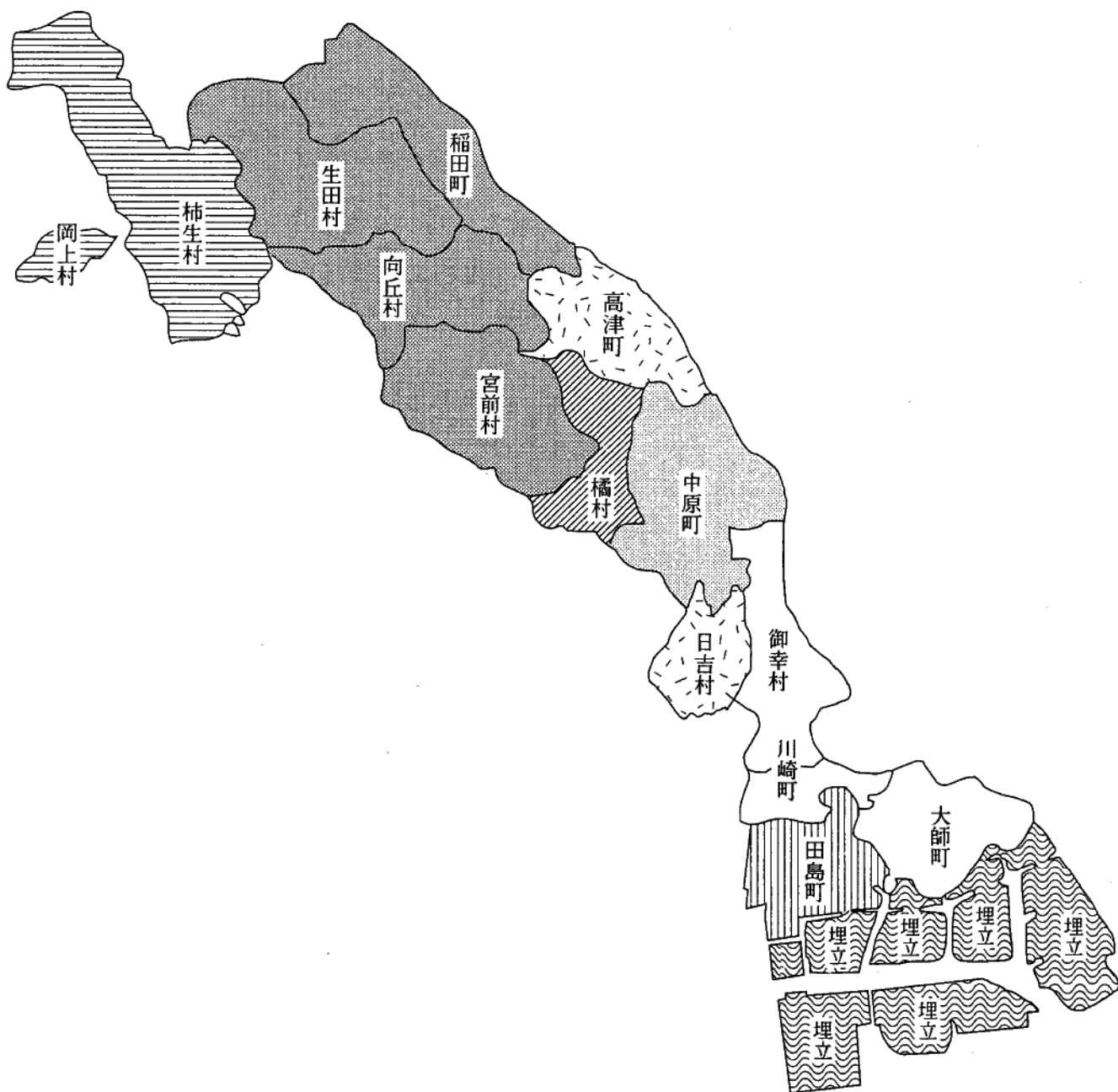
川崎駅北口行政サービス施設設置運営要綱	58
川崎市行政サービスコーナーにおける証明書交付事務取扱要領	60
川崎市行政サービスコーナー、出張所及び支所における市民税・県民税・森林環境税証明書 交付事務取扱要領	62
川崎市マイナンバーカードセンター設置要綱	65
川崎市郵送請求事務センター設置要綱	67
川崎市保健所条例	69
川崎市福祉事務所条例	70
(2) 区長委任事務に関するもの	71
川崎市区長委任規則	71
川崎市国民健康保険条例施行規則（抄）	73
川崎市介護保険条例施行規則（抄）	74
川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則（抄）	75
教育委員会事務の委任等に関する規則	76
(3) 区役所機能強化、各種会議の設置、区予算に関するもの	80
2026(令和8)年度 施政方針（抜粋）	80
川崎市自治基本条例	82
川崎市区における総合行政の推進に関する規則	88
川崎市区総合行政推進会議要綱	91
川崎市区課題調整会議要綱	92
川崎市区長連絡会議設置要綱	93
川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱	94
川崎市副区長会議要領	96
川崎市市民サービス部長会議設置要綱	97
川崎市地域課題対応事業実施要綱	98
(4) その他の諸規定・通知等	99
川崎市各区シンボルマーク使用承認要領	99
本庁連絡調整担当課の更新について	100
7 主要機関の所管区域一覧	103
(1) 市の主要機関の所管区域一覧	103
(2) 国・県の主要機関の所管区域一覧	104
8 政令指定都市関係資料	105
(1) 政令指定都市の概要・区役所所在地等	105
(2) 政令指定都市区政担当課	111
(3) 政令指定都市戸籍・住民基本台帳関係業務主管課	113

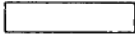
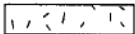
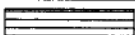
1 市勢概況

(1) 市域図



(2) 市域変遷図



区 分	合 併 年 月 日	経 過
	大正13. 7. 1	橘樹郡川崎町、御幸村、大師町を廃し市制施行
	昭和 2. 4. 1	橘樹郡田島町を編入
	昭和 8. 8. 1	橘樹郡中原町を編入
	昭和12. 4. 1	橘樹郡高津町、および日吉村の一部を編入
	昭和12. 6. 1	橘樹郡橘村を編入
	昭和13.10. 1	橘樹郡福田町、向丘村、宮前村および生田村を編入
	昭和14. 4. 1	都筑郡柿生村および岡上村を編入
	昭和16.12.10～平成8.7.30	埋立地および市境変更

(3) 市域及び人口推移

年	項目	面積 (km ²)	世帯数	人口		人口密度 (人/km ²)	付 記	
				男	女			
大正	1 3 年	22.23	9,685	50,188	24,877	25,311	2,258	大正13. 7. 1 市制施行
	1 4 年	22.23	11,372	55,529	27,753	27,776	2,498	昭和2. 4. 1 田島町編入
	昭和 元年	22.23	12,209	57,066	28,201	28,865	2,567	8. 8. 1 中原町編入
	5 年	32.34	22,611	105,146	53,469	51,677	3,251	12. 4. 1 高津町、 日吉村の一部編入
	1 0 年	44.20	32,952	156,522	81,874	74,648	3,541	6. 1 橘村編入
	1 5 年	128.07	59,985	313,025	173,747	139,278	2,444	13. 10. 1 稲田町、向丘村、 宮前村、生田村編入
	2 0 年	129.46	40,213	200,459	109,316	91,143	1,548	14. 4. 1 柿生村、岡上村編入
	2 5 年	129.46	71,834	330,555	174,116	156,439	2,553	16. 12. 10 水江町他編入
	3 0 年	131.26	110,402	468,588	241,479	219,892	3,570	28. 1. 20 千鳥町編入
	3 5 年度	132.97	170,764	650,734	344,330	306,404	4,894	28. 11. 1 大川町他編入
昭和	4 0 年度	136.17	261,415	853,797	447,332	406,465	6,270	32. 7. 10 千鳥町、大師河原、 水江町及び 扇町地先編入
	4 5 年度	136.17	344,948	962,510	503,666	458,844	7,068	33. 10. 20 水江町地先編入
	5 0 年度	141.24	359,057	999,195	520,242	478,953	7,074	34. 7. 15 大師河原地先編入
	5 5 年度	142.16	375,395	1,030,534	534,858	495,676	7,249	35. 1. 20 末広町他編入
	5 6 年度	142.22	380,799	1,037,316	538,658	498,658	7,294	7. 25 浮島町他編入
	5 7 年度	142.22	389,043	1,049,602	546,088	503,514	7,380	10. 25 水江町地先編入
	5 8 年度	142.63	395,530	1,059,975	551,513	508,462	7,432	36. 1. 25 大師河原他編入
	5 9 年度	142.63	406,439	1,071,713	557,653	514,060	7,514	4. 25 田辺新田地先編入
	6 0 年度	142.63	416,123	1,088,658	566,845	521,813	7,633	7. 20 扇町他編入
	6 1 年度	142.63	427,131	1,107,080	577,273	529,807	7,762	37. 4. 10 大師河原夜光町地先 水路開さくのため減少
平成	6 2 年度	142.63	439,761	1,125,689	588,141	537,548	7,892	5. 1 南渡田町地先他編入
	6 3 年度	142.73	450,721	1,140,783	596,724	544,059	7,993	38. 3. 16 水江町地先他編入
	元年度	142.77	461,561	1,153,611	603,758	549,853	8,080	8. 21 大川町及び扇町地先 他編入
	2 年度	143.47	475,360	1,169,036	612,228	556,808	8,148	10. 21 田辺新田地先編入
	3 年度	143.73	487,630	1,180,701	618,802	561,899	8,215	40. 2. 12 浮島町地先、 扇島地先、 千鳥町地先埋立地編入
	4 年度	143.85	497,008	1,187,324	622,722	564,602	8,254	4. 16 田辺新田地先編入
	5 年度	143.85	502,586	1,189,882	623,506	566,376	8,272	6. 4 竹ノ下及び白石町地 先編入
	6 年度	143.85	507,982	1,194,250	624,652	569,598	8,302	41. 3. 17 大師河原地先編入
	7 年度	143.87	513,417	1,198,054	625,660	572,394	8,327	42. 3. 17 大師河原地先編入
	8 年度	144.35	520,610	1,206,341	629,142	577,199	8,357	10. 3 大師河原地先編入
令和	9 年度	144.35	529,172	1,216,771	633,747	583,024	8,429	47. 4. 1 区制施行
	1 0 年度	144.35	539,444	1,230,303	640,018	590,285	8,523	49. 1. 25 扇島地先埋立地編入
	1 1 年度	144.35	547,828	1,239,148	644,052	595,096	8,584	9. 1 横浜市緑区と多摩区 の市境変更
	1 2 年度	144.35	558,529	1,253,261	650,672	602,589	8,682	11. 29 東扇島地先埋立地編入
	1 3 年度	144.35	571,331	1,269,979	658,567	611,412	8,798	50. 2. 15 横浜市港北区、鶴見 区と幸区の市境変更
	1 4 年度	144.35	582,058	1,283,956	665,024	618,932	8,895	5. 2 扇島地先埋立地編入
	1 5 年度	144.35	592,333	1,296,895	670,664	626,231	8,984	8. 22 東扇島地先埋立地、 扇島地先埋立地編入
	1 6 年度	144.35	600,473	1,307,304	675,223	632,081	9,056	54. 8. 21 東扇島地先埋立地編入
	1 7 年度	144.35	611,999	1,322,432	682,417	640,015	9,161	56. 9. 11 東扇島地先埋立地編入
	1 8 年度	144.35	627,245	1,345,306	693,474	651,832	9,320	57. 7. 1 行政区再編成 (7区制施行)
令和	1 9 年度	144.35	644,189	1,370,020	705,862	664,158	9,491	58. 9. 1 東扇島地先埋立地編入
	2 0 年度	144.35	657,059	1,389,784	715,204	674,580	9,628	63. 8. 1 浮島地先埋立地、 東扇島地先埋立地編入
	2 1 年度	144.35	665,696	1,404,532	721,504	683,028	9,730	平成元. 8. 1 東扇島地先埋立地編入
	2 2 年度	144.35	670,866	1,411,891	723,785	688,106	9,781	2. 8. 1 東扇島地先埋立地、 浮島地先埋立地編入
	2 3 年度	144.35	675,027	1,417,486	725,327	692,159	9,820	3. 9. 1 浮島地先埋立地編入
	2 4 年度	144.35	679,388	1,423,680	727,253	696,427	9,863	4. 2. 1 浮島地先埋立地編入
	2 5 年度	144.35	688,587	1,436,633	732,560	704,073	9,952	8. 1 浮島地先埋立地編入
	2 6 年度	144.35	698,552	1,449,651	738,251	711,400	10,043	5. 2. 12 浮島地先埋立地編入
	2 7 年度	144.35	710,290	1,463,334	744,554	718,780	10,137	6. 8. 12 浮島地先埋立地編入
	2 8 年度	144.35	722,264	1,478,187	751,312	726,875	10,240	7. 6. 20 浮島地先埋立地編入
令和	2 9 年度	144.35	734,619	1,492,038	757,754	734,284	10,336	8. 7. 30 浮島地先埋立地編入
	3 0 年度	144.35	746,239	1,504,392	763,069	741,323	10,422	
	元年度	144.35	758,490	1,517,566	768,976	748,590	10,513	
	2 年度	144.35	768,315	1,522,098	770,619	751,479	10,544	
	3 年度	144.35	774,649	1,521,692	769,347	752,345	10,542	
	4 年度	144.35	783,741	1,526,673	771,468	755,205	10,576	
	5 年度	144.35	794,853	1,532,831	774,736	758,095	10,619	
	6 年度	144.35	806,206	1,538,379	777,571	760,808	10,657	
	7 年度	144.35	818,807	1,546,382	781,627	764,755	10,816	

注1) 面積は、人口密度の計算上、人口データの基準日の数値を採用した。

注2) 世帯数・人口は、大正13年～昭和10年は12月末現在の戸籍人口、昭和15・20年は12月1日現在の本市で実施した人口調査による人口、昭和25年は12月末現在の配給人口である。

昭和30年以降は、住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算した。(昭和30年の人口は12月末現在の住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算(男女別人口は住民基本台帳人口のみ)、昭和35年度は年度末現在の住民基本台帳人口と12月末現在の外国人登録人口を合算、昭和40年度以降は年度末現在の住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算。昭和30年～58年度の世帯数は、住民基本台帳からの数値のみ)

平成25年度以降は年度末現在の住民基本台帳人口(外国人人口含む)から算出。

(4) 区役所・支所・出張所等の設置の沿革

旧町村名	大13.7.1	昭2.4.1	昭8.8.1～ 昭14.4.1	昭19.5.1	昭21.8.21	昭22.5.28		昭23.2.18	昭27.7.25	昭47.4.1	昭57.7.1	平5.9.1	平22.3.31	平24.3.31	平27.3.31	
川崎町	川崎市役所			川崎市役所	川崎地区事務所	川崎(本庁)	砂子出張所、大島出張所、鋼管通出張所、渡田出張所、小田出張所	(増設分) 池田出張所、桜本出張所、古川出張所、古市場出張所、大師第四出張所(昭23.6.30)	本庁	川崎区役所	川崎区役所	川崎区役所	川崎区役所	川崎区役所	川崎区役所	川崎区役所
大師町				大師配給事務取扱所	大師地区事務所	大師支所	大師第一出張所、大師第二出張所、大師第三出張所		大師支所 田島支所	大師支所 田島支所	大師支所 田島支所	大師支所 田島支所	大師支所 田島支所	大師支所 田島支所	大師支所 田島支所	大師支所 田島支所
御幸村				田島配給事務取扱所	御幸地区事務所	御幸支所	南河原出張所、小向出張所		御幸支所	幸区役所	幸区役所	幸区役所	幸区役所	幸区役所	幸区役所	幸区役所
田島町				御幸配給事務取扱所			日吉出張所									
中原町			昭8.8.1 中原出張所		中原地区事務所	中原支所	丸子出張所、小杉出張所、大戸出張所、住吉出張所、玉川出張所、日吉出張所	中原支所 日吉出張所	中原区役所	中原区役所	中原区役所	中原区役所	中原区役所	中原区役所	中原区役所	
日吉村			昭12.4.1 日吉出張所		中原地区 日吉支所											
高津町			昭12.4.1 高津出張所		高津地区事務所	高津支所	溝口出張所、宮前出張所、橋出張所、向丘出張所	高津支所 橋出張所 宮前出張所 向丘出張所	高津区役所 橋出張所 宮前出張所 向丘出張所	高津区役所 橋出張所 宮前区役所 向丘出張所	高津区役所 橋出張所 宮前区役所 向丘出張所	高津区役所 橋出張所 宮前区役所 向丘出張所	高津区役所 橋出張所 宮前区役所 向丘出張所	高津区役所 橋出張所 宮前区役所 向丘出張所	高津区役所 橋出張所 宮前区役所 向丘出張所	
橋村			昭12.6.1 橋出張所		高津地区橋支所											
宮前村			昭13.10.1 宮前出張所		高津地区 宮前支所											
向丘村			昭13.10.1 向丘出張所		高津地区 向丘支所											
稲田町			昭13.10.1 稲田出張所		稲田地区事務所	稲田支所	登戸出張所、菅出張所、生田出張所、高石出張所、上麻生出張所、下麻生出張所、栗木出張所	稲田支所 生田出張所 柿生出張所	多摩区役所 生田出張所 柿生出張所	多摩区役所 生田出張所 菅連絡所 麻生区役所 柿生連絡所	多摩区役所 生田出張所 菅連絡所 麻生区役所 柿生連絡所	多摩区役所 生田出張所 菅連絡所 麻生区役所 柿生連絡所	多摩区役所 生田出張所 菅連絡所 麻生区役所 柿生連絡所	多摩区役所 生田出張所 菅連絡所 麻生区役所 柿生連絡所	多摩区役所 生田出張所 菅連絡所 麻生区役所 柿生連絡所	
生田村			昭13.10.1 生田出張所		稲田地区 生田支所											
柿生・岡上 2ヶ村事務 組合			昭14.4.1 柿生出張所		稲田地区 柿生支所											
設置の趣旨	市制施行	合併により編入される。	合併により編入される。	配給事務の取扱に伴う取扱所が設置される。	配給事務の強化、町内会連絡等の業務を中心として6地区事務所、6地区事務所支所が設置される。	町内会廃止(昭22.5.3)に伴う配給事務所等の手続の移管に伴い、支所・出張所が設置される。(本庁、支所5、出張所27)	川崎、大師、御幸支所管内を本庁とする。配給事務の円滑化のため、本庁管内に5出張所を増設する。	配給事務の整理廃止に伴う出張所の整理、統合がある。田島支所が新設される。整理統合した後の出張所は、連絡所としての機能を残した。(本庁、6支所、6出張所、18連絡所)	指定都市への移行に伴い、区役所、支所、出張所となる。	高津区及び多摩区の分区により、宮前区及び麻生区が設置され、宮前出張所及び柿生出張所が連絡所として統合される。(7区役所、2支所、4出張所、2連絡所)	菅連絡所が設置される。(7区役所、2支所、4出張所、3連絡所)	菅連絡所が廃止される。(7区役所、2支所、4出張所、2連絡所)	宮前連絡所が廃止される。(7区役所、2支所、4出張所、1連絡所)	柿生連絡所が廃止される。(7区役所、2支所、4出張所)		
行政サービスコーナー										昭61.10.1 川崎及び小杉行政サービスコーナー開設 平9.9.12 溝口行政サービスコーナー開設 平12.11.1 鷺沼行政サービスコーナー開設 平18.12.1 登戸行政サービスコーナー開設 平22.4.1 菅行政サービスコーナー開設						

(5) 区役所・支所・出張所の所管区域一覧

令和8年4月1日現在

区 名		町 名
川 崎 区	区役所	あ あきひちよう いけだ いさご えきまえほんちよう えのきちよう おおしま <u>旭町1・2丁目、池田1・2丁目、砂子1・2丁目、駅前本町、榎町、大島1～5丁目、</u> おおしまみちよう おがわちよう おだ <u>大島上町、小川町、小田1丁目</u>
		か かいづか きよまち <u>貝塚1・2丁目、京町1～3丁目</u>
		さ さかいちよう しもなみき しんかわどおり すずきちよう <u>境町、下並木、新川通、鈴木町</u>
		た つつみね <u>堤根</u>
		な なかじま にっしんちよう <u>中島1～3丁目、日進町</u>
		は ひがしだちよう ふじみ ほりのうちちよう ほんちよう <u>東田町、富士見1・2丁目、堀之内町、本町1・2丁目</u>
		ま みなとちよう みなみまち みやまえちよう みやもとちよう もとぎ <u>港町、南町、宮前町、宮本町、元木1・2丁目</u>
		わ わたりだ わたりださんのうちちよう わたりだしんちよう わたりだひがしちよう わたりだみちちよう <u>渡田1～4丁目、渡田山王町、渡田新町1～3丁目、渡田東町、渡田向町</u>
	大師支所	あ いけがみしんちよう いせちよう うきしまちよう えがわ <u>池上新町1～3丁目、伊勢町、浮島町(※)、江川1・2丁目</u>
		か かわなかじま かのん こじまちよう <u>川中島1・2丁目、観音1・2丁目、小島町</u>
		さ しおはま しょうわ <u>塩浜1～4丁目、昭和1・2丁目</u>
		た だいし えきまえ だいしがわら だいしこうえん だいしほんちよう <u>大師駅前1・2丁目、大師河原1・2丁目、大師公園、大師本町、</u> だいしまち だいまち たまち ちどりちよう できの とのまち <u>大師町、台町、田町1～3丁目、千鳥町、出来野、殿町1～3丁目</u>
		な なかぜ <u>中瀬1～3丁目</u>
		は ひがしおおぎしま ひがしもんぜん ひので ふじきき <u>東扇島、東門前1～3丁目、日ノ出1・2丁目、藤崎1～4丁目</u>
		ま みずえちよう <u>水江町</u>
		や やこう よつやかみちよう よつやしもちよう <u>夜光1～3丁目、四谷上町、四谷下町</u>
	田島支所	あ あさだ あさのちよう いけがみちよう おいわけちよう おうぎまち おおかわちよう おおぎしま おだ <u>浅田1～4丁目、浅野町、池上町、追分町、扇町、大川町、扇島、小田2～7丁目、</u> おださかえ <u>小田栄1・2丁目</u>
		か こうかんどおり <u>鋼管通1～5丁目</u>
		さ さくらもと しらいしちよう <u>桜本1・2丁目、白石町</u>
		た たじまちよう たなべしんでん <u>田島町、田辺新田</u>
		は はまちよう <u>浜町1～4丁目</u>
		ま みなみわたりだちよう <u>南渡田町</u>

区 名		町 名	
幸 区	区役所	あ	えんどうまち おおみやちよう 遠藤町、大宮町
		か	かわらまち こむかい こむかいちよう こむかいとうしばちよう こむかいなかのちよう こむかいにしまち こんやまち 河原町、小向、 <u>小向町</u> 、小向東芝町、小向仲野町、小向西町1～4丁目、紺屋町
		さ	さいわいちよう しもひらま しんつかがし しんめいちよう 幸 町 1～4丁目、下平間、新塚越、神明町1・2丁目
		た	つかがし つかがし とて とて とてほんまち 塚越、塚越1～4丁目、戸手、 <u>戸手1～4丁目</u> 、戸手本町1・2丁目
		な	なかさいわいちよう 中 幸 町 1～4丁目
		は	ひがしふるいちば ふるいちば ふるいちば ふるかまち ほんかわちよう 東古市場、古市場、古市場1・2丁目、古川町、堀川町
		ま	みなみさいわいちよう みやこちよう 南 幸 町 1～3丁目、都 町
		や	やなぎちよう 柳 町
	日吉出張所	あ	おぐら おぐら 小倉、 <u>小倉1～5丁目</u>
		か	かしまだ きたかせ 鹿島田1～3丁目、 <u>北加瀬1～3丁目</u>
		さ	しんおぐら しんかわさき 新小倉、新川崎
		は	ひがしおぐら 東小倉
		ま	みなみかせ 南加瀬1～5丁目
		や	やがみ <u>矢上</u>
中 原 区		あ	い だ いださんまいちよう いだすぎやまちよう いだなかのちよう いちのつぼ いまいかみちよう いまいなかまち 井田1～3丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町、市ノ坪、 <u>今井上町</u> 、 <u>今井仲町</u> 、 いまいにしまち いまいみなみちよう おおくらちよう <u>今井西町</u> 、 <u>今井南町</u> 、大倉町
		か	かみこだなか かみしんじよう かみひらま かみまるこ かみまるこさんのうちよう 上小田中1～7丁目、 <u>上新城1・2丁目</u> 、上平間、上丸子、上丸子山王町1・2丁目、 かみまるこてんじんちよう かみまるこはちまんちよう かみやど きたやちよう きづき 上丸子天神町、上丸子八幡町、 <u>荻宿</u> 、北谷町、 <u>木月1～4丁目</u> 、 きづきいせちよう きづきおおまち きづきおんちよう きづきすみよしちよう こすぎ こすぎごてんちよう <u>木月伊勢町</u> 、 <u>木月大町</u> 、 <u>木月祇園町</u> 、 <u>木月住吉町</u> 、小杉、小杉御殿町1・2丁目、 こすぎじんやちよう こすぎまち <u>小杉陣屋町1・2丁目</u> 、 <u>小杉町1～3丁目</u>
		さ	しもこだなか しもしんじよう しもぬまべ しんじよう しんじよう しんじようなかちよう 下小田中1～6丁目、 <u>下新城1～3丁目</u> 、下沼部、新城、 <u>新城1～5丁目</u> 、 <u>新城</u> 中町、 しんまるこひがし しんまるこまち 新丸子東1～3丁目、 <u>新丸子町</u>
		た	たじりちよう とどろき 田尻町、 <u>等々力</u>
		な	なかまるこ にしかせ 中丸子、 <u>西加瀬</u>
		ま	まるこどおり みやうち 丸子通1・2丁目、 <u>宮内1～4丁目</u>

区 名		町 名	
高津区	区役所	あ	うなね 宇奈根
		か	かじがや 梶ヶ谷1～6丁目、 ^{かみさくのべ} 上作延、 ^{かみさくのべ} 上作延1～5丁目、 ^{きたみがた} 北見方1～3丁目、 ^{くじ} 久地、 ^{くじ} 久地1～4丁目
		さ	^{さかど} 坂戸1～3丁目、 ^{しもさくのべ} 下作延、 ^{しもさくのべ} 下作延1～7丁目、 ^{しものげ} 下野毛1～3丁目、 ^{すわ} 諏訪1～3丁目、 ^{きた} 瀬田
		は	^{ひきもと} 久本1～3丁目、 ^{ふたご} 二子1～6丁目
		ま	^{みぞのくち} 溝口1～6丁目、 ^{むかりがおか} 向ヶ丘
	橋出張所	あ	あくつ 明津
		か	かじがや 蟹ヶ谷、 ^{きたのがわ} 北野川
		さ	^{しばくち} 子母口、 ^{しばくちふじみだい} 子母口富士見台、 ^{しんさく} 新作1～6丁目、 ^{すえなが} 末長1～4丁目
		た	^{ちとせ} 千年、 ^{ちとせしんちょう} 千年新町
		は	^{ひがしのがわ} 東野川1～2丁目、 ^{ひさすえ} 久末
宮前区	区役所	あ	^{ありま} 有馬1～9丁目
		か	かじがや 梶ヶ谷、 ^{だいら} けやき平、 ^{こだい} 小台1・2丁目
		さ	^{さぎぬま} 鷺沼1～4丁目、 ^{しばく} 神木1・2丁目
		た	^{つちはし} 土橋1～7丁目
		な	^{にしのがわ} 西野川1～3丁目、 ^{のがわだい} 野川台1～3丁目、 ^{のがわほんちょう} 野川本町1～3丁目
		は	^{ひがしありま} 東有馬1～5丁目
		ま	^{まぎぬ} 馬絹1～6丁目、 ^{みなみのがわ} 南野川1～3丁目、 ^{みやざき} 宮崎、 ^{みやざき} 宮崎1～6丁目、 ^{みやまえだいら} 宮前平1～3丁目
	向丘出張所	あ	^{いぬくら} 犬蔵1～3丁目
		か	^{ごしょづか} 五所塚1・2丁目
		さ	^{しおみだい} 潮見台、 ^{しばくほんちょう} 神木本町1～5丁目、 ^{しらはただい} 白幡台1・2丁目、 ^{すがお} 菅生1～6丁目、 ^{すがおがおか} 菅生ヶ丘
		た	^{たいら} 平1～6丁目
		な	^{なんべいだい} 南平台
		は	^{はつやま} 初山1・2丁目
		ま	^{みずさわ} 水沢1～3丁目

区 名		町 名	
多摩区	区役所	あ	いくた いずみ 生田1～3丁目、和泉
		さ	しゅくがわら すげ すげいなだづつみ すげきたうら すげしろした 宿河原1～7丁目、菅1～6丁目、菅稲田堤1～3丁目、菅北浦1～5丁目、菅城下、 すげせんごく すげの ところ すげばんば せき 菅仙谷1～4丁目、菅野戸呂、菅馬場1～4丁目、堰1～3丁目
		な	なかのしま なかのしま なお のぼりと のぼりとしんまち 中野島、中野島1～6丁目、長尾1～7丁目、登戸、登戸新町
		は	ひがいくた ひがしみた ふだ 東生田1～4丁目、東三田2丁目、布田
		ま	ますがた 枳形1～7丁目
	生田出張所	あ	いくた 生田4～8丁目
		か	くりや 栗谷1～4丁目
		た	てらおだい 寺尾台1・2丁目
		な	ながさわ にしいくた 長沢1～4丁目、西生田1～5丁目
		は	ひがしみた ひがしみた 東三田1丁目、東三田3丁目
		ま	み た みなみいくた 三田1～5丁目、南生田1～8丁目
	麻生区	あ	おうぜんじ おうぜんじにし おうぜんじひがし おかがみ おかがみ 王禅寺、王禅寺西1～8丁目、王禅寺東1～6丁目、岡上、岡上1～6丁目
か		かたひら かたひら かなほど かみあさお かみあさお くりぎ くりぎ 片平、片平1～8丁目、金程1～4丁目、上麻生、上麻生1～7丁目、栗木、栗木1～3丁目、 くりぎだい くりひら くるかわ ごりきだ ごりきだ 栗木台1～5丁目、栗平1・2丁目、黒川、五力田、五力田1～3丁目	
さ		しもあさお しもあさお しらとり 下麻生、下麻生1～3丁目、白鳥1～4丁目	
た		たかいし たまみ ちよがおか ちよがおか 高石1～6丁目、多摩美1・2丁目、千代ヶ丘1～7丁目、千代ヶ丘8・9丁目	
な		にじがおか 虹ヶ丘1～3丁目	
は		はくさん はやの の ひがしゆりがおか ふるさわ ほそやま 白山1～5丁目、早野、はるひ野1～5丁目、東百合丘1～4丁目、古沢、細山、 ほそやま 細山1～8丁目	
ま		まんぶくじ まんぶくじ みなみくろかわ むかいいぼら 万福寺、万福寺1～6丁目、南黒川、向原1～3丁目	
や		ゆりがおか 百合丘1～3丁目	

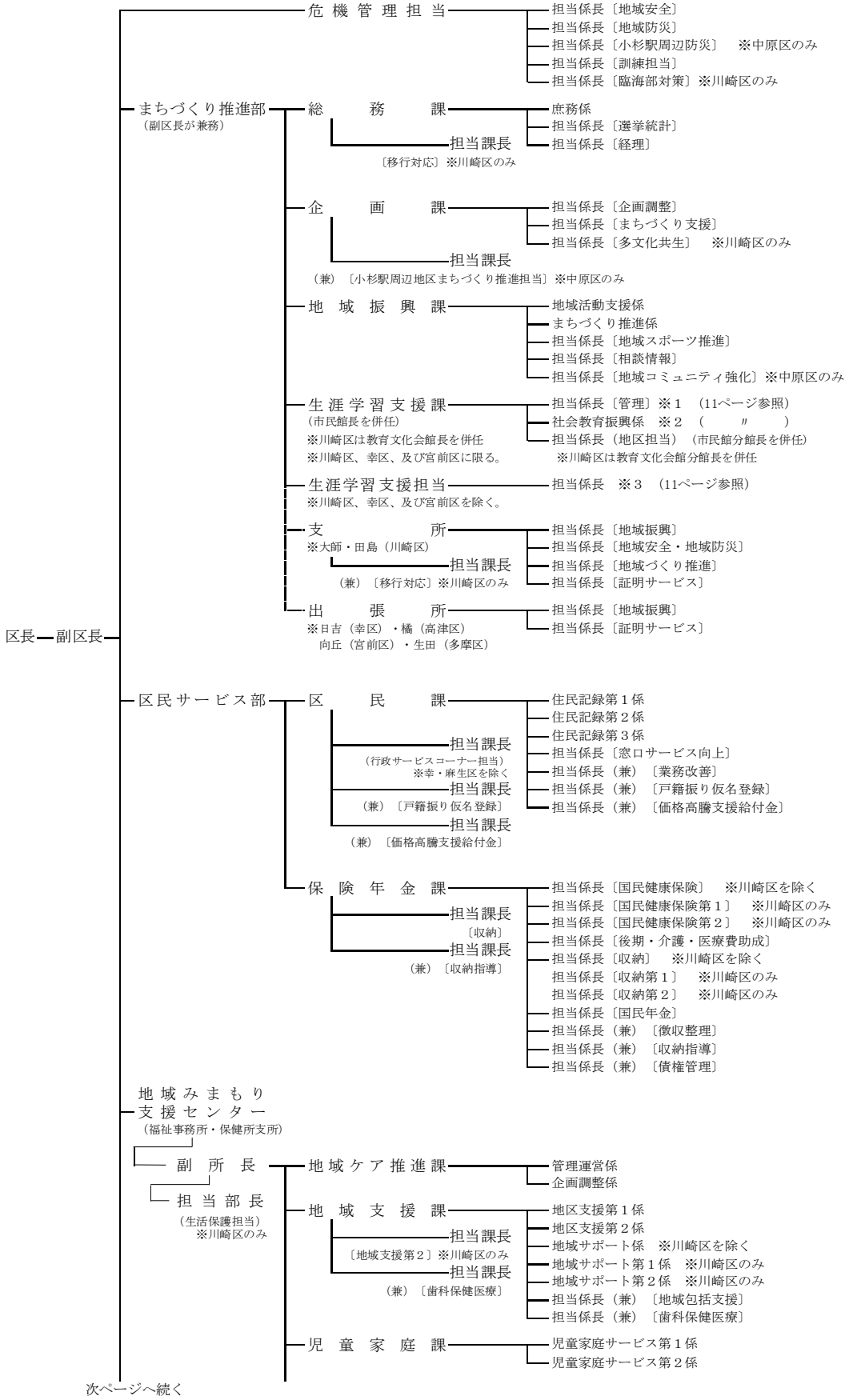
・下線の部分は住居表示実施区域

※一部住居表示を実施していない区域がある。(川崎区浮島町)

2 区役所機構及び庁舎概況

(1) 区役所組織図

令和8年4月1日現在



(2) 区役所職員現在員数

令和8年4月1日現在

		川崎 区役所	幸 区役所	中 原 区役所	高 津 区役所	宮 前 区役所	多 摩 区役所	麻 生 区役所
区長		1	1	1	1	1	1	1
副区長		1	1	1	1	1	1	1
危機管理担当		7	7	8	7	7	7	7
まちづくり推進部	総務課	14	13	14	13	13	13	14
	企画課	7	6	6	8	6	6	6
	地域振興課	10	11	15	10	10	10	13
	生涯学習支援課	15	12	—	—	9	—	—
	生涯学習支援担当	—	—	3	4	—	3	3
	大師支所	11	—	—	—	—	—	—
	田島支所	12	—	—	—	—	—	—
	日吉出張所	—	7	—	—	—	—	—
	橘出張所	—	—	—	8	—	—	—
	向丘出張所	—	—	—	—	9	—	—
	生田出張所	—	—	—	—	—	8	—
区民サービス部	区民サービス部長	1	1	1	1	1	1	1
	区民課	35	25	36	30	29	32	25
	保険年金課	41	26	29	29	28	30	28
地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所)	地域みまもり支援センター所長・副所長	2	2	2	2	2	2	2
	地域みまもり支援センター	1	—	—	1	1	1	—
	地域ケア推進課	10	10	10	11	10	10	11
	地域支援課	46	33	40	34	32	34	27
	児童家庭課	13	12	17	14	14	13	13
	高齢・障害課	52	31	35	33	33	33	31
	保護課	—	47	37	—	45	—	28
	保護第1課	22	—	—	21	—	24	—
	保護第2課	32	—	—	30	—	30	—
	保護第3課	34	—	—	—	—	—	—
	保護第4課	36	—	—	—	—	—	—
	衛生課	27	14	20	17	16	14	14
道路公園センター	道路公園センター所長	1	1	1	1	1	1	1
	道路公園センター	54	45	52	51	50	53	52
区長・副区長・まちづくり推進部・区民サービス部計 (A)		155	110	114	112	114	112	99
地域みまもり支援センター (福祉事務所・保健所支所) 計 (B)		275	149	161	163	153	161	126
道路公園センター計 (C)		55	46	53	52	51	54	53
総 計 (A+B+C)		485	305	328	327	318	327	278

注) 「区役所職員現在員数」とは、現在、区役所に在籍している職員数である。
 兼務・併任については、区役所業務を本務とする職員は数値に加えた。
 兼務・併任についての詳細は、区役所組織図参照

7区総計
2,368

(3) 区役所等庁舎概況

項目 施設名		所在地	建築年月	敷地面積 (㎡)	建物構造	延床面積 (㎡)	併設機関等
川崎区	川崎区役所	川崎区東田町 8 番地	1990年 (平成2年) 10月 *築35年	5,673.25 (うち市の 持分割合 1,005.93)	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上20階建の 一部	7,987.86	こころの相談所 市税証明発行コーナー
	大師支所仮庁舎	川崎区台町 2 6 番 7 号	2024年 (令和6年) 12月 *築1年	990.30	軽量鉄骨造 地上2階建	703.93	
	田島支所仮庁舎	川崎区田島町 2 0 番 2 3 号	2024年 (令和6年) 12月 *築1年	1,660.93	軽量鉄骨造 地上2階建	699.80	
	川崎区役所 道路公園 センター	川崎区大島 1 丁目 2 5 番 1 0 号	2012年 (平成24年) 6月 *築13年	2,617.43	鉄骨造地上2階建	920.82	
幸区	幸区役所	幸区戸手本町 1 丁目 1 1 番地 1	2015年 (平成27年) 2月 *築11年	9,177.74	鉄筋コンクリート造 地上4階建	8,444.41	市税証明発行コーナー
	日吉出張所	幸区南加瀬 1 丁目 7 番 1 7 号	2003年 (平成15年) 3月 *築23年	2,230.00	鉄筋コンクリート造 地上3階建	1,826.04	市民館・図書館分館
	幸区役所 道路公園 センター	幸区下平間 3 5 7 番地 3	1977年 (昭和52年) 3月 *築49年	2,496.56	鉄筋コンクリート造 地上2階建	599.75	
中原区	中原区役所	中原区小杉町 3 丁目 2 4 5 番地	1990年 (平成2年) 4月 *築36年	8,644.67	鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建	8,181.03	こすぎ市税分室
		同 上	1973年 (昭和48年) 3月 *築53年		鉄筋コンクリート造 地上3階建	1,912.18	
	中原区役所 道路公園 センター	中原区下小田中 2 丁目 9 番 1 号	1979年 (昭和54年) 10月 *築46年	3,996.49	鉄筋コンクリート造 地上2階建	797.76	
高津区	高津区役所	高津区下作延 2 丁目 8 番 1 号	1992年 (平成4年) 11月 *築33年	3,618.72	鉄筋コンクリート造、一 部鉄骨鉄筋コンクリート 造 地下2階地上5階建	10,276.94	市税証明発行コーナー
	橘出張所	高津区千年 1 3 6 2 番地 1	1976年 (昭和51年) 4月 *築50年	1,146.19	鉄筋コンクリート造 地上2階建	1,057.20	
	高津区役所 道路公園 センター	高津区溝口 5 丁目 1 5 番 7 号	1986年 (昭和61年) 4月 *築40年	3,837.98	鉄骨造 2 階建	620.34	
宮前区	宮前区役所	宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 5	1982年 (昭和57年) 6月 *築43年	5,433.32	鉄筋コンクリート造、一 部鉄骨造 地下1階地上5階建	7,972.02	市税証明発行コーナー
	向丘出張所	宮前区平 1 丁目 1 番 1 0 号	1978年 (昭和53年) 11月 *築47年	1,323.01	鉄筋コンクリート造 地上2階建	1,025.40	
	宮前区役所 道路公園 センター	宮前区有馬 2 丁目 6 番 4 号	1986年 (昭和61年) 4月 *築40年	3,402.99	鉄骨造地上2階建	560.22	

項目 施設名		所在地	建築年月	敷地面積 (㎡)	建物構造	延床面積 (㎡)	併設機関等
多摩区	多摩区役所	多摩区登戸 1 7 7 5 番地 1	1 9 9 6 年 (平成 8 年) 9 月 * 築 2 9 年	6, 167. 47	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 1 2 階建	18, 544. 10	休日夜間急患診療所 北部小児急病センター 市民館・図書館 薬事センター 防災センター 市税証明発行コーナー
	生田出張所	多摩区生田 7 丁目 1 6 番 1 号	2 0 2 1 年 (令和 3 年) 5 月 * 築 4 年	1, 284. 99	鉄骨造地上 3 階建	1, 088. 31	図書返却サービス 消防団器具置場
	多摩区役所 道路公園 センター	多摩区菅北浦 4 丁目 1 1 番 2 0 号	2 0 0 2 年 (平成 1 4 年) 3 月 * 築 2 4 年	1, 999. 18	鉄骨造地上 2 階建	725. 78	
麻生区	麻生区役所	麻生区万福寺 1 丁目 5 番 1 号	1 9 8 2 年 (昭和 5 7 年) 6 月 * 築 4 3 年	8, 846. 34	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 4 階建	7, 353. 56	市税証明発行コーナー
	柿生分庁舎	麻生区上麻生 6 丁目 2 9 番 1 8 号	1 9 8 0 年 (昭和 5 5 年) 1 0 月 * 築 4 5 年	1, 479. 36	鉄骨造地上 2 階建	689. 71	
	麻生区役所 道路公園 センター	麻生区古沢 1 2 0 番地	1 9 8 6 年 (昭和 6 1 年) 4 月 * 築 4 0 年	3, 314. 32	鉄骨造地上 2 階建	508. 54	
行政サービスコーナー	川崎行政 サービス コーナー	川崎区駅前本町 2 6 番地 1 川崎駅北口通路	※ 2 0 1 8 年 (平成 3 0 年) 2 月 * 開設 8 年	—	鉄骨造 5 階建の一部	103. 21	市バス乗車券発売所 観光案内所
	小杉行政 サービス コーナー	中原区小杉町 3 丁目 4 9 2 番地 J R 武蔵小杉駅舎下	※ 1 9 8 6 年 (昭和 6 1 年) 1 0 月 * 開設 3 9 年	—	鉄骨造 1 階建	36. 02	
	溝口行政 サービス コーナー	高津区溝口 1 丁目 3 番 1 号 ノクティプラザ 1 地下 1 F	※ 1 9 9 7 年 (平成 9 年) 9 月 * 開設 2 8 年	—	鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 1 0 階建の一部	57. 85	市バス乗車券発売所
	鷺沼行政 サービス コーナー	宮前区鷺沼 3 丁目 2 番地 1 東急ドエル・アルス鷺沼ネク ステージ 1 F	※ 2 0 0 0 年 (平成 1 2 年) 1 1 月 * 開設 2 5 年	—	鉄筋コンクリート造 地上 1 4 階建の一部	102. 56	図書返却サービス
	登戸行政 サービス コーナー	多摩区登戸 3 4 3 5 番地 J R 登戸駅 ビーンズ登戸 1 F	※ 2 0 2 5 年 (令和 7 年) 1 2 月 * 開設 0 年	—	鉄骨造 3 階建の一部	45. 93	
	菅行政 サービス コーナー	多摩区菅 3 丁目 1 番 1 号 K・T プラザ 5 F	※ 2 0 1 0 年 (平成 2 2 年) 4 月 * 開設 1 6 年	—	鉄筋コンクリート造 地上 5 階建の一部	174. 10	図書館閲覧所
マイナンバーカードセンター	川崎マイナン バーカードセ ンター	川崎区駅前本町 1 2 番地 1 川崎駅前タワー・リパーク 2 0 F	※ 2 0 2 5 年 (令和 7 年) 1 0 月 * 開設 0 年	—	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 2 2 階建の 2 0 階一 部	605. 49	
	小杉マイナン バーカードセ ンター	中原区中丸子 3 5 番地 9 ディール武蔵小杉 2 F	※ 2 0 2 5 年 (令和 7 年) 1 0 月 * 開設 0 年	—	鉄骨造 地上 4 階建の 2 階	1, 344. 60	
	溝口マイナン バーカードセ ンター	高津区溝口 1 丁目 4 番 1 号 ノクティプラザ 2 1 1 F 高津市民館内	※ 2 0 2 5 年 (令和 7 年) 1 0 月 * 開設 0 年	—	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 1 3 階建の 1 1 階一 部	140. 00	
	宮前平マイナン バーカードセ ンター	宮前区宮前平 1 丁目 1 0 番地 7 イーカム宮前平ビル 3 F	※ 2 0 2 5 年 (令和 7 年) 1 0 月 * 開設 0 年	—	鉄筋コンクリート造 地上 4 階建の 3・4 階	374. 70	
	新百合ヶ丘マ イナンバー カードセン ター	麻生区上麻生 1 丁目 5 番 2 号 小田急新百合ヶ丘ビル 8 F	※ 2 0 2 5 年 (令和 7 年) 1 0 月 * 開設 0 年	—	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 8 階建の 8 階	577. 75	

※現所在地における業務開始年月

* 築年数は 2 0 2 6 年 (令和 8 年) 4 月現在

(行政サービスコーナー、マイナンバーカードセンターについては、現所在地における開設年数)

3 区役所組織の変遷及び市民サービス向上・区役所機能強化への取組

年	区の設置、出張所等	総合計画等の策定 規則・要綱等の制定	区の自主事業 予算・機能強化	組織に関すること	システム導入・サービス向上	年
昭和46年		10/2 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例 10/2 区役所支所及び出張所設置条例				昭和46年
昭和47年	4/1 政令指定都市移行 区制施行(川崎区・幸区・ 中原区・高津区・多摩区)	3/31 区役所等事務決裁規程(※) 3/31 区長委任規則 4/1 区役所等事務分掌規則 7/6 区長会議規程(※) 7/10 区行政連絡調整会議規則(※)		4/1 区長・次長を設置 (川崎区役所は区長・次長・2支所長)		昭和47年
昭和49年				4/1 部制導入(川崎区役所を除く) 【部体制】総務部・市民センター・税務部		昭和49年
昭和53年			8～9月 区民懇話会設置			昭和53年
昭和56年					11/14 昼休み時間帯の業務取扱を開始(市民センター・市民課)	昭和56年
昭和57年	7/1 宮前区と麻生区を新設 高津区⇒高津区、宮前区 多摩区⇒多摩区、麻生区	6/15 宮前区役所及び麻生区役所連絡所の設置(告示)(※) 7/1 宮前区役所、多摩区役所及び麻生区役所連絡所事務取扱要綱(※)		7/1 高津区役所宮前出張所、多摩区役所柿生出張所 ⇒宮前区役所宮前連絡所、麻生区役所柿生連絡所		昭和57年
昭和61年	10/1 川崎及び小杉行政サービス コーナー開設	10/1 行政サービスコーナー設置要綱 10/1 行政サービスコーナーにおける証明書交付事務取扱要綱				昭和61年
平成2年		4/1 区政推進事業実施要綱(※) 6/1 区政推進会議設置要綱(※)	4/1 区政推進事業費を創設 (1区3,000万円)	4/1 総務部総務課に区政推進担当主幹及び主査を配置 4/1 中原区役所、高津区役所、宮前区役所、多摩区役所、麻生区役所に設置されていた、総務部農政課(宮前区役所、麻生区役所は総務課農政係)を廃止し、経済局農政事務所に集約		平成2年
平成3年		9/2 区要望及び区自主事業の予算化に関する要綱(※)		4/1 副区長制を導入 ○市民センター⇒区民部に名称変更 【部体制】総務部・区民部・税務部		平成3年
平成4年		「川崎市基本構想」				平成4年
平成5年	9/1 多摩区役所管連絡所開設	「川崎新時代2010プラン」 7/28 多摩区役所連絡所の設置(告示)(※)				平成5年
平成6年		2/10 区役所等の職員の兼務に関する規則		4/1 ○総務部総務課区政推進担当、総務部区民相談室 ⇒同部区政推進・区民相談室に再編	2/14 住民票発行システム稼働 6月 国民健康保険トータルシステム稼働	平成6年
平成7年				4/1 ○福祉事務所(民生局所管)を区役所に編入 ⇒区民福祉部を設置 ○大師・田島福祉事務所(川崎区)を廃止 ⇒大師・田島地区福祉センターを設置 ○区民部、税務部を統合し、区民生活部を設置 ○総務部区政推進・区民相談室 ⇒総務部区政推進課と区民生活部相談・情報サービスセンターに再編 【部体制】総務部・区民生活部・区民福祉部 (川崎区役所に部制を導入し、全区で部制を実施)	11/6 印鑑登録証明システム稼働 11/6 外国人登録事務システム稼働	平成7年
平成8年					10/14 行政サービスコーナーにおいて土・日の業務 取扱を開始、証明書交付機の導入による即時交付開 始	平成8年
平成9年	9/12 溝口行政サービスコーナー 開設			4/1 ○保健所(衛生局所管)を区役所に編入 【部体制】総務部・区民生活部・保健所・区民福祉部		平成9年
平成10年					1月 国民年金ハイステップシステム稼働	平成10年
平成11年		10/1 局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱 10/1 区長連絡会議設置要綱 10/1 副区長会議設置要綱	3/31 区民懇話会を発展的に解散し、まち づくり推進組織に転換 4/1 区パートナーシップまちづくり事業費創 設 (1区300万円)		7/15 区民課オペレーター業務等の委託方式導入	平成11年
平成12年	11/1 鷺沼行政サービスコーナー 開設				4月 福祉総合情報システム〔介護保険・生活保護・老人医療業務〕稼働 12/1 昼休み時間帯の取扱業務を拡充(保健所・区民福祉部福祉課を除く)	平成12年

注)規則・要綱等及びサービス向上の末尾に(※)があるものは、既に廃止されている。

年	区の設置、出張所等	総合計画等の策定 規則・要綱等の制定	区の自主事業 予算・機能強化	組織に関すること	システム導入・サービス向上	年
平成13年				4/1 ○総務部区政推進課と区民生活部相談・情報サービスセンターを再編 ⇒相談・情報課(川崎区役所のみ) 区政推進課(多摩区役所を除く) 地域振興課(川崎区役所を除く) ○総務部を廃止し、区民生活部に統合 【部体制】区民生活部・保健所・区民福祉部	1月 新市税システム(市県民税・滞納整理・軽自動車税オンライン)稼働(順次) 2/1 保健所において昼休み時間帯の業務取扱を開始 12月 福祉総合情報システム(高齢者福祉・地域福祉・母子福祉・障害福祉・保育業務)稼働	平成13年
平成14年		「川崎市行財政改革プラン」 4/1 川崎市魅力ある区づくり推進事業実施要綱(※)	4/1 従来の区政推進事業費と区パートナーシップまちづくり事業費を廃止 ⇒魅力ある区づくり推進事業費を創設(1区5,000万円) 4/1 道路関係予算の一部を建設費から市民費に移管	4/1 ○土木事務所の一部を区役所に編入 ⇒新たに道路維持担当を設置(土木事務所との兼務)	8/5 住民基本台帳ネットワークシステム一次稼働 10/18 高津区役所区民福祉部保険年金課ISO9001認証取得に向けたキックオフ宣言	平成14年
平成15年		6/2 区役所機能強化に係る関係局長・区長会議設置要綱(※)	6月～ 区長が市議会代表質問へ出席	4/1 ○土木事務所(建設局所管)を区役所へ編入 ⇒建設センターを設置 ○保健所と区民福祉部(福祉事務所)を統合 ⇒保健福祉センターを設置 ○各区区政推進担当課へ区役所機能強化推進担当主査(総務課兼務)を配置 【部体制】区民生活部・保健福祉センター・建設センター	8/25 住民基本台帳ネットワークシステム本格稼働 9/19 多摩区役所区民生活部区民課ISO9001認証取得に向けたキックオフ宣言 11/20 高津区役所保健福祉センター保険年金課ISO9001認証取得	平成15年
平成16年		12/16 「川崎市基本構想」 12/22 自治基本条例		4/1 ○区役所の企画調整部門創設 ⇒総務課を総務企画課に改組 ○区政推進・地域振興・相談情報部門を地域振興課へ一元化	3月・4月 高津区役所区民課で繁忙期日曜窓口開設 10月 新市税システム(固定資産税・事業所税オンライン、市税統計)稼働(順次) 12/16 多摩区役所区民生活部区民課ISO9001認証取得	平成16年
平成17年		「川崎市新総合計画(川崎再生フロンティアプラン)」 「第2次川崎市行財政改革プラン」 「区行政改革の実行計画書(第1期)」 4/12 区民サービス部長会議設置要綱 8/2 区役所業務所管本庁部局連絡調整会議設置要綱(※)	4/1 款・区役所費の創設	4/1 ○区民協働推進部を設置 ⇒地域振興課を移管 ⇒地域振興課に身近な環境整備担当、まちづくり支援担当(まちづくり局計画部景観・まちづくり支援課主査が兼務)を配置 ⇒生涯学習支援課(教育文化会館・市民館・市民館分館職員が併任)を設置 ○区民生活部を再編し、区民サービス部を設置 ○区役所付け担当組織として、こども総合支援担当(参事・主幹・主幹(教育委員会事務局学校教育部指導課(川崎区～麻生区学校運営支援担当)が併任)を配置 【部体制】区民協働推進部・区民サービス部・保健福祉センター・建設センター	3月・4月 全区役所区民課で繁忙期日曜窓口開設 7月 期日前投票システム稼働	平成17年
平成18年	12/1 登戸行政サービスコーナー開設	3/23 区民会議条例(※) 3/31 区民会議条例施行規則(※) 3/31 区における総合行政の推進に関する規則 4/1 協働推進事業実施要綱(※) 5/31 区総合行政推進会議要綱 5/31 区課題調整会議要綱	4/1 魅力ある区づくり推進事業費を協働推進事業費に改め、1区5,000万円から5,500万円に増額 区の課題解決に向けた取組の予算を創設	4/1 ○区行政改革関係業務の総合企画局への一元化 ⇒市民局区調整課を廃止し、区役所の予算・施設管理に係る事務を総合企画局自治政策部(区行政改革推進担当)に移管 ⇒総合企画局に「区の課題調整担当」を設置 ○保健福祉センターに高齢者支援課を設置 ○区長権限により配分できる職員枠(各区1名)を創設 ○支所の税務課を廃止し、市税証明発行コーナーを設置 ○市営住宅の管理代行制度導入に伴い、建築課住宅係を廃止	3月・4月 全区役所区民課・保険年金課・市民税課で繁忙期日曜窓口開設	平成18年
平成19年		6/11 川崎市行政サービスコーナー及び連絡所における市民税・県民税証明書交付事務取扱要領		4/1 ○建築課を廃止し、建築確認業務及び開発指導業務をまちづくり局指導部に一元化 ○地域振興課にまちづくり支援担当を配置	3月・4月 全区役所区民課・保険年金課で繁忙期日曜窓口開設を開始(※) 6/4 戸籍総合システム稼働 6/11 区役所・支所・出張所において川崎市行政サービス端末稼働 10月 第2・第4土曜日午前中に区民課・保険年金課業務取扱を試行開始 福祉総合情報システム(災害時要援護者登録台帳)稼働	平成19年
平成20年		「川崎市新総合計画(川崎再生フロンティアプラン)第2期実行計画」 「新行財政改革プラン」 「区行政改革の実行計画書(第2期)」 6/24 住民投票条例	協働推進事業費1区5,500万円に特定財源を上乗せできる方式に変更 区の課題解決に向けた取組の予算に要求基準枠を設定	4/1 ○総務企画課を廃止し、総務課・企画課を設置 ○まちづくり支援担当を地域振興課から企画課に移管 ○地域振興課に地域安全担当主幹を配置、身近な環境整備担当を廃止 ○こども総合支援担当を廃止し、こども支援室を設置 ○区長権限により配分できる職員枠(各区1名)を廃止 ○総合企画局「区の課題調整担当」を廃止 【部体制】区民協働推進部・区民サービス部・保健福祉センター・こども支援室・建設センター	4/1 連絡所・行政サービスコーナーにおいて川崎市行政サービス端末稼働 国民健康保険ハイアップシステム稼働 福祉総合情報システム(後期高齢者医療)稼働 4月 川崎市区役所サービス向上指針を策定	平成20年
平成21年		3/31 住民投票条例施行規則 3月 区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針		4/1 ○危機管理主幹を設置(消防局消防署副所長が併任) ○区民課に窓口サービス向上担当を設置 ○衛生課に感染症対策担当を配置、水道衛生担当を廃止 ○保険年金課・地区健康福祉ステーションに収納担当(健康福祉局地域福祉部収納管理課主査が兼務)を設置	4月 4月の第1土曜日も全区区民課、保険年金課臨時窓口開設を開始	平成21年

注)規則・要綱等及びサービス向上の末尾に(※)があるものは、既に廃止されている。

年	区の設置、出張所等	総合計画等の策定 規則・要綱等の制定	区の自主事業 予算・機能強化	組織に関すること	システム導入・サービス向上	年
平成22年	3/31 多摩区役所管連絡所廃止 4/1 管行政サービスコーナー開設	3/31 多摩区役所管連絡所の廃止(告示)	4/1 協働推進事業費1区5,500万円の予算権限を区長に付与 8月～ 協働推進事業費と区の課題解決に向けた取組の予算を地域課題対応事業費として統合し、予算権限を区長に付与 12月～ 区長が市議会一般質問へ出席	4/1 ○建設センターを廃止し、道路公園センターを設置 ○教育文化会館・市民館の管理運営業務を教育委員会から各区役所(生涯学習支援課)に委任 ○有馬野川生涯学習支援施設(アリーナ)の管理運営業務を教育委員会から宮前区役所に委任(指定管理者による管理運営) ○スポーツセンター・とどろきアリーナ・体育館・武道館を各区役所が管理運営(指定管理者による管理運営) ○大山街道ふるさと館を高津区役所が管理運営(指定管理者による管理運営) ○地域振興課に地域スポーツ推進担当を設置 【部体制】区民協働推進部・区民サービス部・保健福祉センター・子ども支援室・道路公園センター	4/1 ○行政サービスコーナーにおいて行政サービス端末稼働時間を拡大 ○行政サービスコーナーにおいて窓口開設時間を延長	平成22年
平成23年		「川崎市新総合計画(川崎再生フロンティアプラン)第3期実行計画」 「川崎市新たな行財政改革プラン～第4次改革プラン～」 「区役所改革の実行計画書(第3期)」 4/1 地域課題対応事業実施要綱	4/1 区民会議開催経費及び区民祭開催経費を区に直接配当・予算権限を区長に付与	4/1 ○保育所の管理運営及び地域子育て支援センター事業を市民・子ども局子ども本部から各区役所(子ども支援室)に移管 ○保健福祉センター保険年金課に収納係を設置するとともに、国民健康保険係及び長寿・福祉医療係に再編 ○地区健康福祉ステーションに保険年金担当課長及び国民健康保険収納係を設置 ○区会計管理者を区民サービス部長から総務課長に変更 12/5 ○市税事務所(市税分室)の開設 ⇒市民税課、資産税課及び納税課を廃止し、財政局市税事務所(市税分室)に集約するとともに、区役所(中原区役所を除く。)に市税証明発行コーナーを設置	4/1 各区役所区民課にフロア案内を配置 4月 毎月第2・第4土曜日午前中の区民課・保険年金課業務取扱を継続実施	平成23年
平成24年	3/31 宮前区役所宮前連絡所廃止	3/31 宮前区役所宮前連絡所の廃止(告示)		1/1 ○出張所の届出業務を区役所区民課に集約し、係制を廃止 4/1 ○区役所に副区長の直轄組織として危機管理担当(地域安全・地域防災)を設置 ○区民協働推進部を再編し、まちづくり推進部を設置 ○子ども文化センター・わくわくプラザ事業の管理運営業務を市民・子ども局子ども本部から各区役所(子ども支援室)に移管(指定管理者による管理運営) ○市民・子ども局に区政推進部を設置 ⇒総合企画局自治政策部(区行政改革推進担当)を廃止し、区役所の予決算・施設整備等に係る事務を市民・子ども局区政推進部区調整課に移管 【部体制】まちづくり推進部・区民サービス部・保健福祉センター・子ども支援室・道路公園センター	3月 川崎市区役所サービス向上指針を改定	平成24年
平成25年			9月～ 区長が市議会予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会へ出席	4/1 ○保健福祉センター保健福祉サービス課及び高齢者支援課を廃止し、児童家庭課及び高齢・障害課を設置 ○川崎区役所危機管理担当に臨海部対策担当を設置 ○中原区役所地域振興課に地域コミュニティ強化担当を設置 ○新たな公立保育所事業を川崎・宮前区で先行実施 10/1 ○東海道かわさき宿交流館を川崎区が管理運営(指定管理者による管理運営)	2月 区役所に設置している川崎市行政サービス端末を削減(各2台→各1台)	平成25年
平成26年			4/1 区の新たな課題即応事業費(1区500万円)を創設	1/1 ○児童家庭課及び川崎区役所各地区健康福祉ステーションに区待機児童ゼロ対策担当を設置 4/1 ○新たな公立保育所事業を全区で実施		平成26年
平成27年	3/31 麻生区役所柿生連絡所廃止	3/31 麻生区役所柿生連絡所の廃止(告示) 12/15 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和46年制定)の一部を改正 ⇒地方自治法の一部改正に伴い、区の事務所が分掌する事務を定める。	4/1 地域課題対応事業費の区独自と局区連携の枠組みを廃止 4/1 区役所等管理運営費を区に直接配当・予算権限を区長に付与	4/1 ○区民課の係体制を住民記録第1～3係に再編 4/1 ○市民・子ども局に市民生活部企画課を設置 ⇒区役所の予決算・施設整備等に係る事務の一部を市民・子ども局区政推進部区調整課から市民・子ども局市民生活部企画課に移管	10月 個人番号制度導入 通知カードの交付開始	平成27年
平成28年	3/31 日吉健康ステーション廃止	「川崎市総合計画」 「川崎市行財政改革プログラム」 「区役所改革の基本方針」		4/1 ○地域保健福祉課、子ども支援室を廃止し、保健福祉センター内に地域みまもり支援センター(地域ケア推進担当・地域支援担当)を設置 ○保育園の管理運営及び地域子育て支援センター事業、子ども文化センター・わくわくプラザ事業、新たな公立保育所事業を各区役所から子ども未来局に移管 ○高齢・障害課から介護保険制度に係る業務を保険年金課に移管 ○大師・田島地区健康ステーションに保護課を設置 ○市民・子ども局区政推進部区調整課から市民文化局コミュニティ推進部区政推進課に組織改編 5/9 麻生区役所柿生分庁舎内に郵送請求事務センターを設置 【部体制】まちづくり推進部・区民サービス部・保健福祉センター・道路公園センター	1月 個人番号カード交付開始 1/22 コンビニ交付開始 4月 川崎市区役所サービス向上指針を改定(第2次改定)	平成28年
平成29年		3月 「新たな地方分権の推進に関する方針」 4/1 川崎市区役所等事務決裁規程廃止 ⇒川崎市事務決裁規程に統合 12月 川崎駅北口行政サービス施設設置運営要綱	4/1 本庁連絡調整担当課の設置 4/1 主に財務事項における区役所の部長専決及び課長専決における権限を局相当地に引き上げ。		12月 行政サービス端末廃止	平成29年
平成30年	2/17 川崎行政サービスコーナー移転	3月 「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」 3月 「川崎市総合計画第2期実施計画」			2/17 川崎行政サービスコーナー祝日業務開始	平成30年
平成31年 令和元年		3月 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針 3月 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」		4/1 ○保健福祉センターを地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)に改称し、地域ケア推進担当、地域支援担当を地域ケア推進課、地域支援課として設置 【部体制】まちづくり推進部・区民サービス部・地域みまもり支援センター・道路公園センター		平成31年 令和元年

注) 規則・要綱等及びサービス向上の末尾に(*)があるものは、既に廃止されている。

年	区の設置、出張所等	総合計画等の策定 規則・要綱等の制定	区の自主事業 予算・機能強化	組織に関すること	システム導入・サービス向上	年
令和2年		3月 「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」		4/1 ○区役所環境整備に係る事務を市民文化局市民生活部企画課から市民文化局コミュニティ推進部区政推進課に移管	7/27 川崎市マイナンバーカードセンター開設	令和2年
令和3年		3月 「今後の市民館・図書館のあり方」 5月 「区における行政への参加の考え方」 5月 「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」 11月 地域デザイン会議の試行に関する要綱（＊）			10/1 各区役所区民課等における証明発行等手数料のキャッシュレス決済を開始（幸区8/23）	令和3年
令和4年		2月 「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」 2月 「新たな地方分権改革の推進に関する方針」改訂 3月 「川崎市総合計画第3期実施計画」 8月 「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」 8月 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」 8月 「（仮称）川崎市民館・労働会館 管理運営計画」			1月 ネットdeスマート（川崎市インターネット事前申請サービス）導入 1月 川崎市保険事務センター開設	令和4年
令和5年				4/1 ○道路公園センターを組織改編し、管理担当、協働・活用推進担当、整備担当を設置	4月 行政手続の原則オンライン化の実施 12/28 川崎市マイナンバーカードセンター時限的交付窓口業務を終了	令和5年
令和6年		3/28 川崎市コミュニティセンター条例 5月 「川崎市地域デザイン会議運営指針」		4/1 ○出張所を区民サービス部からまちづくり推進部に移管	3/1 戸籍証明書等の広域交付を開始 10/15 各区役所におくやみコーナーを設置	令和6年
令和7年	12/5 登戸行政サービスコーナー移転			1/1 ○川崎区役所・支所再編 ⇒支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化 ⇒支所を廃止し、川崎区役所まちづくり推進部内に新たに支所を設置（地域振興担当、地域安全・地域防災担当、地域づくり推進担当、証明サービス担当） ⇒地区健康福祉ステーションを廃止し、川崎区役所地域なまより支援センターに統合 4/1 ○中原市民館、高津市民館及び橘分館の指定管理者制度導入に伴い、中原、高津区役所の生涯学習支援課を廃止し、生涯学習支援担当を設置	10/1 市内5か所にマイナンバーカードセンターを開設（川崎、小杉、溝口、宮前平、新百合ヶ丘）	令和7年
令和8年		3月 「川崎市総合計画第4期実施計画」「川崎市行政改革第4期プログラム」 3月 「区役所改革の基本方針（改定版）」		4/1 ○多摩市民館、麻生市民館及び岡上分館の指定管理者制度導入に伴い、多摩、麻生区役所の生涯学習支援課を廃止し、生涯学習支援担当を設置		令和8年

注)規則・要綱等及びサービス向上の末尾に（＊）があるものは、既に廃止されている。

4 各区の概要

川 崎 区



シンボルマーク

川崎区のイニシャル「K」をモチーフに、多摩川と東京湾の波、都心部の高層ビル群をイメージしています。



▲ 川 崎 区 役 所

人 口	234,231人	面 積	40.25 km ²
世 帯 数	125,177世帯	人口密度	5,931人/km ²
ホームページ	https://www.city.kawasaki.jp/kawasaki/index.html		

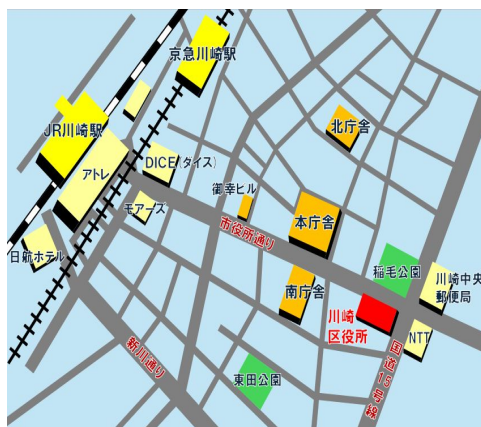
(令和8年4月1日現在)

★区の紹介

川崎区は、昭和47年の政令指定都市移行時に誕生し、東海道五十三次の宿場町である旧川崎町、川崎大師平間寺の門前町である旧大師町、企業で働く人々の住宅地として発展してきた旧田島町の3地区と臨海部の埋立地で構成されています。市の玄関口である川崎駅東口周辺地区は、官公庁や商業・サービス業などが集積する中心市街地として一層充実した都市機能を有するなど、歴史・文化・産業などの魅力ある地域資源が豊富なまちです。

臨海部の殿町地区では、国際戦略拠点「キングスカイフロント」として、ライフサイエンス・環境分野などの先端技術や研究開発拠点が整備されているほか、扇島地区では、カーボンニュートラルの実現と新たな産業創出を目指した大規模土地利用転換の取組が進んでおり、臨海部の持続的発展を担う拠点として期待されています。また、市内唯一の人工海浜を有する東扇島東公園や、展望室からの夜景が日本夜景遺産に認定された川崎マリエンなどが市民の憩いの場になっています。さらに、臨海部の工場や事業所などの生産現場を訪れる産業観光なども新たな川崎の魅力となっています。また、区の特徴の一つとして外国人住民人口が市内で最も多く、多文化共生のまちとしての特色も見ることができます。

臨海部の産業集積や駅周辺の商業集積による賑わいと東海道川崎宿をはじめとする歴史・文化資源の融合により、新たなまちの魅力を創造・発信し、地域への愛着を持ち、誰もが住んで良かったと思えるまちづくりを進めます。外国人区民と地域の相互理解を促進し、皆が安全で安心して生活できる多文化共生のまちづくりに取り組みます。



川崎区役所 電話 044-201-3113 (総合)

〒210-8570 川崎区東田町8番地

●**大師支所** 電話 044-271-0130 (総合)

〒210-0814 川崎区台町26番7号

京浜急行大師線「東門前」駅下車

JR「川崎」駅東口より臨港バス川02系統「キングスカイフロント東」行ほか「昭和町」下車

●**田島支所** 電話 044-322-1960 (総合)

〒210-0853 川崎区田島町20番23号

JR「川崎」駅東口より市営バス川40系統「塩浜営業所前・JFE前」行「渡田小学校前」下車

●**川崎区役所道路公園センター** 電話 044-244-3206

〒210-0834 川崎区大島1丁目25番10号

JR「川崎」駅東口より市バス川10系統「水江町」行ほか「大島四丁目」下車

★ 令和8年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
地域資源を活かしたまちづくり事業 （地域振興課）	地域の様々な団体や東海道かわさき宿交流館との連携により、区の歴史資源を中心とした地域資源の魅力を発信し、新たな賑わいや地域への愛着の創出、地域交流・コミュニティ活動の活性化を推進する。
企業市民交流事業 （地域振興課）	区内企業の地域貢献活動の機運を高め、生活市民と企業市民の交流の場づくりを進めるとともに、区内に散在する近代化遺産・産業文化財を活用して区の魅力発信を推進する。
地域・生涯スポーツ振興事業 （地域振興課）	スポーツ施設等の地域資源を活用しながら、さまざまな世代の住民同士が障害の有無にかかわらず、スポーツを通して交流を図り、コミュニティ形成につながるよう取組を進める。
「音楽のまち・かわさき」推進事業 （地域振興課）	区民に気軽に音楽を楽しんでもらう機会を設けることで、区のイメージアップを図り、「音楽のまち・かわさき」を推進する。
区の花・区の木等環境改善推進事業 （企画課）	「区の花」「区の木」を活用し、区内施設などにおける地域住民との緑化活動や、種子等の配布を通じて、区のイメージアップや環境改善に向けた意識の醸成を図る。
川崎駅周辺環境改善事業 （道路公園センター）	川崎駅周辺で落書き消し、シール剥がし及び市役所通りのごみなん収集・処分を実施し、美観向上、環境改善を図る。
地域包括ケアシステム推進事業 （地域ケア推進課）	地域活動団体等と連携を図るとともに、多様な媒体を活用した普及啓発を通して、地域の特性に合わせた地域包括ケアシステムの構築に取り組む。また、誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の憩いの場「地域の縁側」活動を推進する。
健康づくり・介護予防支援事業 （地域支援課）	区民がいつまでも自分らしく、生き生きとすこやかに過ごせるよう、身近な場所での区民の健康増進活動を推進する。
川崎区子ども・子育て支援事業 （地域ケア推進課）	子育て支援機関との連携強化を図るとともに、子育て情報誌など多様な媒体による情報発信や、子育て支援団体と協力して実施するイベントを通じて子育てしやすい地域づくりを推進する。
外国につながる子どもを対象とした学習支援等事業 （地域ケア推進課）	外国につながる小・中学生が学校生活や地域生活に適応し、健全で安心な生活が送れるよう学習支援を行う。また、学校生活や進路、就職に課題を抱える外国につながる高校生等を対象としたキャリア支援相談を実施する。
地域防災力向上事業 （危機管理担当）	自主防災組織の災害対応力向上及び区民の防災意識の向上を図るとともに、社会情勢に応じた対策を講じた訓練等を実施する。
川崎区危機管理対策事業 （危機管理担当）	地震・風水害に対応するため、区本部体制の更なる充実強化を図る。また、区民・事業者・行政が連携を深め災害に強いまちづくりを推進する。
自転車マナーアップ事業 （危機管理担当）	自転車利用者への交通ルールの遵守、マナー向上と交通事故防止に向けて、各種キャンペーンや交通安全教室などを実施する。
川崎区新入学児童「交通安全絵のコンクール」事業 （危機管理担当）	新入学児童を対象とした「交通安全絵のコンクール」を通じて、地域、家庭、学校が一体で、子どもを交通事故から守るという意識の向上を図る。
多文化共生コミュニティ促進事業 （企画課）	外国人区民が、必要な行政情報・サービスにつながるができるようにすること、社会の構成員として地域の様々な活動に参加できるようにすることを目指して、定例的・継続的な場づくりに取り組む。
地域多文化理解促進事業 （企画課）	外国人住民を対象とした防災講座等の実施に加え、地域社会への包摂を目指して、地域住民の多文化理解を促進する多文化理解講座や町内会・自治会向けの翻訳支援事業に取り組む。
区役所等多文化対応力向上事業 （企画課）	保健福祉に係る手続・相談等の通訳・翻訳に加え、多様な媒体を活用した行政・地域情報の効果的発信のほか、職員を対象とした研修など、区役所における多文化対応力の向上を図る。
多文化共生推進連携基盤運営事業 （企画課）	川崎臨海部の産業を支える区内中小企業における深刻な人材不足に対応するために育成就労制度の活用が進むことによって、生活支援や日本語教育を要する層の外国人がより一層増加することが想定されることから、企業と連携した取組を推進する。
地域コミュニティ推進事業 （企画課）	これからのコミュニティ施策の基本的考え方に基づく「希望のシナリオ」の実現に向けて、まちのひろばの創出など区における地域コミュニティに関する取組を推進する。

幸 区



シンボルマーク

無限大のマークと幸の頭文字「S」をイメージしています。二つの輪は、区民のつながりと活力に満ちた区を表現しています。



▲ 幸 区 役 所

人 口	176,560人	面 積	10.09 km ²
世 帯 数	84,860世帯	人口密度	17,638人/km ²
ホームページ	https://www.city.kawasaki.jp/saiwai/index.html		

(令和8年4月1日現在)

★区の紹介

区の名称は、明治17年に明治天皇が観梅のため御幸したことを記念して名付けられた旧名「御幸」の一字を残し「幸区」とされました。市の南東部に位置し、多摩川、鶴見川及び矢上川に囲まれた地形で、市内で2番目に人口密度の高い区です。

近年、J R川崎駅、鹿島田駅、新川崎駅周辺を中心に、大規模集合住宅の建設が続いており、子育て世帯を中心に人口の増加が進んでいます。J R川崎駅西口には、音楽のまちを代表する「ミューザ川崎シンフォニーホール」、大規模商業施設「ラゾーナ川崎プラザ」、「KAWASAKI DELTA」等のほか、ホリプロ初のエンタメホール「SUPERNOVA KAWASAKI」が立地するなど、まちづくりが進むとともに、市内外から多くの人が集まり、賑わいを見せています。また、J R新川崎駅に隣接する新川崎・創造のもり地区では、慶應義塾大学の研究施設「K² タウンキャンパス」、かわさき新産業創造センター(K B I C)、産学官共同研究施設(N A N O B I C)、産学交流・研究開発施設(A I R B I C)があり、日本 I B Mの量子コンピューターをはじめとした世界最先端の研究開発が展開されています。一方、古墳や遺跡が多数あり、里山環境を残した加瀬山には、市内唯一の動物園である「夢見ヶ崎動物公園」があり、約50種の動物を間近で見ることができます。春には桜や区の花ヤマブキが咲き誇り、子ども達の遠足や家族連れなどで賑わう公園一帯は、区の貴重な地域資源であり、憩いの場となっています。



幸区役所 電話 044-556-6666 (総合)
〒212-8570 幸区戸手本町1丁目11番地1

●**日吉出張所** 電話 044-599-1121

〒212-0055 幸区南加瀬1丁目7番17号
J R南武線「鹿島田」駅下車、J R「川崎」駅西口から市営バス・臨港バス「夢見ヶ崎動物公園前」下車、J R横須賀線「新川崎」駅下車

●**幸区役所道路公園センター** 電話 044-544-5500

〒212-0053 幸区下平間357番地3
J R「川崎」駅西口から東急バス「武道館前」、市営バス「小向西町」下車

★ 令和 8 年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
御幸公園梅香事業 （道路公園センター）	区民との協働により持続可能な取組を推進し、御幸公園の賑わい創出や梅林を身近に感じられる機会を創出することで、幸区の魅力向上を図る。
さいわい音楽推進事業 （地域振興課）	ミューザ川崎シンフォニーホールなどの地域資源を活用し、区民が身近な場所で良質な生の音楽に親しめる環境をつくり、音楽を通じて多様な区民の多彩な文化、芸術活動が創出され、区民が地域に愛着と誇りを持てる、活力と魅力あるまちづくりを推進する。
さいわいものづくり体験事業 （地域振興課）	新川崎・創造のもりなど、研究開発施設等が集積した幸区の特徴を活かした科学体験イベントを実施する。
花と緑のさいわい事業 （地域振興課）	区内の緑化推進と区民の緑化意識の高揚を図るとともに、区民同士の交流を促進するため、花と緑の潤いあるまちづくりを推進する。
地域の魅力発信事業 （企画課）	貴重な地域資源である鉄道ビュースポットや絵本作家かこさとしさんのゆかりの地といった区の魅力について、その魅力を高めるとともに、区民に発信する。
地域活性化推進事業 （企画課）	川崎駅西口周辺を中心とした地域資源を活用し、地域が一体となった多様な主体によるイベント等を実施することで、新たな多世代の交流及びまちの賑わいを創出し、地域の活性化を推進する。
幸区地域包括ケアシステム推進事業 （地域ケア推進課）	区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域を実現するため、地域住民が主体となり、人と地域のつながりが活発で、互いに支え合う地域づくりを進める。
こども・子育て支援事業 （地域ケア推進課）	子育て関連情報の提供、公園を活用した子育て交流の場の提供、中高生向け地域ボランティア等各種事業を通じ、区民の子ども・子育て支援に取り組む。
児童虐待防止・こども相談支援事業 （地域支援課）	関係機関との会議や研修会の開催を通じて、要保護児童の早期把握に努めるとともに、孤立感や不安感なく安心して子育てができる地域づくりを進める。
幸区待機児童対策事業 （児童家庭課）	多様な保育事業に関する情報提供を行い、保育の選択肢を広げ、利用者に対するきめ細やかな相談・支援を実施して待機児童の解消を図る。
地域コミュニティ推進事業 （地域振興課）	地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会などの地域団体が安定的に地域活動に取り組み、暮らしやすい地域社会の構築に寄与する取組を進める。
市民館コミュニティ推進事業 （生涯学習支援課）	多様な主体が出会い、つながるとともに、潜在的な地域人材を発掘・育成し、市民が自ら地域の課題解決や活動・交流に参加していけるよう支援する。
交通安全普及啓発事業 （危機管理担当）	区内での自転車関連事故等の現状を踏まえ、幅広い世代に対して交通安全意識の向上を図るため、交通安全教室の開催、街頭啓発活動を通じた交通ルール・マナー向上の取組を推進する。
幸区災害対策推進事業 （危機管理担当）	避難所運営会議・訓練の運営支援、講座等の実施による自主防災組織の活性化、地域住民や企業、関係団体・機関等との連携による実践的な総合防災訓練の実施、区本部・避難所の防災資器材の充実など、区内の防災基盤整備の取組を進める。

中原区



「中」の字をベースに心ふれあうまちを表し、上下に伸びる縦軸は未来に発展する中原区の姿を象徴しています。

シンボルマーク



▲ 中 原 区 役 所

人 口	270,509人	面 積	14.81 km ²
世 帯 数	141,381世帯	人口密度	18,352人／km ²
ホームページ	https://www.city.kawasaki.jp/nakahara/index.html		

(令和8年4月1日現在)

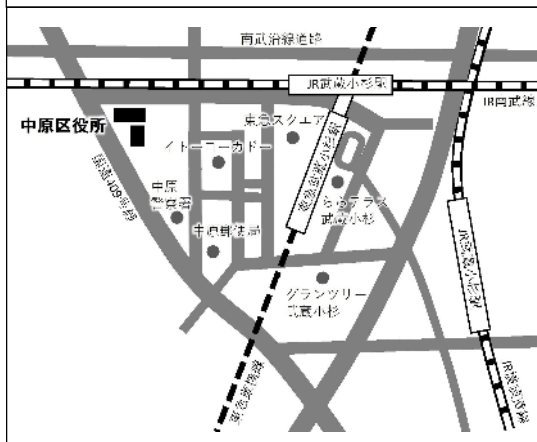
★区の紹介

中原区は、東西に細長い市のほぼ中央に位置し、区域の大部分は多摩川に抱かれた平坦部ですが、横浜との市境の井田地区などには豊かな緑の残る丘陵地が広がっています。

「中原」という名称は、中原御殿（徳川家康の鷹狩などの際の宿泊所（平塚市））と江戸を結んでいた中原往還（中原街道）の中継地としての仮御殿や、現代の役所にあたる陣屋が小杉にあったことに由来しています。

交通の利便性が良く、都心部のベッドタウンとして宅地化が進み、近年では武蔵小杉駅周辺のタワーマンションの建設ラッシュなどにより、特に若い世代の人口が急増し、市内で最も人口が多い区となっています。また、企業の研究・開発部門などがＪＲ南武線沿線に集積し、商業施設が多く立地していることから、市内外からの来街者も多く、全国的にも注目されるまちとなっています。

一方で、多摩川の雄大な流れに面し、区内を流れる二ヶ領用水や渋谷沿いの散策路では、桜並木や区の木「モモ」が楽しめるなど、自然豊かな住環境が整っています。また、広大な敷地を誇る等々力緑地には、「Uvance とどろきスタジアム by Fujitsu」や「東急ドレッセとどろきアリーナ」、「等々力球場」といったスポーツ施設のほか、釣池、四季園、ふるさとの森など自然とのふれあいを深める施設も充実し、市民の方々に親しまれています。



中原区役所 電話 044-744-3113 (総合)
〒211-8570 中原区小杉町3丁目245番地

●中原区役所道路公園センター

電話 044-788-2311

〒211-0041

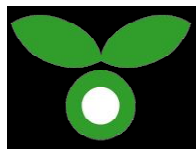
中原区下小田中2丁目9番1号

ＪＲ南武線「武蔵中原」駅下車

★ 令和8年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
地域防災力強化事業 （危機管理担当）	地域防災力の強化を目的に、防災冊子の作成やイベントの開催による防災啓発、自主防災組織や避難所運営会議の支援、武蔵小杉駅周辺地域の帰宅困難者対策、中原区防災連携協議会の運営などを実施する。
中原区地域包括ケアシステム 推進事業 （地域ケア推進課）	地域包括ケアシステムに係る地域での話し合いや取組の連携を通じて、子育て世代から高齢・障害者等すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムを推進する。
子どもの発達支援事業 （地域支援課）	子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者が安心して地域で過ごせるよう、保護者同士のピアサポートの場である発達支援セミナー、保護者ミーティングを実施し相互交流の推進を図る。また子どもの発達支援に関わる関係機関・団体が発達支援に関する課題を共有・検討し、発達支援活動の向上を図る。
中原区総合子どもネットワーク 事業 （地域ケア推進課）	各種子ども・子育て支援に関係する団体、機関と連携し、なかはら子ネット通信の発行、なかはら子ども未来フェスタの開催、子育て自主グループ支援及び子育てボランティアの研修・交流会の実施などを通じて、区民と協働で総合的な子ども・子育て支援を展開する。
中原区子育て支援推進事業 （地域ケア推進課）	区内16か所で開催する「子育てサロン」などへの支援を通じて、子育て中の親子の孤立を防ぎ、仲間づくりや居場所づくりなど地域の中での子育て支援を行う。
環境まちづくり支援事業 （企画課）	区民・市民活動団体・企業・行政の協働により、身近な環境について学ぶイベントの開催や、区内の小学校等で学ぶ「子ども環境授業」の実施など、環境に関する地域の取組を進める。
なかはらスポーツのまち 推進事業 （地域振興課）	区内を活動拠点とするスポーツチームや体育施設などのスポーツ資源を活用し、スポーツパートナーと連携した各種スポーツ教室の開催など、地域の活性化に向けた取組を推進する。
商店街と連携した地域のまち づくり推進事業 （地域振興課）	商店街を地域の情報交換や交流の場として活用し、地域の活性化に向けた取組を推進する。
中原区広報・広聴推進事業 （企画課）	区内を活動拠点とする地域メディアなどの資源を活用し、テレビやラジオで区の情報番組を放送するなど、地域情報発信の推進を行う。
小杉駅周辺の新たなコミュニ ティ推進事業 （地域振興課）	タワーマンション建設などの再開発により居住者が増加した当地域において、持続可能かつ魅力的な住み続けたい街となるよう、住民・企業など様々な主体との共創により地域の愛着づくり及びコミュニティ形成の支援に取り組む。

高 津 区



シンボルマーク

若葉と円は、恵まれた緑と限りない成長・発展、そして多摩川などの水滴を表し、同時に生活・産業・文化の調和と連帯をイメージしています。



▲ 高 津 区 役 所

人 口	237,732人	面 積	17.10km ²
世 帯 数	118,475世帯	人口密度	14,531人/km ²
ホームページ	https://www.city.kawasaki.jp/takatsu/		

(令和8年4月1日現在)

★区を紹介

高津区は、多摩川や二ヶ領用水の流れる平坦地と多摩丘陵の一角を形成する丘陵地、さらにそれらをつなぐ多摩川崖線の斜面緑地によって区域が構成され、豊かな水辺空間と起伏ある地形が特徴です。

また、江戸時代より二子の渡し、大山街道を中心とした交通の要所として発展し、独自の商業文化が栄えるとともに、歌人・岡本かの子や陶芸家・濱田庄司、名誉市民・岡本太郎など多くの芸術家を輩出しています。さらに、二ヶ領用水久地円筒分水、本市初の国指定史跡である橘樹官衙遺跡群、子母口貝塚や由緒ある神社仏閣などがあり、まちの記憶を残す豊富な歴史的・文化的資産にも恵まれています。

一方、区内の産業は、最先端技術産業をものづくりの面から支える中小の加工組立型企業が集積し、研究開発型企業の育成・交流などを目的とした「かながわサイエンスパーク（KSP）」があります。

溝口駅周辺地区は、商業ビル「ノクティ」などからなる商業地域が形成されています。さらに、溝口駅前ペDESTリアンデッキ「キラリデッキ」、溝口駅南北自由通路、溝口駅南口広場などの整備により、都市基盤の整備も進展しています。

また、市脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050）のモデル地区として、区民の環境配慮型ライフスタイルへの行動変容の実現に向けて各種取組を進めているとともに、豊かな自然と歴史的・文化的資産を活かした魅力と活力ある区づくりを進めています。



高津区役所 電話 044-861-3113（総合）
〒213-8570 高津区下作延2丁目8番1号

●**橘出張所** 電話 044-777-2355

〒213-0022 高津区千年1362番地1

JR南武線「武蔵溝ノ口」駅より市営バス
梶ヶ谷駅行「新作八幡下」下車又は東急バス
蟹ヶ谷行「橘出張所前」下車

●**高津区役所道路公園センター**

電話 044-833-1221

〒213-0001 高津区溝口5丁目15番7号
東急田園都市線「高津」駅下車

★ 令和8年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
たかつランドマーク保全活用事業 (企画課、地域振興課、道路公園センター)	高津区のランドマークとなっている歴史的・文化的資源の保全・活用を推進し、憩いの場や賑わいの創出を図る。
たかつ魅力ネットワーク事業 (地域振興課、企画課)	大山街道など高津区の地域資源を活かした事業を展開し、高津の魅力を発信する。
たかつ地域コミュニティ活動支援事業 (地域振興課、企画課)	地域連携の促進を図りながら、区民による「まちのひろば」の創出に向けた支援を行う。また、町内会・自治会の未加入世帯に向けた加入促進の取組や、地域団体の役割の発信により、地域コミュニティを活性化する。
たかつ音楽・スポーツネットワーク事業 (地域振興課)	地域で活躍する音楽やスポーツ関係団体の連携によるイベント等を通じて、地域コミュニティの活性化や世代間交流の充実を図る。
子育て支援事業 (地域ケア推進課)	子育て中の親子などが交流、学習する機会や場を提供することにより、子育て当事者の子育て力の向上を図り、子どもが健やかに育ち、子育てしやすいまちづくりを目指す。
健康長寿のまちづくり推進事業 (地域ケア推進課、地域支援課)	「高津公園体操」の普及啓発や、健康づくりの活動団体の交流を図り、「健康寿命の延伸」や「多世代交流」、「見守り活動」など共に支え合う地域づくりにつなげる。
高津区地域包括支援ネットワーク推進事業 (地域ケア推進課、地域支援課、高齢・障害課)	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、在宅医療の普及啓発の促進や、マンションにおけるつながりづくり等を推進する。
高津区防災まちづくり推進事業 (危機管理担当)	自助（区民一人ひとりの防災に対する意識・行動力の強化）、共助（関係機関の連携強化、避難所運営会議・訓練の支援）、公助（職員のスキル向上に基づく区災害対策本部体制の強化）の取組を進め、高津区全体の地域防災力・災害対応力の向上を図る。
交通安全の普及啓発事業 (危機管理担当)	交通事故件数の増加を踏まえ、歩行者、自転車利用者等に交通安全意識の向上を図るため、街頭啓発や交通安全教室などを実施し、交通事故の減少に向けた取組を推進する。
高津区プロモーション推進事業 (企画課)	高津区の区政情報を広く区民に周知するとともに、区民の地域に対する愛着や誇り（シビックプライド）を醸成していくための取組を推進する。
「エコシティたかつ」推進事業 (企画課)	「エコシティたかつ」推進方針に基づき、地球温暖化緩和策、気候変動適応策などの取組を、多様な主体との連携により地域レベルで推進するとともに、区民の環境意識の向上を目指す。

宮 前 区



シンボルマーク

宮前区の「M」をハート型にアレンジ、色はブルーで「知性」を、楕円は黒で「力強い大地」を意味し、区民の和と英知の結集により未来へ飛躍する姿を表しています。



▲ 宮 前 区 役 所

人 口	235,388人	面 積	18.60 km ²
世 帯 数	105,546世帯	人口密度	12,648人／km ²
ホームページ	https://www.city.kawasaki.jp/miyamae/		

(令和8年4月1日現在)

★区を紹介

宮前区は、川崎市の北西部、多摩丘陵の一角に位置しています。昭和57年の行政区再編成に伴って高津区から分区し、令和4年7月1日に区誕生40周年を迎えました。

区内には、弥生時代から古墳時代にかけての「東高根遺跡」や横穴式石室をもつ「馬絹古墳」など歴史的に貴重な史跡が残されています。また、奈良時代に建てられ、都の文化を伝えた「影向寺」には国の重要文化財に指定されている「薬師如来三尊像」が安置されています。

昭和41年に東急田園都市線の溝の口から長津田までの延長、昭和43年の東名高速道路・東名川崎インターチェンジ開通・開設などにより交通網が整備されると、急激な人口増と都市化が進みました。一方、東高根森林公園や菅生緑地など区内には緑も多く、憩いの場として多くの人々が訪れ自然に親しんでいます。さらに、「カップパーク鷺沼」には、鷺沼ふれあい広場やフットサル施設「フロンタウンさぎぬま」などがあり、区のシンボルゾーンとして活用されています。

また、区のPRキャラクター宮前兄妹（メロー・コスミン）は様々なイベントなどで活躍し、区民に親しまれています。

これからも新しい文化と古くからの伝統、それぞれの良さを活かしながら、自然を大切に守り、さらにコミュニティづくりや文化・スポーツ活動などを進め、緑に包まれ、心の通ったまちを目指していきます。



宮前区役所 電話 044-856-3113 (総合)

〒216-8570 宮前区宮前平2丁目20番地5

●**向丘出張所** 電話 044-866-6461

〒216-0022 宮前区平1丁目1番10号

東急田園都市線「溝の口」・JR南武線「武蔵溝ノ口」駅から市営バス「向丘出張所」下車

東急田園都市線「宮前平」駅から市営バス「向丘出張所」下車

●**宮前区役所道路公園センター** 電話 044-877-1661

〒216-0003 宮前区有馬2丁目6番4号

東急田園都市線「宮前平」駅下車

★ 令和8年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
みやまえ太鼓ミーティング 開催事業 (地域振興課)	区内の和太鼓団体による演奏のほか、地域に伝わる民俗芸能の舞台を取り入れた「響け！みやまえ太鼓ミーティング」を開催し、文化・伝統の再認識と、保存・継承に向けた担い手の発掘と育成につなげる。
地域の魅力発信事業 (地域振興課)	区内の史跡や農などの地域資源を活用したウォーキングイベントの実施や、農産物直売所ガイド&マップの配布などによる情報発信を行い、多様な人材の参画による地域づくりを促す。
宮前区市民提案型総合情報 発信事業 (企画課)	区内の様々な魅力・情報の発信に向けて、市民活動団体等からの事業提案を募集し、協働による取組を推進する。
みやまえご近助さん事業 (地域振興課)	様々な地域活動の情報を町名ごとに掲載し、身近な暮らしの中でのつながりづくりを応援する宮前区ご近所情報サイト「みやまえご近助さん」について、リニューアルを機に、区民に向けた情報発信を積極的に行うことで、地域活動への参加や町内会・自治会への加入促進につなげていく。
多様な主体が参画する子ども あそびランド事業 (生涯学習支援課)	遊びを通じて子どもと中高生・シニアなど世代間や多様な市民の交流を図るため、「夏休み子どもあそびランド」を実施する。
地域包括ケアシステム推進 事業 (地域ケア推進課)	子どもから高齢者までがゆるやかにつながり、安心して暮らせる地域づくりに向けた取組や情報発信を通じて、地域包括ケアシステムを推進する。
しあわせを呼ぶコンサート開催 事業 (地域振興課)	障害者が出演するコンサートを開催し、交流と相互理解を深め、心のバリアフリーや障害者の自立支援・社会参画の拡大を目指す。
花と緑のあふれる住みよいまち づくり事業 (地域振興課)	区内で主体的に花壇管理、整備を行う緑化活動団体への花苗の提供や公園の自主管理組織への支援により、地域コミュニティの形成を支援するとともに、地域の緑化により区のイメージアップを図る。
防災意識普及啓発事業 (危機管理担当)	災害に備え区民の防災意識の向上と地域人材の育成を図るため、防災フェア、防災推進員養成研修及び防災推進員フォロー研修を開催する。
宮前区スポーツ環境整備事業 (地域振興課)	スポーツ施設の少ない宮前区で、安全に安心して多くの区民がスポーツなどに親しめる環境を整えるため、既存施設の補修整備を実施する。
向丘出張所活用事業 (向丘出張所)	向丘地区のイベントや地域情報などをSNSや広報紙で発信する。庁舎の環境整備をはじめ、地域ボランティアと協働しながら、出張所を地域の居場所及び活動・交流の場として利用する取組を推進する。

多 摩 区



シンボルマーク

頭文字の「多」は二羽の鳥の姿になり豊かな自然環境をイメージするとともに、自然と調和して生活する区民と未来へ飛躍する区の姿を表しています。



▲ 多 摩 区 役 所

人 口	230,135人	面 積	20.39 km ²
世 帯 数	122,625世帯	人口密度	11,226人/km ²
ホームページ	http://www.city.kawasaki.jp/tama/index.html		

(令和8年4月1日現在)

★区を紹介

多摩川や二ヶ領用水が流れ、南部に多摩丘陵が広がる多摩区は、昭和47年4月1日に川崎市が政令指定都市へ移行したことに伴い誕生しました。昭和57年7月1日には、多摩区の西部が麻生区として分区され、現在に至っています。

都心への交通手段などに恵まれていることもあって、昭和30年代以降に急速に都市化が進みましたが、現在も「多摩川梨」の栽培が盛んだった農村地帯としての景観も随所に見られます。

特に多摩丘陵に位置する生田緑地には、約120haの広大な緑の中に、世界的にも著名な芸術家・岡本太郎の作品を収蔵した「岡本太郎美術館」や東日本の代表的な古民家を集めた「日本民家園」、春と秋に一般開放される「ばら苑」、世界的に人気のあるまんが「ドラえもん」などの原画が鑑賞できる「藤子・F・不二雄ミュージアム」、世界最高水準の星空を映す最新型メガスターを擁する「かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）」があり、多くの方に親しまれています。

また、区内に立地するなど区にゆかりのある3つの大学（専修大学、明治大学、日本女子大学）の学生と区民との協働によりさまざまな取組が行われています。

このような豊富な観光資源や地域資源を活用し、市民活動団体や事業者、3大学といった多様な主体との協働・連携による「水と緑と学びのまちづくり」を進めています。



多摩区役所 電話 044-935-3113（総合）

〒214-8570 多摩区登戸 1775 番地 1

●**生田出張所** 電話 044-933-7111

〒214-0038

多摩区生田 7 丁目 16 番 1 号

小田急線「生田」駅下車

●**多摩区役所道路公園センター**

電話 044-946-0044

〒214-0008

多摩区菅北浦 4 丁目 11 番 20 号

小田急バス「馬場 3 丁目」下車

★ 令和8年度 主な地域課題対応事業

事業名(担当課)	事業内容
観光振興・タウンプロモーション推進事業 (地域振興課)	区内の豊富な地域資源を活用し、区民や観光団体と連携して、地域のイベントやSNSを通じて区の魅力を発信し、地域の活性化に取り組む。
音楽による区の魅力発信・地域交流創出事業 (地域振興課)	「たまアトリウムコンサート」や「たま音楽祭」等を開催することで、区民が音楽芸術に身近に触れる機会と地域の音楽家が日ごろの成果を発表する場を提供し、区の魅力を発信するとともに、音楽による地域交流の促進と文化活動の活性化に取り組む。
多摩区スポーツ推進事業 (地域振興課)	「多摩区スポーツフェスタ」を開催し、スポーツに親しむ機会の提供やスポーツ選手との交流を通して、健康で元気なまちづくりを推進するとともに、区のスポーツ資源である「Anker フロントアウ生田」との連携事業を実施し、地域住民の交流、地域の活性化を推進する。
多摩区危機管理事業 (危機管理担当)	危機管理機能の向上のため、職員向けに各種自然災害時における避難所開設、初動対応等の研修を実施するとともに、民間事業者等のノウハウを活用した各避難所の備蓄倉庫の物品整備及び整理を進めることで、的確で迅速な災害対応を行うための体制を強化する。
多摩区安全・安心まちづくり推進事業 (危機管理担当)	地域、警察、消防、行政が連携し、防犯、防火、交通安全、放置自転車対策などに取り組む推進体制を整備するとともに、犯罪発生を抑止や交通安全意識の普及、交通マナーの向上を図る。
多摩区環境衛生推進事業 (衛生課)	動物愛護の啓発イベントを実施し、動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深め、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を図る。
多摩区こども総合支援推進事業 (地域ケア推進課)	区内の子ども・子育てに関わる関係機関・市民活動団体等と行政機関によるネットワーク会議を開催し、地域全体で子育て支援に取り組む地域づくりを推進する。
パサージュ・たま開催事業 (地域ケア推進課)	障害福祉への理解と関心を深めてもらうとともに、障害者が地域社会とのつながりを持つことを目的として、区役所等で「パサージュ・たま」を開催することで、区内の障害者団体や生活・就労支援を行っている障害者施設等の普及啓発活動を行う。
多摩区地域包括ケアシステム推進事業 (地域ケア推進課)	小・中学生に対する認知症に関する養成講座、講演会を開催するほか、地域の状況調査やモデル事業の成果を活かし、地域の特性に合わせ、次世代につながる多世代で支え合う地域づくりを進める。
多摩区・3大学連携事業 (企画課)	区役所・専修大学・明治大学・日本女子大学が連携し、「大学・地域連携事業」や「大学生の地域参加促進事業」等の実施を通して、大学と地域の交流を図り、地域の課題に対して、大学と地域の連携による実践的取組を推進する。
多摩区コミュニティ施策 区域レベル取組推進事業 (企画課)	「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」における区域レベルの取組推進のため、区民が運営する「ソーシャルデザインセンター」による地域活性化や中間支援の取組などへの支援を行い、市民創発による地域課題の解決に向けた取組を進める。
生田地区コミュニティ推進事業 (生田出張所)	生田っ子広場の周知、地域との協働を重点に事業を進める。生田地区内で活動している地域団体などが主体となって、生田っ子フェスタを開催する。また、今後の広場管理を行う担い手の発掘の場として、花壇への花植え事業を地域団体や民間企業の協力のもと進める。

麻 生 区



麻生という地名の由来を大切に、昔、この地域で多くとれたという意味で「麻の実」をデザインし、その中に ASAO の「A」を組み込んでいます。



シンボルマーク

▲ 麻 生 区 役 所

人 口	179,818人	面 積	23.11km ²
世 帯 数	82,016世帯	人口密度	7,734人/km ²
ホームページ	https://www.city.kawasaki.jp/asao/index.html		

(令和8年4月1日現在)

★区の紹介

麻生区は昭和57年7月1日、川崎市の行政区再編によって、多摩区から分区し誕生し、令和4年に40周年を迎えました。麻生の名の起こりは、8世紀頃から朝廷への貢ぎ物だった麻布の原料である麻を広く産した地であったことによると伝えられています。1214年（鎌倉時代）に王禅寺で発見されたといわれ「柿生」（かきお）の名の由来にもなった「禅寺丸柿」は、区の木になっています。

昭和2年に小田急線の柿生駅ができた後、昭和40年以降に開発が進められ、昭和49年に区を中心となる新百合ヶ丘駅が誕生。百合丘や新百合ヶ丘の地名の由来となった「ヤマユリ」が後に区の花となりました。

現在、新百合ヶ丘駅周辺には、麻生区総合庁舎、文化センター、消防署があるほか、駅南側には大型ショッピングセンター、映画館などからなる商業地域が形成されています。また、芸術・文化のまちづくりが進められ、大学や施設が集積し、年間を通じて市民の手による芸術・文化のイベント等が開催されています。

一方、区内は里地・里山など緑のうるおいにあふれ、一人当たりの公園緑地面積は約11㎡と、7区で最も高くなっているとともに、黒川、岡上、早野の農業振興地域、農産物直売所セレスモス、明治大学黒川農場など豊かな農業資源が存在しており、これらの地域資源を活かしながら、地域と連携して住みやすいまちづくりを目指しています。



麻生区役所 電話 044-965-5100 (総合)
〒215-8570 麻生区万福寺1丁目5番1号

●麻生区役所道路公園センター

電話 044-954-0505
〒215-0026
麻生区古沢120番地
小田急線「新百合ヶ丘」駅下車

★ 令和8年度 主な地域課題対応事業

事業名（担当課）	事業内容
しんゆり・芸術のまち推進事業 （地域振興課）	「しんゆり・芸術のまち」の取組を区全体に広げ、「芸術・文化のまち麻生」の確立を目指すため、芸術関連施設や地域の団体などの地域資源と連携し、情報発信やイベント支援等を行う。
麻生音楽祭開催事業 （地域振興課）	区内を中心に音楽活動をしている団体や小・中・高校などが活動の成果を披露し、交流を図るとともに、芸術・文化の向上を図るため、麻生音楽祭を開催する。
イメージアップ推進事業 （企画課）	芸術・文化に関連する地域資源を活用し、さまざまな団体と連携したイベントを開催するなど、地域の魅力を高め、地域への愛着を深めるとともに、次の100年に向けたまちづくりを推進する。
農と環境を活かした連携事業 （企画課）	大学や農業者、区民等との連携により、区内の貴重な農業資源や緑地などの環境資源を活用し、里山保全活動や収穫体験等のグリーンツーリズムによる地域活性化に向けた取組を推進する。
麻生区SDGｓ推進事業 （企画課）	持続可能なまちづくりを目指し、SDGｓ推進に向けた取組を推進する。また、地球温暖化対策や自然エネルギーの活用など、環境に関する普及啓発を推進する。
地域防災力の向上事業 （危機管理担当）	効果的な啓発により自助の意識の醸成を図るとともに、区総合防災訓練の実施や避難所運営会議、自主防災組織への支援を行う等、多様な主体と連携し地域住民の防災力向上に取り組む。
麻生区安全・安心まちづくり事業 （危機管理担当）	警察署・消防署と連携した「麻生セーフティメール」の運用や、安全パトロール実施組織及びわんわんパトロールへの支援、安全・安心に関する研修会、交通安全教育を実施する。
大学との連携事業 （地域ケア推進課）	「麻生区・大学 公学協働ネットワークに関する協定」に基づき、近隣の大学の専門性を活かした講座や体験学習を通して、子ども・子育て支援等に取り組む。
多様な主体と連携した地域包括ケアシステム推進事業 （地域ケア推進課）	自助・互助の意識醸成に向けた普及啓発や情報発信を実施するとともに人材発掘・育成を進め、区民主体の地域づくりを推進する。また、関係機関や民間企業等と連携し、区の実情に応じた子ども・子育て支援を推進する。
麻生区市民活動支援施設活用事業 （地域振興課）	「麻生市民交流館やまゆり」を区における市民活動支援の拠点と位置付け、市民の主体的な運営参画を実現することにより、市民活動の一層の推進を図る。
スポーツのまち麻生推進事業 （地域振興課）	魅力あるスポーツのまちづくりを推進するため、区内の様々なスポーツ資源を活用した連携事業を実施するとともに、区民が自主的に行うスポーツ大会の支援を行う。
区政・地域情報提供事業 （企画課）	区民から広く意見を聴取し、今後のまちづくりに生かすため、区民アンケートを実施する。また、麻生区ガイドマップを最新の情報に更新し、改訂版を発行する。

5 区関係諸統計

(1)面積・世帯数・人口

(令和8年3月31日現在)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
面 積 (Km ²)		144.35	40.25	10.09	14.81	17.10	18.60	20.39	23.11
世 帯 数		818,807	137,708	90,906	144,618	122,893	112,745	123,251	86,686
人 口	総数	1,546,382	235,736	177,078	266,395	233,365	234,660	221,332	177,816
	男	781,627	127,819	90,003	134,127	116,626	114,538	112,381	86,133
	女	764,755	107,917	87,075	132,268	116,739	120,122	108,951	91,683
人 口 密 度 (人/Km ²)		10,816	5,945	17,702	18,124	14,217	12,667	10,854	7,635

* 世帯数と人口は、住民基本台帳人口による数値である。

* この面積は、川崎市が公表している数値である。

なお、人口密度の算出に用いた面積は、総務省統計局ホームページ
「地図で見る統計(統計GIS)」の数値である。

・区分別人口・性比・平均年齢

(令和8年3月31日現在)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
年少人口 (0～14歳)		172,654	22,162	22,161	30,893	25,837	29,003	22,456	20,142
生産年齢人口 (15～64歳)		1,058,499	162,213	118,147	192,800	162,240	154,660	154,633	113,806
老年人口 (65歳以上)		315,229	51,361	36,770	42,702	45,288	50,997	44,243	43,868
性 比		102.2	118.4	103.4	101.4	99.9	95.4	103.1	93.9
平均年齢	総数	44.7	45.7	44.5	42.4	44.4	45.6	44.3	47.1
	男	43.7	44.6	43.2	41.6	43.4	44.5	43.3	45.8
	女	45.8	46.9	45.8	43.3	45.5	46.6	45.4	48.2

* 人口と平均年齢は、住民基本台帳人口から算出している。

* 性比とは女性100人に対する男性の数を表したものである。

(資料:総務企画局都市政策部統計情報課)

(2)戸籍事務取扱件数

(令和7年度)

種別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
戸籍届出件数	出生	14,020	1,773	1,722	3,006	2,154	1,859	2,167	1,339
	国籍留保	122	18	14	23	16	23	18	10
	認知	208	61	17	34	30	21	31	14
	養子縁組	638	147	94	61	94	99	81	62
	養子離縁	195	39	35	16	38	28	28	11
	73条の2等	13	4	1	0	3	1	2	2
	婚姻	16,054	2,292	1,754	3,484	2,425	2,022	2,578	1,499
	離婚	3,361	630	382	550	523	485	462	329
	77条の2等	1,342	241	162	202	212	225	166	134
	親権・後見等	48	4	7	10	6	11	6	4
	死亡	17,599	3,638	2,146	2,625	2,382	2,535	2,176	2,097
	失踪	16	3	3	6	2	1	0	1
	復氏	24	5	1	4	4	3	3	4
	姻族関係終了	49	8	4	7	5	13	10	2
	相続人排除	4	1	0	1	1	0	0	1
	入籍	1,784	342	204	322	261	261	231	163
	分籍	512	108	53	82	66	61	93	49
	国籍取得	11	2	1	1	5	0	0	2
	帰化	149	41	16	32	15	8	20	17
	国籍喪失	18	0	3	2	1	6	3	3
	国籍選択	115	30	11	21	15	12	13	13
	外国国籍喪失	6	2	1	1	0	0	0	2
	氏変更	238	39	14	51	36	29	36	33
	名変更	79	13	8	14	15	11	9	9
	転籍	6,068	822	704	989	897	1,002	923	731
	就籍	0	0	0	0	0	0	0	0
	訂正・更正	571	108	71	101	101	72	75	43
	追完	25	5	1	7	2	3	4	3
	その他	52	14	6	7	2	16	4	3
	不受理	439	58	38	71	52	90	74	56
	合計	63,760	10,448	7,473	11,730	9,363	8,897	9,213	6,636
戸籍関係証明書・件数	戸籍全部事項証明	82,053	19,223	8,154	12,430	11,913	10,604	10,644	9,085
	戸籍謄本(不適合)	11	9	0	0	0	0	2	0
	戸籍個人事項証明	8,409	1,655	683	1,281	1,384	1,072	1,268	1,066
	戸籍抄本(不適合)	1	0	0	1	0	0	0	0
	戸籍一部事項証明	69	5	31	4	20	7	1	1
	戸籍記載事項証明	63	0	15	0	0	24	1	23
	除籍全部事項証明	12,876	4,379	2,321	1,596	1,334	972	1,235	1,039
	除籍謄本	27,898	6,676	2,427	4,789	4,022	3,367	3,621	2,996
	除籍個人事項証明	149	31	9	12	45	9	27	16
	除籍抄本	146	50	11	16	19	5	31	14
	除籍一部事項証明	8	4	0	0	4	0	0	0
	除籍記載事項証明	6	0	2	1	0	2	0	1
	受理証明	10,516	1,794	1,192	2,259	1,466	1,106	1,799	900
	受理証明(上質)	266	33	39	70	47	30	30	17
	届出記載事項証明	1,449	647	128	175	163	126	142	68
	その他	93	8	0	56	5	2	16	6
	合計	144,013	34,514	15,012	22,690	20,422	17,326	18,817	15,232

(資料:市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

(3) コンビニ交付取扱件数

(令和7年度)

		セブンイレブン	ローソン	ミニストップ	ファミリーマート	その他	計
戸籍	件数	21,271	6,212	388	8,387	83	36,341
	全部事項証明	15,840	4,688	299	6,414	54	27,295
	個人事項証明	5,431	1,524	89	1,973	29	9,046
	手数料収入額	7,444,850	2,174,200	135,800	2,935,450	29,050	12,719,350
住民票の写し	件数	157,366	51,997	3,104	70,903	355	283,725
	手数料収入額	31,473,200	10,399,400	620,800	14,180,600	71,000	56,745,000
住民票記載事項証明書	件数	12,038	3,462	189	4,968	40	20,697
	手数料収入額	2,407,600	692,400	37,800	993,600	8,000	4,139,400
戸籍の附票	件数	1,923	492	40	650	5	3,110
	手数料収入額	384,600	98,400	8,000	130,000	1,000	622,000
印鑑登録証明書	件数	113,451	35,774	1,921	41,900	322	193,368
	手数料収入額	22,690,200	7,154,800	384,200	8,380,000	64,400	38,673,600
合計	件数	306,049	97,937	5,642	126,808	805	537,241
	手数料収入額	64,400,450	20,519,200	1,186,600	26,619,650	173,450	112,899,350

(*) 手数料収入額 (単位 円)

(資料: 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

(4) 郵送請求・電子申請交付取扱件数

(令和7年度)

		郵送請求	電子申請	計
戸籍	戸籍全部事項証明	28,003	319	28,322
	戸籍個人事項証明	2,593	87	2,680
	戸籍一部事項証明	5		5
	戸籍記載事項証明	2		2
	除籍全部事項証明	19,003		19,003
	除籍謄本	18,739		18,739
	除籍個人事項証明	437		437
	除籍抄本	213		213
	除籍一部事項証明	0		0
	除籍記載事項証明	9		9
	受理証明	65		65
	その他	0	0	0
諸証明	身分不在住不在籍証明書	2,833	274	3,107
	その他証明(独身証明等)	105	232	337
住民票の写し	住民票の写し	97,060	66	97,126
	住民票記載事項証明書	26	6	32
戸籍の附票	戸籍の附票の写し	32,651	122	32,773
印鑑登録証明書			7	7
合計		201,744	1,113	202,857

(資料: 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

(5)住民基本台帳事務取扱件数

(令和7年度)

種別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
住民基本台帳届出等件数	転入届	96,440	15,921	10,366	19,790	14,507	11,335	16,149	8,372
	転出届	81,655	12,601	8,338	17,057	12,614	10,421	13,010	7,614
	転居届	29,120	8,056	2,861	4,789	3,920	3,297	4,254	1,943
	世帯変更届	22,276	3,116	2,533	4,218	2,981	3,385	3,479	2,564
	合計	229,491	39,694	24,098	45,854	34,022	28,438	36,892	20,493
証明等件数	住民票の写し	376,311	84,523	36,752	62,729	57,212	45,263	52,947	36,885
	広域交付住民票の写し	775	283	36	104	108	67	86	91
	住民票記載事項	14,385	2,321	1,381	2,585	2,205	1,867	2,245	1,781
	住民基本台帳の一部の写し閲覧	20,846	3,638	2,938	3,503	3,536	2,743	2,450	2,038
	附票の写し	16,916	4,871	1,970	2,385	2,381	1,606	2,123	1,580
	マイナンバーカード	61,647	9,792	7,669	10,106	9,327	8,346	10,474	5,933
	合計	490,880	105,428	50,746	81,412	74,769	59,892	70,325	48,308

(資料:市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

(6)外国人人口

(令和8年3月末日現在)

国名		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
合計		63,167	22,050	8,113	8,230	7,304	5,813	7,237	4,420
1.中国		19,334	7,603	2,884	2,451	1,814	1,254	1,912	1,416
2.ベトナム		7,839	3,404	832	686	836	698	1,059	324
3.韓国		7,454	2,796	864	1,154	874	644	695	427
4.フィリピン		5,969	2,284	660	635	793	688	662	247
5.ネパール		3,893	1,274	1,031	495	380	186	415	112
その他(※)		271,346	92,889	34,294	35,729	31,823	25,595	31,442	19,574

*「その他」のうち、上位20か国までの国別人口(川崎市全域の総数)

6.インドネシア	2,491	11.ブラジル	940	16.英国	434
7.ミャンマー	2,173	12.タイ	807	17.フランス	397
8.インド	1,778	13.スリランカ	739	18.モンゴル	385
9.台湾	1,553	14.バングラデシュ	620	19.朝鮮	371
10.アメリカ	1,538	15.ペルー	509	20.マレーシア	342

(資料:市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

(7) 印鑑登録事務取扱件数

(令和7年度)

種別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
印鑑登録者数 (令和7年3月31日現在)		848,414	127,867	96,630	144,076	128,687	131,109	121,488	98,557
印鑑登録証明		184,807	32,292	16,117	30,490	28,508	28,392	26,712	22,296
届出等件数	登録申請	53,332	7,475	5,883	10,729	7,873	7,648	7,869	5,855
	登録証亡失届	7,351	1,167	824	1,101	1,053	1,243	978	985
	廃止申請	2,084	304	243	380	315	312	270	260
	引替交付	299	47	25	45	47	52	51	32
	合計	63,066	8,993	6,975	12,255	9,288	9,255	9,168	7,132

(資料: 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

(8) 国民健康保険・国民年金加入状況

(令和8年3月末日現在)

項目			川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
国民健康保険	加入世帯数		162,191	27,249	16,876	25,029	24,773	23,922	25,438	18,904
	被保険者数		216,789	35,910	22,833	32,497	33,066	33,176	33,450	25,857
国民年金	年金加入者数	1号	170,062	27,136	16,792	26,291	26,751	26,079	27,160	19,853
		3号	82,145	11,267	9,162	13,858	12,243	14,666	9,934	11,015
		任意	3,581	346	341	610	477	650	520	637
	年金受給者数 (*)	老齢	292,055	47,149	34,550	39,590	42,002	47,079	40,909	40,776
		障害	20,071	3,362	2,399	2,667	3,030	3,200	3,042	2,371
		遺族	1,977	305	218	292	351	345	225	241

(*) 年金受給者数は、令和7年3月末日現在数である。

(資料: 健康福祉局医療保険部医療保険課)

(資料: 健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課)

(9) 各種こどもの手当受給状況

・ 児童手当受給状況

(令和8年3月末日現在)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
0歳未満3歳	支給児童数	28,348	3,663	3,818	5,584	4,192	4,333	4,109	2,649
	受給者数	26,416	3,379	3,567	5,199	3,940	4,037	3,829	2,465
小学3校修了前	支給児童数	108,283	14,318	13,863	18,796	16,425	18,756	13,590	12,535
	受給者数	76,854	10,049	9,847	13,481	11,751	13,166	9,708	8,852
中小学校修了前後	支給児童数	35,602	4,955	4,261	5,880	5,433	6,303	4,195	4,575
	受給者数	33,410	4,582	3,997	5,548	5,094	5,943	3,942	4,304
中学校修了年代	支給児童数	35,044	4,934	4,021	5,627	5,463	6,235	4,165	4,599
	受給者数	32,942	4,539	3,762	5,351	5,168	5,859	3,942	4,321

(資料:こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)

・ 児童扶養手当受給状況

(令和8年3月末日現在)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
受給資格者数		5,932	1,238	755	671	1,001	936	745	586
受給者数		4,779	1,045	631	498	814	749	590	452

(資料:こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)

・ 特別児童扶養手当受給状況

(令和8年3月末日現在)

項目 \ 区別		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
受給資格者数		2,855	521	400	315	401	496	413	309
受給者数		2,198	434	292	192	313	389	334	244

(資料:健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(10)選挙人名簿登録者数等

(令和8年3月2日現在)

区 別 項 目	川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
登録者数	1,278,851	188,804	143,257	221,595	194,910	194,038	187,345	148,902
男性	644,501	103,480	72,878	111,360	96,922	93,781	94,917	71,163
女性	634,350	85,324	70,379	110,235	97,988	100,257	92,428	77,739
投票区	164	29	19	27	23	23	24	19
市議会議員定数	60	9	7	10	9	9	9	7

(資料:選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)

(11)生活保護の状況

(令和8年3月現在)

区 別 項 目	川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
被保護世帯数	22,365	7,186	2,737	2,134	2,964	2,719	3,051	1,574
被保護人員	26,830	8,397	3,355	2,467	3,750	3,354	3,602	1,905
種 類 別 被 保 護 人 員	生活扶助	23,305	7,407	2,892	2,086	3,216	2,928	3,132
	住宅扶助	24,532	7,796	3,106	2,226	3,376	3,019	3,286
	医療扶助	22,551	6,902	2,852	2,065	3,206	2,878	3,052
	教育扶助	1,008	316	131	63	176	137	118
	介護扶助	5,971	1,921	760	494	898	818	700
	その他	654	201	96	47	116	89	64

*「その他」は出産・生業及び葬祭扶助の各被保護人員の和である。(資料:健康福祉局生活保護・自立支援室)

*停止中世帯・人員は含まない。

(12)介護保険の状況

(令和8年3月末日現在)

種 別 \ 区 別	川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
第1号被保険者数	314,432	51,426	36,744	42,680	44,907	50,672	44,176	43,827

要介護認定の状況総数

要介護認定者数	合 計	66,870	11,794	8,187	8,583	9,643	10,522	9,200	8,941
	要支援1	9,317	1,569	1,438	1,088	1,546	1,123	1,376	1,177
	要支援2	8,758	1,341	930	1,256	1,410	1,470	1,377	974
	要介護1	15,167	2,497	1,819	1,916	2,261	2,250	2,100	2,324
	要介護2	11,895	2,163	1,331	1,517	1,598	2,162	1,543	1,581
	要介護3	8,704	1,659	1,058	1,040	1,071	1,572	1,177	1,127
	要介護4	7,816	1,511	973	1,085	1,066	1,163	1,008	1,010
	要介護5	5,213	1,054	638	681	691	782	619	748

うち第1号被保険者数

要介護認定者数	合 計	65,241	11,468	7,996	8,365	9,377	10,274	8,985	8,776
	要支援1	9,185	1,541	1,425	1,073	1,517	1,104	1,353	1,172
	要支援2	8,549	1,305	896	1,229	1,380	1,438	1,341	960
	要介護1	14,886	2,446	1,791	1,879	2,212	2,208	2,057	2,293
	要介護2	11,540	2,095	1,290	1,461	1,544	2,102	1,504	1,544
	要介護3	8,480	1,621	1,036	1,010	1,035	1,528	1,150	1,100
	要介護4	7,601	1,457	945	1,062	1,034	1,133	983	987
	要介護5	5,000	1,003	613	651	655	761	597	720

(資料:健康福祉局長寿社会部介護保険課)

(13)市民相談・市政相談受理件数

(令和7年度)

区 別			川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
項 目										
合 計			13,919	632	322	1,697	1,732	4,088	507	4,941
市 所 管	総務企画	国際交流、情報発信・広聴他	198	8	0	28	10	85	3	64
	財政	税・財政他	386	3	0	41	37	62	12	231
	市民文化	戸籍・住民票・印鑑証明、交通安全・防犯、路上喫煙、地域振興、協働・市民活動、人権・平和、スポーツ他	4,136	17	1	370	122	882	10	2,734
	経済労働	産業振興、中小企業支援、観光、農業振興、勤労者福祉・雇用他	179	4	0	23	46	51	6	49
	環境	騒音振動、悪臭、公害施策、ごみ収集・処理、リサイクル、地球環境他	250	7	2	41	50	75	7	68
	健康福祉	高齢者施策、健康づくり、食品衛生、疾病予防、動物愛護、生活保護、保険、年金他	1,371	33	2	159	251	306	30	590
	こども未来	保育園・幼稚園、児童福祉、小児医療、青少年施策、子育て支援他	143	1	0	13	18	43	1	67
	まちづくり	都市計画・再開発、交通計画、市営住宅、都市景観、建築・開発、耐震施策他	499	22	2	73	83	198	22	99
	建設緑政	道路、河川・水路、自転車対策、自然保護(緑保全)、公園、街路樹、多摩川施策他	278	7	1	40	54	107	22	47
	教育委員会	学校教育、生涯学習、図書館、市民館、文化財他	106	1	0	6	16	38	1	44
	その他	港湾、上下水道、消防、選挙管理、危機管理他	1,242	8	0	18	104	1,028	5	79
小計			8,788	111	8	812	791	2,875	119	4,072
市以外(国・県)及び一般			5,131	521	314	885	941	1,213	388	869

* 電話による軽易な案件を含む。

(資料:市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)

(14)弁護士相談・特別相談受理件数

(令和7年度)

区 別 項 目		川崎市	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
合 計		6,532	910	861	1,039	1,130	915	955	722
弁 護 士 相 談	不動産 (借地、借家、売買、登記、相隣 他)	622	96	73	119	110	74	67	83
	損害賠償 (債務不履行、不法行為、交通 事故、医療事故他)	314	50	29	50	64	39	41	41
	金銭 (請求、弁済、保証、消費貸借 他)	396	53	40	57	71	48	74	53
	親族 (夫婦、離婚、親子、養子他)	622	80	64	104	109	97	87	81
	相続 (相続、遺言、登記、放棄他)	807	90	84	110	130	114	146	133
	その他 (刑事、商事、税金、労働、訪問 販売他)	444	61	48	74	54	51	108	48
	小計	3,205	430	338	514	538	423	523	439
特 別 相 談	認定司法書士相談(予約制)	459	65	68	63	68	68	62	65
	司法書士相談	453	60	68	65	67	64	67	62
	行政書士の相続・遺言・成年後 見相談	173	17	22	38	21	25	23	27
	宅地建物相談	109	35	0	45	0	0	13	16
	まちづくり相談	94	0	0	0	32	23	17	22
	交通事故相談(交通事故相談 員)	154	0	0	0	154	0	0	0
	交通事故相談(弁護士)	24	0	0	24	0	0	0	0
	労働相談	151	0	0	151	0	0	0	0
	税務相談(税理士)	446	63	62	65	65	62	65	64
	税務相談(税務相談員)	849	111	293	32	79	196	138	0
	ろうあ者相談	287	120	0	0	90	34	35	8
	人権相談	4	0	0	1	0	2	0	1
	行政相談	7	1	0	1	0	5	0	0
	住宅相談	117	8	10	40	16	13	12	18
	小計	3,327	480	523	525	592	492	432	283

(資料:市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)

6 区関係諸規定等

(1) 区役所等の設置・所管区域、事務分掌等に関するもの

川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例(抄)

昭和46年10月2日条例第38号

最近改正 令和5年10月18日条例第57号(令和5年10月23日施行)

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20第1項及び第2項の規定に基づく区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び分掌する事務については、この条例の定めるところによる。

(区の設置)

第2条 本市の区域を分けて区を設け、その名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区 域
川崎区	区域は、1(5)「区役所・支所・出張所の所管区域一覧」を参照
幸 区	
中原区	
高津区	
宮前区	
多摩区	
麻生区	

(区の事務所の名称等)

第3条 区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
川崎市川崎区役所	川崎市川崎区東田町8番地	川崎区の区域
川崎市幸区役所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	幸区の区域
川崎市中原区役所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	中原区の区域
川崎市高津区役所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	高津区の区域
川崎市宮前区役所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	宮前区の区域
川崎市多摩区役所	川崎市多摩区登戸1,775番地1	多摩区の区域
川崎市麻生区役所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	麻生区の区域

(区の事務所が分掌する事務)

第4条 区の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりに関すること。
- (2) 地域における保健衛生、社会福祉及び社会保障に関すること。
- (3) 子ども及び子育ての支援に関すること。
- (4) 暮らしやすい地域づくりに関すること。
- (5) その他区民に身近な行政サービスに関すること。

川崎市区役所支所及び出張所設置条例(抄)

昭和46年10月2日条例第39号

最近改正 平成30年10月31日条例第72号(平成30年11月5日施行)

区役所に支所及び出張所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
川崎区役所大師支所	位置は、2(3)「区役所等庁舎概況」、所管区域は1(5)「区役所・支所・出張所の所管区域一覧」を参照	
川崎区役所田島支所		
幸区役所日吉出張所		
高津区役所橘出張所		
宮前区役所向丘出張所		
多摩区役所生田出張所		

川崎市区役所等事務分掌規則

昭和47年4月1日規則第20号

最近改正 令和8年3月31日規則第18号(令和8年4月1日施行)

(分課等)

第1条 区役所に次の部、センター、課及び係を置く。

まちづくり推進部

総務課

庶務係

企画課

地域振興課

地域活動支援係

まちづくり推進係

生涯学習支援課（川崎区役所、幸区役所及び宮前区役所に限る。）

社会教育振興係

区民サービス部

区民課

住民記録第1係

住民記録第2係

住民記録第3係

保険年金課

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）

地域ケア推進課

管理運営係

企画調整係

地域支援課

地区支援第1係

地区支援第2係

地域サポート係（川崎区役所を除く。）

地域サポート第1係（川崎区役所に限る。）

地域サポート第2係（川崎区役所に限る。）

児童家庭課

児童家庭サービス第1係

児童家庭サービス第2係

高齢・障害課

高齢者支援係（川崎区役所を除く。）

高齢者支援第1係（川崎区役所に限る。）

高齢者支援第2係（川崎区役所に限る。）

介護認定給付係（川崎区役所を除く。）

介護認定給付第1係（川崎区役所に限る。）
介護認定給付第2係（川崎区役所に限る。）
障害者支援係（川崎区役所を除く。）
障害者支援第1係（川崎区役所に限る。）
障害者支援第2係（川崎区役所に限る。）
精神保健係
保護課（川崎区役所、高津区役所及び多摩区役所を除く。）
管理係
保護第1係
保護第2係
保護第3係
保護第4係（麻生区役所を除く。）
保護第5係（幸区役所及び宮前区役所に限る。）
保護第1課（川崎区役所、高津区役所及び多摩区役所に限る。）
管理係（川崎区役所を除く。）
管理第1係（川崎区役所に限る。）
管理第2係（川崎区役所に限る。）
保護第1係（川崎区役所を除く。）
保護第2係（川崎区役所を除く。）
保護第2課（川崎区役所、高津区役所及び多摩区役所に限る。）
保護第1係
保護第2係
保護第3係
保護第4係
保護第3課（川崎区役所に限る。）
保護第1係
保護第2係
保護第3係
保護第4係
保護第4課（川崎区役所に限る。）
保護第1係
保護第2係
保護第3係
保護第4係
保護第5係
衛生課
感染症対策係
環境衛生係
食品衛生係

道路公園センター

2 区役所支所及び区役所出張所は、区役所まちづくり推進部の所管とする。

(事務分掌)

第2条 区役所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 区の危機管理に係る計画、調整、訓練及び意識の啓発に関すること。
- (2) 交通安全対策に関すること。
- (3) 防犯対策に関すること。
- (4) 路上喫煙防止対策に関すること。

まちづくり推進部

- (1) 生涯学習と市民活動との連携に関すること（川崎区役所、幸区役所及び宮前区役所を除く。）。
- (2) 市民館に関すること（川崎区役所、幸区役所及び宮前区役所を除く。）。
- (3) 市民館分館に関すること（高津区役所及び麻生区役所に限る。）。
- (4) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること（多摩区役所及び麻生区役所に限る。）。
- (5) 図書館分館の施設及び設備の維持管理に関すること（高津区役所に限る。）。
- (6) 大山街道ふるさと館に関すること（高津区役所に限る。）。

総務課

- (1) 区役所の人事、予算及び決算に関すること。
- (2) 区役所内の連絡調整及び事務改善に関すること。
- (3) 庁舎の維持管理に関すること。
- (4) 統計調査に関すること。
- (5) 区役所支所との連絡調整に関すること（川崎区役所に限る。）。
- (6) 区役所出張所との連絡調整に関すること（川崎区役所、中原区役所及び麻生区役所を除く。）。
- (7) 区選挙管理委員会に関すること。
- (8) 区役所業務の案内等に関すること。
- (9) 市政資料コーナーに関すること。
- (10) 現金及び有価証券の出納保管に関すること。
- (11) 収入及び支出証拠書類の整理及び保管に関すること。
- (12) 物品の出納保管に関すること。
- (13) 決算資料に関すること。
- (14) 小切手の振出しに関すること。
- (15) 区民間活用事業者選定評価委員会に関すること。
- (16) 区役所内他の課の主管に属しないこと。

企画課

- (1) 区政に関する調査及び企画立案に関すること。
- (2) 区に関連する事務事業の調整に関すること。
- (3) 広報及び広聴に関すること。
- (4) 区内の事業所等との連絡調整に関すること。

(5) 市政に関する陳情、要望等の受付及び処理に関すること。

(6) 区市民提案型協働事業審査委員会に関すること。

地域振興課

(1) 区のまちづくり推進に関すること。

(2) 地域住民組織の振興に関すること。

(3) 青少年の健全育成に関すること。

(4) 市民活動の推進に関すること。

(5) 区民の相談に関すること。

(6) 公共施設利用予約システムの利用者登録に関すること。

(7) 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。

(8) スポーツの推進に関すること。

(9) スポーツ推進委員に関すること。

(10) とどろきアリーナに関すること（中原区役所に限る。）。

(11) スポーツセンターに関すること（川崎区役所及び中原区役所を除く。）。

(12) 武道館に関すること（幸区役所に限る。）。

(13) 東海道かわさき宿交流館及びスポーツ・文化総合センターに関すること（川崎区役所に限る。）。

生涯学習支援課

(1) 生涯学習と市民活動との連携に関すること。

(2) 教育文化会館及び教育文化会館分館の管理運営に関すること（川崎区役所に限る。）。

(3) 市民館の管理運営に関すること（川崎区役所を除く。）。

(4) 市民館分館の管理運営に関すること（川崎区役所を除く。）。

(5) 図書館の施設及び設備の維持管理に関すること（川崎区役所を除く。）。

(6) 図書館分館の施設及び設備の維持管理に関すること（川崎区役所及び幸区役所に限る。）。

(7) 有馬・野川生涯学習支援施設に関すること（宮前区役所に限る。）。

区民サービス部

区民課

(1) 課の市税外収入に関すること。

(2) 戸籍に関すること。

(3) 住民基本台帳に関すること。

(4) 住民実態調査に関すること。

(5) 中長期在留者に係る住居地の届出に関すること。

(6) 特別永住に関すること。

(7) 社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードに関すること。

(8) 電子署名に係る公的個人認証に関すること。

(9) 印鑑に関すること。

(10) 自動車の臨時運行許可に関すること。

(11) 児童手当に関すること。

(12) 災害遺児等福祉手当に関すること。

- (13) 国民健康保険及び国民年金に関すること（住民異動等に伴う各種届書に係る受付に限る。）。
- (14) 後期高齢者医療被保険者の異動に関すること。
- (15) 介護保険被保険者の異動に関すること。
- (16) 埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること。
- (17) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明に関すること。
- (18) 住居表示の証明に関すること。
- (19) 児童及び生徒の就学事務に関すること。
- (20) 行政サービスコーナーに関すること（幸区役所及び麻生区役所を除く。）。

保険年金課

- (1) 重度障害者医療費助成に関すること。
- (2) 小児医療費助成に関すること。
- (3) ひとり親家庭等医療費助成に関すること。
- (4) 国民健康保険及び国民年金に関すること（区民課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 後期高齢者医療に関すること（被保険者の異動に関するものを除く。）。
- (6) 介護保険料に関すること。

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）

- (1) 民生委員及び児童委員に関すること（地域ケア推進課の所管に属するものを除く。）（川崎区役所に限る。）。
- (2) 社会福祉団体との連絡調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）（川崎区役所に限る。）。
- (3) 日本赤十字社に関すること（地域ケア推進課の所管に属するものを除く。）（川崎区役所に限る。）。
- (4) 小災害の見舞金交付に関すること（地域ケア推進課の所管に属するものを除く。）（川崎区役所に限る。）。

地域ケア推進課

- (1) 保健統計及び衛生教育に関すること。
- (2) 民生委員及び児童委員に関すること（川崎区役所にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）。
- (3) 社会福祉団体との連絡調整に関すること（高齢・障害課の所管に属するものを除く。）（川崎区役所にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）。
- (4) 旧軍人恩給及び戦没者遺族援護に関すること。
- (5) 日本赤十字社に関すること（川崎区役所にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）。
- (6) 小災害の見舞金交付に関すること（川崎区役所にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）。
- (7) 原爆被爆者の援護、指定難病等に係る公費負担及び公害に係る補償等に関すること。
- (8) 血液対策に関すること。

- (9) 地域包括ケアシステムの推進に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (10) 地域福祉計画に関すること。
- (11) 地域の子どもに関する総合的支援に関すること。
- (12) その他センター内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 地域保健対策の推進に関すること。
- (2) 健康づくり事業の推進に関すること。
- (3) 健康増進法に基づく健康増進事業に関すること。
- (4) 栄養の指導に関すること。
- (5) 食品表示（栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。）に関すること。
- (6) アレルギー相談に関すること。
- (7) 地域支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8) 母性及び乳幼児の保健に関すること（児童家庭課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 児童福祉の実施に関すること（助産、母子保護及び家庭支援事業の実施に関することに限る。）。
- (10) 女性保護相談に関すること。
- (11) 児童の相談及び通告に関すること。
- (12) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援に関すること。
- (13) 児童の相談に係る関係機関との連携に関すること。
- (14) 家庭児童相談室の運営に関すること。

児童家庭課

- (1) 母性及び乳幼児の保健に関すること（養育医療に関するものに限る。）。
- (2) 障害児支援に関すること（育成医療に関するものに限る。）。
- (3) 児童扶養手当に関すること。
- (4) 児童福祉法に基づく利用の調整等に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、児童福祉の実施に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定、施設等利用給付認定等に関すること。
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉の実施に関すること。
- (8) 福祉統計に関すること（児童及び家庭に関するものに限る。）。

高齢・障害課

- (1) 老人福祉の実施に関すること（川崎区役所にあつては、社会福祉団体との連絡調整に係るものは、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）。
- (2) 老人援護に関すること。
- (3) 介護保険に関すること（保険料に関するものを除く。）。
- (4) 地域支援事業に関すること（認知症初期集中支援、医療と介護の連携、地域包括支援センターの連絡調整に関することに限る。）。
- (5) 身体障害者福祉の実施に関すること。

- (6) 知的障害者福祉の実施に関する事。
- (7) 精神保健福祉に関する事。
- (8) 障害児支援に関する事(障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費並びに障害児相談支援給付費に関する事に限る。)
- (9) 各種給付券の交付に関する事(高齢者及び障害者に関するものに限る。)
- (10) 福祉統計に関する事(高齢者及び障害者に関するものに限る。)

保護課

保護第1課

- (1) 生活保護の実施に関する事。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (3) 要保護者の更生指導に関する事。
- (4) 公的扶助費の給付に関する事。
- (5) 各種給付券の交付に関する事(生活保護に関するものに限る。)
- (6) 福祉統計に関する事(生活保護に関するものに限る。)
- (7) 法外援護の実施に関する事。

保護第2課

保護第3課

保護第4課

- (1) 生活保護の実施に関する事。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (3) 要保護者の更生指導に関する事。

衛生課

- (1) 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事。
- (2) 感染症に係る知識の普及啓発及び公費負担に関する事。
- (3) 感染症診査協議会(結核に係るものに限る。)に関する事。
- (4) 予防接種に関する事。
- (5) ねずみ族、衛生害虫等の駆除の指導に関する事。
- (6) 医務及び薬務に関する事。
- (7) 環境衛生の普及啓発並びに営業に係る許可及び監視指導に関する事。
- (8) 健康リビング推進事業及び家庭用品の安全対策に関する事。
- (9) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等の管理指導、検査等に関する事。
- (10) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理に関する事。
- (11) 食品衛生に係る普及啓発、営業の許可及び監視指導に関する事。
- (12) 食品表示に関する事(衛生に関する表示関係に限る。)
- (13) 食鳥処理の事業の許可等及び監視指導に関する事。

道路公園センター

- (1) センターの市税外収入に関する事。
- (2) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の不法占用対策及び処理に関する事。
- (3) 道路、河川、水路、駅前広場、公園、緑地及び緑道の調査、許可(河川を除く。)及び

指導に関すること。

- (4) 屋外広告物の調査及び許可に関すること。
- (5) 自転車等の放置防止対策に関すること。
- (6) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の境界確認及び権原調査に関すること。
- (7) 車両制限令に関すること。
- (8) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の台帳並びに公図の閲覧に関すること。
- (9) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の監視及び指導に関すること。
- (10) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の承認工事に関すること。
- (11) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の敷地処分に係る事前審査に関すること。
- (12) 私道舗装助成に関すること。
- (13) 開発行為及び土地区画整理事業に伴う道路及び水路の協議及び引継審査に関すること。
- (14) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等との連絡調整に関すること。
- (15) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等への支援、技術的指導及び助言に関すること。
- (16) 公園、緑地等に係る多様な主体との協働及び利活用の推進に関すること。
- (17) 道路及び駅前広場の維持補修の調査、計画及び調整に関すること。
- (18) 水路事業の調査、計画及び調整に関すること。
- (19) 道路、河川、水路、駅前広場、調整池、自転車等駐車場、保管場所、公園、緑地及び緑道の保全及び工事の実施計画、設計及び監督に関すること。
- (20) 水門の操作及び維持管理に関すること。
- (21) 災害復旧工事及び受託工事の設計及び監督に関すること。
- (22) 宮前歩道橋の保全に関すること（川崎区役所に限る。）。
- (23) 公園及び緑地内施設並びに街路樹（植樹帯を含む。）の維持管理に関すること。

2 区役所支所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 庁舎の維持管理に関すること。
- (2) 統計調査に関すること。
- (3) 支所業務の案内に関すること。
- (4) 区民の相談に関すること。
- (5) 広報及び広聴に関すること。
- (6) 公共施設利用予約システムの利用者登録に関すること。
- (7) 地域住民組織の振興に関すること。
- (8) 青少年の健全育成に関すること。
- (9) 市民活動の推進に関すること。
- (10) 危機管理に係る調整、訓練及び意識の啓発に関すること。
- (11) 交通安全対策に関すること。
- (12) 防犯対策に関すること。
- (13) スポーツの推進に関すること。
- (14) 支所の市税外収入に関すること。
- (15) 戸籍及び除かれた戸籍に係る証明書の交付に関すること。

- (16) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付に関すること。
- (17) 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票に記録をした事項に関する証明書の交付に関すること。
- (18) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
- (19) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明に関すること。
- (20) 住居表示の証明に関すること。
- (21) コミュニティセンターの設置の準備に関すること。

3 区役所出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 出張所の市税外収入に関すること。
- (2) 庁舎の維持管理に関すること。
- (3) 統計調査に関すること。
- (4) 広報及び広聴並びに地域住民組織の振興に関すること。
- (5) 戸籍及び除かれた戸籍に係る証明書の交付に関すること。
- (6) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付に関すること。
- (7) 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票に記録をした事項に関する証明書の交付に関すること。
- (8) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
- (9) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明に関すること。
- (10) 住居表示の証明に関すること。

(副区長等)

第3条 区役所に副区長を置く。

- 2 区役所の部に部長、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）及び道路公園センターに所長、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に副所長を置く。
- 3 区役所支所に支所長、区役所出張所に所長を置く。
- 4 区役所の課に課長、係に係長を置く。
- 5 区役所に医監を置くことができる。
- 6 区役所に担当理事、担当部長、担当課長、課長補佐、担当係長、作業管理長、主任及び職長を置くことができる。
- 7 区役所支所に担当課長、課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる。
- 8 区役所出張所に課長補佐、担当係長及び主任を置くことができる。

(副区長等の職務)

第4条 副区長は、区長を補佐し、区役所に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 部長、所長、副所長、課長、支所長、係長及び作業管理長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 医監は、上司の命を受け、区の保健医療に係る技術的事項を掌理する。
- 4 担当理事、担当部長、担当課長、課長補佐及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。
- 5 主任は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 6 職長は、上司の命を受け、担当業務を処理する。

(職務の代理)

第5条 区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、副区長がその職務を代理する。

2 第3条に規定する職員（医監及び主任を除く。）に事故があるときは、本務の直近下位の職員がその職務を代理する。

(担当事務)

第6条 担当理事、担当部長、担当課長、課長補佐及び担当係長（あらかじめ担当事務を指定された者を除く。）の担当事務は、区長が総務企画局長と協議の上定める。

2 主任の担当事務は、課長、支所長又は所長が定める。

3 課並びに区役所支所及び区役所出張所の職員（第3条に定める職員を除く。）の配置及び担当事務は、課長、支所長又は所長が定める。

第7条 係の事務分掌については、区長が総務企画局長と協議の上定める。

(出先機関等の調整)

第8条 区長は、区民の利便増進に資するため区内の出先機関その他の行政機関及び各種団体との緊密なる連絡調整を図るものとする。

(事務分担の提出)

第9条 総務企画局長は、必要の都度、区長に対し係別の職員の事務分担の提出を求めることができる。

川崎市役所等の事務に係る職員の兼務に関する規則

平成6年2月10日規則第3号

最近改正 令和6年12月27日規則第99号(令和7年1月1日施行)

(戸籍に係る電子計算機の管理及び運用等の事務に従事する職員の職の兼務)

第1条 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課の職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、区役所において当該各号に定める事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 戸籍に係る電子計算機の管理及び運用に関する事務に従事する職員 戸籍に関すること。
- (2) マイナンバーカードセンターに関する事務に従事する職員 次に掲げる事務
ア 個人番号カードの交付及び再交付の申請の受理並びに交付及び再交付に関すること。
イ 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行の申請の受理及び発行に関すること。

(郵送請求事務センターにおいて事務に従事する職員の職の兼務)

第2条 市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課の職員で郵送請求事務センターにおいて事務に従事するものは、区役所において次条各号に掲げる事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

(戸籍等に係る証明書の交付等の事務に従事する職員の職の兼務)

第3条 区役所、区役所支所及び区役所出張所（以下「区役所等」という。）において次に掲げる事務に従事する職員は、それぞれ他の区役所等において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 戸籍及び除かれた戸籍に係る証明書の交付請求の受理及び交付に関すること。
- (2) 住民票の写しの交付請求の受理及び交付に関すること。
- (3) 住民票記載事項証明書の交付請求の受理及び交付に関すること。
- (4) 戸籍の附票の写しの交付請求の受理及び交付に関すること。
- (5) 戸籍の附票に記録をした事項に関する証明書の交付請求の受理及び交付に関すること。
- (6) 印鑑登録証明書の交付請求の受理及び交付に関すること。
- (7) 身分に関する証明書の交付請求の受理及び交付に関すること。

(転出届の受理等の事務に従事する職員の職の兼務)

第4条 区役所において次に掲げる事務（本市の区域内における住所変更の場合に限る。）に従事する職員は、従前の住所地又は新住所地を所管区域とする区役所において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 転出届及び転入届の受理に関すること。
- (2) 転出及び転入に伴う世帯主変更届の受理に関すること。
- (3) 前2号の事務に係る住民票の記載、削除及び記載の修正に関すること。
- (4) 転出に伴う印鑑登録の抹消に関すること。
- (5) 転入に伴う印鑑登録の継続申出の受理及び印鑑の登録に関すること。

(国民健康保険資格確認書の交付等の事務に従事する職員の職の兼務)

第5条 区役所において次に掲げる事務に従事する職員は、それぞれ他の区役所において同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 国民健康保険資格確認書の交付に関すること。
- (2) 国民健康保険資格情報通知書の交付に関すること。
- (3) 国民健康保険標準負担額減額認定証の交付に関すること。
- (4) 国民健康保険特定疾病療養受療証の交付に関すること。
- (5) 国民健康保険限度額適用認定証の交付に関すること。
- (6) 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の交付に関すること。
- (7) 国民健康保険被保険者受療証の交付申請の受理及び交付に関すること。

川崎市行政サービスコーナー設置要綱

制定 昭和61年10月1日

最近改正 令和7年12月4日(令和7年12月5日施行)

(設置)

第1条 市民が日常通勤等で利用する駅舎等で、市民生活上利用頻度の高い各種証明書の交付や市政案内を行うことにより、市民サービスの向上に努めることを目的として川崎市行政サービスコーナー（以下「サービスコーナー」という。）を設置する。

(名称、位置及び所管)

第2条 サービスコーナーの名称、位置及び所管は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管
川崎市川崎行政サービスコーナー	JR川崎駅北口アトレ川崎3階	川崎区役所 区民サービス部区民課
川崎市小杉行政サービスコーナー	南武線武蔵小杉駅舎下	中原区役所 区民サービス部区民課
川崎市溝口行政サービスコーナー	南武線武蔵溝ノ口駅前 ノクティプラザ1地下1階	高津区役所 区民サービス部区民課
川崎市鷺沼行政サービスコーナー	田園都市線鷺沼駅 東急ドエル・アルス鷺沼 ネクステージ1階	宮前区役所 区民サービス部区民課
川崎市登戸行政サービスコーナー	南武線登戸駅 ビーンズ登戸1階	多摩区役所 区民サービス部区民課
川崎市菅行政サービスコーナー	京王相模原線 京王稲田堤駅前 K・Tプラザ5階	

(取扱地域)

第3条 取扱地域は、市内全域とする。

(取扱業務)

第4条 サービスコーナーにおいて取り扱う業務は、次のとおりとする。

- (1) 戸籍（除籍を除く。）全部事項証明・個人事項証明の交付に関すること。
- (2) 戸籍の附票の写し（除附票を除く。）の交付に関すること。
- (3) 住民票の写し（除票を除く。）の交付に関すること。
- (4) 住民票記載事項証明書の交付に関すること。
- (5) 印鑑登録証明書の交付に関すること。
- (6) 市民税・県民税課税額証明書、市民税・県民税非課税証明書及び市民税・県民税免除証明書（当該年度分に限る。ただし、当該年度分の市民税及び県民税の税額が確定するまでの間にあっては、前年度分に係るもの）の交付に関すること。
- (7) 市政案内に関すること。

(開設時間及び休所日)

第5条 サービスコーナーの開設時間及び休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認める場合は、休所日以外の日に開所しないことができる。

川崎 行政サービス コーナー	開設時間	月曜日から金曜日まで（ただし、 国民の祝日に関する法律（昭和 23年法律第178号）に規定する国 民の祝日及び休日を除く）	午前7時30分から午後7時まで
		日曜日、土曜日及び国民の祝日 に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する国民の祝日及 び休日	午前9時から午後5時まで
	休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日	
上記以外の 行政サービス コーナー	開設時間	月曜日から金曜日まで	午前7時30分から午後7時まで
		日曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで
	休所日	(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する 国民の祝日及び休日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除 く。）	

(利用の制限)

第6条 サービスコーナーの運営上、特に必要があると認める場合は第4条第1号から第6号に掲げる事務を取り扱わないことができる。

(職員)

第7条 サービスコーナーに必要な職員を若干名置く。

(職務)

第8条 職員は、上司の命を受け、サービスコーナーの事務を掌る。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市民文化局長が定める。

川崎駅北口行政サービス施設設置運営要綱

制定 平成29年12月15日

最近改正 令和4年4月1日(令和4年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎駅北口行政サービス施設（以下「サービス施設」という。）の設置及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 サービス施設は、JR川崎駅北口自由通路に面した好立地を活かし、川崎の魅力を多様な利用者に伝える観光案内・魅力発信の拠点とするとともに、身近な行政サービスを便利で快適に提供するために設置し、次の各号に定める施設で構成するものとする。

- (1) 川崎行政サービスコーナー
- (2) 川崎乗車券発売所
- (3) 観光案内所

(取扱業務)

第3条 前条における施設で取り扱う業務は、次のとおりとする。

- (1) 住民票等の証明書発行及び市政案内に関すること。
- (2) 市バスの乗車券等の発売に関すること。
- (3) 市の魅力発信及び観光案内に関すること。

(開設時間及び休所日)

第4条 サービス施設は年中無休で開設するものとし、業務毎の開設時間は次のとおりとする。

川崎行政サービスコーナー	月曜日から金曜日まで	午前7時30分から午後7時まで
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び休日（ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日は休業とする）	午前9時から午後5時まで
川崎乗車券発売所	月曜日から金曜日まで	午前7時30分から午後8時まで
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び休日（ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日は休業とする）	午前9時から午後5時まで
観光案内所	月曜日から金曜日まで	午前9時から午後8時まで
	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び休日	午前9時から午後7時まで

- 2 市長が特に必要があると認める場合は、休所日を設けることができる。ただし、川崎乗車券発売所については、交通局長の定める川崎市交通局乗車券発売所設置規程（平成4年交通局規程第4号）の例による。

（所管）

第5条 サービス施設が取扱う業務の所管は次のとおりとする。各業務の事務については、所管が別に定める。

川崎行政サービスコーナー	川崎区役所区民サービス部区民課
川崎乗車券発売所	交通局自動車部管理課
観光案内所	経済労働局観光・地域活力推進部 総務企画局シティプロモーション推進室

（統括管理者）

第6条 サービス施設の全体管理のため、統括管理者を置く。

- 2 統括管理者は市民文化局区政推進課担当課長をもって充てる。

（その他）

第7条 この要綱及び各業務の取扱いを定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市民文化局長が定める。

川崎市行政サービスコーナーにおける証明書交付事務取扱要領

制定 昭和61年10月1日

最近改正 令和元年5月1日(令和元年5月1日施行)

1 趣旨

この要領は、川崎市行政サービスコーナー設置要綱第9条の規定に基づき、川崎市行政サービスコーナー（以下「サービスコーナー」という。）における証明書交付事務の取り扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱業務

サービスコーナーにおいて取り扱う業務は、次の証明（以下「証明書」という。）に関する業務に限る。ただし、大量の請求又は業者等からの請求については取り扱わない。

- ア 戸籍（除籍を除く。）全部・個人事項証明の交付に関すること。
- イ 戸籍の附票（除附票を除く。）の写しの交付に関すること。
- ウ 住民票の写しの交付に関すること（除票を除く。）。
- エ 住民票記載事項証明書（現況届等の証明を含む。）の交付に関すること。
- オ 印鑑登録証明書の交付に関すること。

3 証明書の請求

2による証明書の請求は、次の請求書を提出させるものとする。

- ア 戸籍関係証明書等の交付請求書（第1号様式）
- イ 住民票等の請求書（第2号様式）
- ウ 年金等現況届の証明請求書（第3号様式）
- エ 印鑑登録証明書交付申請書（第4号様式）

4 証明書の交付予定日時及び交付時間

証明書の交付予定日時は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、当該日時を変更することができる。

証 明 書	場 所	請 求 及 び 申 請 の 受 付		証明書の交付
戸籍全部事項証明 戸籍個人事項証明 戸籍の附票の写し 住民票の写し 住民票記載事項証明書 印鑑登録証明書	川崎行政サービスコーナー	月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び休日を除く）	午前7時30分から 午後7時まで	即 時
		日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び休日	午前9時から午後5時まで	
	上記以外の行政サービスコーナー	月曜日から金曜日まで	午前7時30分から 午後7時まで	
		日曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで	

5 事務処理手順

サービスコーナーにおける事務処理手順は、おおむね次のとおりとする。

（1）請求及び申請の受付

- ア 戸籍全部・個人事項証明、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票記載事項証明

書の請求は、提出された請求書を点検し、記載漏れ等があれば補正させる。

イ 印鑑登録証明書の申請は、提出された印鑑登録証と申請書を突合点検し、記載漏れ等があれば補正させる。

(2) 証明書の作成

請求書及び申請書に基づき証明書交付機を操作し、戸籍全部・個人事項証明、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書を作成する。

(3) 証明書の交付

ア 作成した証明書及び印鑑登録証（印鑑登録証明に限る。）を請求者又は申請者に交付する。

イ 証明書を交付したときは、必要に応じて手数料を徴収する。

ウ 証明書を交付した請求書及び申請書は、交付日別、種別、区民課等別に分類し保存する。

証明書を交付しなかった請求書及び申請書は、交付しなかった理由を記載し、前記と同様に分類し、別途保管する。

6 手数料の徴収及び収納金の払込み

手数料の徴収は、サービスコーナーの区金銭取扱員が金銭登録機により徴収する。

収納金の払込みは、サービスコーナーの所管に属する区民課長が、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第67条の規定に基づき取り扱う。

7 請求書等の保存

サービスコーナーにおいて取り扱う請求書等の保存期間は川崎市文書分類表によることとし、保存場所は、次のとおりとする。

文 書 名	保存期間	保 存 場 所
戸籍関係証明書等の交付請求書(第1号様式)	3年	サービスコーナー 所管区民課
印鑑登録証明書交付申請書(第4号様式)	2年	サービスコーナー 所管区民課
住民票等の請求書(第2号様式) 年金等現況届の証明請求書(第3号様式)	1年	サービスコーナー 所管区民課

8 統計

サービスコーナーで取り扱う件数は、区民課等別、請求の種別等に分け集計し、日月計表を作成する。また、3月末日現在で、年度計を作成し、翌月15日までに市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課あて報告する。

川崎市行政サービスコーナー、出張所及び支所における市民税・県民税・森林環境税証明書 交付事務取扱要領

制定 平成19年6月11日

最近改正 令和7年12月18日(令和7年12月18日施行)

1 趣旨

この要領は、川崎市行政サービスコーナー（以下「サービスコーナー」という。）、幸区役所出張所、高津区役所出張所、宮前区役所出張所及び多摩区役所出張所（以下「出張所」という。）並びに大師支所及び田島支所（以下「支所」という。）における市民税・県民税・森林環境税証明書交付事務の取扱いについて必要な事項を定める。

2 取扱業務

サービスコーナー、出張所及び支所（以下「サービスコーナー等」という。）において取り扱う業務は、次の証明（川崎市手数料条例（昭和25年条例第6号）第7条の規定により、手数料を免除することとしている証明を除く。以下「証明書」という。）に関する業務に限る。ただし、市税に関する証明等事務取扱要領（昭和54年川財税第917号）第14(3)カに規定する被災を原因とする各種支援制度等の手続に必要な証明及び同号キに規定する新型コロナウイルス感染症を原因とする各種支援制度等の手続に必要な証明については、この限りではない。

- (1) 市民税・県民税・森林環境税課税額証明書（交付請求をした日の属する年度の証明書で、当該請求日に住民登録をしている対象者の証明書に限る。ただし平成20年度以降の各年度において、市民税・県民税・森林環境税当初課税に係る課税額が確定するまでの間にあっては、当該年度分の前年度分の証明書とする。（2）において同じ。）の交付に関する事。
- (2) 市民税・県民税・森林環境税非課税証明書の交付に関する事。

3 証明書の請求

2による証明書の請求は、「市民税・県民税・森林環境税証明交付申請書（第1号様式）」を提出させるものとする。なお、証明書を請求できる者は、本人、本人と生計を一にする同居の親族又は本人からの委任状を提出した者とする。

4 証明書の交付日時

証明書の交付日時は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、当該日時を変更することができる。

なお、区役所事務サービスシステムの運用ができない場合は、請求者の求めに応じて、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の送付による交付を行うものとする。

(1) サービスコーナー

証明書	請求の受付		証明書の交付
市民税・県民税・森林環境税 課税額証明書	月曜日から 金曜日まで	午前7時30分 から午後7時まで	即 時
市民税・県民税・森林環境税			

非課税証明書	日曜日及び 土曜日	午前 9 時から 午後 5 時まで	
	国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日及び休日（川崎行政サービスコーナーに限る。）	午前 9 時から 午後 5 時まで	

(2) 出張所及び支所

証明書	請求の受付		証明書の交付
市民税・県民税・森林環境税 課税額証明書 市民税・県民税・森林環境税 非課税証明書	月曜日から 金曜日まで	午前 8 時 30 分から 午後 5 時まで	即 時

5 事務処理手順

サービスコーナー等における事務処理手順は、次のとおりとする。

(1) 請求の受付

- ① 市民税・県民税・森林環境税課税額証明書及び市民税・県民税・森林環境税非課税証明書の請求は、提出された申請書を点検し、記載漏れ等があれば補正させる。
- ② 請求者に対して、次の請求者の確認により証明交付申請等の対象者として適当であるか確認する。

(2) 請求者の確認

運転免許証、パスポート（旅券）、個人番号カード等、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等の書類で本人の顔写真が貼付されたもの（以下「運転免許証等」と総称する。）により確認する。

ただし、運転免許証等による確認ができない場合には、次の①～③のいずれかの方法により確認しても差し支えない。

- ① 健康保険の資格確認書、各種年金証書、川崎市税に係る納税通知書又は官公署が発行した身分の確認できる書類で本人の顔写真が貼付されていないもの（以下「健康保険の資格確認書等」と総称する。）の 2 種類以上の提示を求める。
- ② 健康保険の資格確認書等の 1 種類の提示と合わせて、法人が発行した本人確認書類（社員証等）、公共料金領収書等の本人名義の書類の 1 種類の提示を求める。
- ③ 健康保険の資格確認書等の 1 種類の提示と合わせて、申請者の生年月日、世帯構成、家族の氏名等について質問し、これらを個人住民票世帯台帳と照合する。

注 1 確認した書類の名称を市民税・県民税・森林環境税証明交付申請書等に記載しておくものとする。

注 2 上記以外の「運転免許証等」、「健康保険の資格確認書等」、「本人名義の書類」の本人確認は市税に関する証明等事務取扱要領（昭和 54 年川財税第 917 号）別表 1 を参照すること。

(3) 証明書の作成

申請書に基づき証明交付機を操作し、市民税・県民税・森林環境税課税額証明書及び市民税・県民税・森林環境税非課税証明書を作成する。

なお、請求者が証明書の提出先で指定する様式により申請した場合には、その様式に必要な事項を記載することにより証明する取扱いをしないものとする。

- ① 作成した証明書を請求者に交付する。
- ② 証明書を交付したときは、手数料を徴収する。
- ③ 証明書を交付した申請書は、交付日別、種別、区別に分類し保存する。証明書を交付しなかった申請書は、交付しなかった理由を記載し、前記と同様に分類し、別途保管する。

6 手数料の徴収及び収納金の払込み

手数料の徴収は、サービスコーナー等の区金銭取扱員が金銭登録機により徴収する。収納金の払込みは、サービスコーナー等の所管に属する区民課長が、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第67条の規定に基づき取り扱う。

7 申請書の保存

サービスコーナー等において取り扱う申請書は、翌日（翌日が川崎市の休日を定める条例（平成元年条例第16号）第1条に規定する市の休日である場合にはその翌日）にサービスコーナー等所管の市税事務所市民税課管理係（市税分室においては管理担当）に引き継ぐ。

8 統計

サービスコーナー等で取り扱った証明書の件数は、請求の種類別等に分け集計し、日計表を作成する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は税務監が定める。

川崎市マイナンバーカードセンター設置要綱

制定 令和7年10月1日

(設置)

第1条 個人番号カードの交付等に関し、市民の利便性向上のため、市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課（以下「戸籍住民サービス課」という。）に川崎市マイナンバーカードセンター（以下「センター」という。）を置き、第3条の事務を行う。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
川崎市川崎マイナンバーカードセンター	川崎区駅前本町12番地1 川崎駅前タワー・リバーク 20階
川崎市小杉マイナンバーカードセンター	中原区中丸子35番地9 d_11 MUSASHI KOSUGI 2階
川崎市溝口マイナンバーカードセンター	高津区溝口1丁目4番1号 ノクティプラザ2 11階
川崎市宮前平マイナンバーカードセンター	宮前区宮前平1丁目10番地7 イーカム宮前平ビル 3階
川崎市新百合ヶ丘マイナンバーカードセンター	麻生区上麻生1丁目5番2号 小田急新百合ヶ丘ビル 8階

(取扱事務)

第3条 センターにおいて取り扱う事務は、次のとおりとする。

- (1) 個人番号カードの交付及び再交付の申請の受理並びに交付及び再交付に関すること。
- (2) 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行の申請の受理及び発行に関すること。
- (3) 前二号に掲げる事務に係る手数料の徴収に関すること。
- (4) その他センターの運営に関すること。

2 前項に掲げる事務のほか、川崎市小杉マイナンバーカードセンターは次の事務も取り扱う。

- (1) センター運営の統括に関すること。
- (2) センター運営に係る経費に関すること。
- (3) センターの広報に関すること。
- (4) 地方公共団体情報システム機構から送付される個人番号カード等の受領、検品、交付前設定、保管に関すること。
- (5) 個人番号カードの交付通知に関すること。
- (6) 訪問型出張申請事業に関すること。
- (7) その他センター全体の運営に関すること。

(開所日及び開所時間)

第4条 センターの開所時間は、次のとおりとする。

(1) 火曜日及び水曜日は、午前11時40分から午後8時まで。

なお、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときを除く。

(2) 木曜日、金曜日、土曜日及び日曜日は、午前9時から午後5時まで。

なお、これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときを除く。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第5条 センターの休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日、第1土曜日、第3土曜日の翌日の日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（当該日が土曜日又は日曜日に当たる場合を除き、当該日が月曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日ではない日を含む。）

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休所日に開所し、又は休所日以外の日に開所しないことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市民文化局長が定める。

川崎市郵送請求事務センター設置要綱

制定 平成28年 1 月25日

最近改正 令和8年7月1日(令和8年7月1日施行)

(設置)

第1条 郵送請求（郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第9号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下、「郵便等」という。）により送付されたものに限る。）又は電子申請（電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機（入出力装置含む。以下同じ。）と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法によるものに限る。）による住民票の写し等証明書の交付請求者の利便に資するため、川崎市郵送請求事務センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称、位置及び所管)

第2条 センターの名称、位置及び所管は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管
川崎市郵送請求事務センター	麻生区役所柿生分庁舎内 川崎市麻生区上麻生6丁目29番18号	市民文化局市民生活部 戸籍住民サービス課

(取扱地域)

第3条 取扱地域は、市内全域とする。

(取扱業務)

第4条 センターにおいて取り扱う業務は、郵送請求又は電子申請により送付された交付請求の受理及び交付に関することとする。

(1) 郵送請求又は電子申請により交付する証明書の種類は、次のとおりとする。

- ア 住民票の写し
- イ 除票の写し
- ウ 住民票記載事項証明書
- エ 除票記載事項証明書
- オ 戸籍（全部・個人）事項証明書
- カ 除籍（全部・個人）事項証明書
- キ 除籍（改製原）謄抄本（画像情報ファイルに記録したものに限る。）
- ク 戸籍の附票の写し（磁気ディスクをもって調製したものに限る。）
- ケ 戸籍の附票の除票の写し（磁気ディスクをもって調製したものに限る。）
- コ 身分証明書
- サ 独身証明書

(2) 郵送請求に限り交付する証明書の種類は、次のとおりとする。

- ア 戸籍の記載事項証明書・一部事項証明書
- イ 除籍の記載事項証明書・一部事項証明書

ウ 受理証明書（電算化後分）

エ 不在住・不在籍証明書

（３） 電子申請に限り交付する証明書の種類は、次のとおりとする。

ア 印鑑登録証明書

（業務日及び業務取扱時間）

第５条 センターの業務日及び業務取扱時間は、月曜日から金曜日の午前８時３０分から午後５時００分（国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する国民の祝日、休日及び１２月２９日から１月３日を除く。）とする。

（その他）

第６条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市民文化局長が定める。

川崎市保健所条例

昭和23年10月1日条例第46号

最近改正 令和5年10月17日条例第50号(令和6年1月15日施行)

第1条 本市は、公衆衛生の向上及び増進を図るため、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定により、保健所を置く。

第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
川崎市保健所	川崎市川崎区宮本町1番地	川崎市全域

2 川崎市保健所に支所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
川崎市保健所川崎支所	川崎市川崎区東田町8番地	川崎市川崎区役所の所管区域
川崎市保健所幸支所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	川崎市幸区役所の所管区域
川崎市保健所中原支所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	川崎市中原区役所の所管区域
川崎市保健所高津支所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	川崎市高津区役所の所管区域
川崎市保健所宮前支所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	川崎市宮前区役所の所管区域
川崎市保健所多摩支所	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市多摩区役所の所管区域
川崎市保健所麻生支所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	川崎市麻生区役所の所管区域

第3条 市長は、保健所（支所を含む。以下同じ。）の所務を分掌させるため必要な課を置く。

第4条 保健所の設備の使用又は保健所において行う業務については、地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第8条に規定する範囲において使用料及び手数料を徴収する。

2 前項の使用料及び手数料は、次項に定めるもののほか、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表（以下「算定方法」という。）によって算定した額の8割を徴収する。ただし、算定方法によって算定した額が10円未満の端数を生じたときは、この端数を切り捨てる。

3 第1項の使用料及び手数料のうち、次の各号に掲げるものにあつては、それぞれ当該各号に定める額を徴収する。

（1） 使用料

歯科に係る薬物塗布 1歯1回につき 60円

（2） 手数料

証明書 1件につき 300円

第5条 市長が、前条の使用料及び手数料を納付する資力がないと認める本市民及び特別の事由があると認めたものは、これを減免することができる。

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長がこれを定める。

川崎市福祉事務所条例

昭和26年10月18日条例第50号

最近改正 令和6年6月28日条例第49号(令和7年1月1日施行)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第1項の規定に基づき福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)を設置する。

2 福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。

第2条 福祉事務所は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか社会福祉に関し市長の委任又は指揮により、その所管に属せしめられた事務をつかさどる。

第3条 この条例の施行について必要な事項は、市長がこれを定める。

別表(第1条関係)

名称	位置	所管区域
川崎市川崎福祉事務所	川崎市川崎区東田町8番地	川崎市川崎区役所の所管区域
川崎市幸福祉事務所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	川崎市幸区役所の所管区域
川崎市中原福祉事務所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	川崎市中原区役所の所管区域
川崎市高津福祉事務所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	川崎市高津区役所の所管区域
川崎市宮前福祉事務所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	川崎市宮前区役所の所管区域
川崎市多摩福祉事務所	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市多摩区役所の所管区域
川崎市麻生福祉事務所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	川崎市麻生区役所の所管区域

(2) 区長委任事務に関するもの

川崎市区長委任規則

昭和47年3月31日規則第18号

最近改正 令和元年9月30日規則第35号(令和元年10月1日施行)

別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する次の事務を区長に委任する。

- (1) 印鑑に関すること。
- (2) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）及び老齢福祉年金支給規則（昭和34年厚生省令第17号）の規定による事務（国民年金印紙の購入に関する事務を除く。）に関すること。
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定による自動車の臨時運行許可に関すること。
- (4) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条の規定による埋葬、改葬及び火葬の許可に関すること。
- (5) 水難救護法（明治32年法律第95号）に基づく漂流物等（港湾区域内を除く。）に関すること。
- (6) 区長所管事務に属する諸証明及び公簿の閲覧に関すること。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この号において「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この号において「政令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この号において「省令」という。）の規定による次に掲げる事務に関すること。
 - ア 法第19条第1項に規定する支給決定（以下この号において「支給決定」という。）及び法第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付決定（以下この号において「地域相談支援給付決定」という。）に関すること。
 - イ 法第21条第1項（法第24条第5項において準用する場合を含む。）に規定する障害支援区分の認定に関すること。
 - ウ 法第24条第2項に規定する支給決定の変更の決定及び法第51条の9第2項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定に関すること。
 - エ 法第25条第1項に規定する支給決定の取消し及び法第51条の10第1項に規定する地域相談支援給付決定の取消しに関すること。
 - オ 政令第15条に規定する支給決定の申請内容の変更の届出及び政令第26条の7に規定する地域相談支援給付決定の申請内容の変更の届出の受理に関すること。
 - カ 政令第16条に規定する受給者証及び政令第26条の8に規定する地域相談支援受給者証の再交付に関すること。
 - キ 法第51条の14第1項に規定する地域相談支援給付費及び法第51条の17第1項に規定

- する計画相談支援給付費の支給の決定に関する事。
- ク 省令第34条の55第1項に規定する計画相談支援給付費の支給の取消しに関する事。
- ケ 法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給の決定に関する事。
- コ 法第35条第1項に規定する特例特定障害者特別給付費の支給の決定に関する事。
- サ 省令第34条の6第1項に規定する特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給の取消しに関する事。
- シ 法第70条第1項に規定する療養介護医療費の支給の決定に関する事。
- ス 法第71条第1項に規定する基準該当療養介護医療費の支給の決定に関する事。
- セ 法第76条第1項に規定する補装具費の支給に関する事。
- (8) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下この号において「法」という。)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下この号において「府令」という。)の規定による次に掲げる事務に関する事。
- ア 法第20条第1項に規定する資格及び区分の認定に関する事。
- イ 法第20条第3項に規定する保育必要量の認定に関する事。
- ウ 法第22条に規定する届出の受理及び物件の受領に関する事。
- エ 法第23条第2項及び第4項に規定する教育・保育給付認定の変更の認定に関する事。
- オ 法第24条第1項に規定する教育・保育給付認定の取消しに関する事。
- カ 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する市町村が定める額の決定に関する事。
- キ 法第30条の5第1項に規定する資格及び区分の認定に関する事。
- ク 法第30条の7に規定する届出の受理及び物件の受領に関する事。
- ケ 法第30条の8第2項及び第4項に規定する施設等利用給付認定の変更の認定に関する事。
- コ 法第30条の9第1項に規定する施設等利用給付認定の取消しに関する事。
- サ 法第42条第1項及び第54条第1項に規定する助言又はあっせん及び要請に関する事。
- シ 府令第7条に規定する利用者負担額及び食事の提供に要する費用の支払の免除に関する事項の通知に関する事。
- ス 府令第16条に規定する支給認定証の再交付に関する事。

川崎市国民健康保険条例施行規則(抄)

昭和33年10月28日規則第31号

最近改正 令和8年3月31日規則第37号(令和8年4月1日施行)

(事務の委任)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を区長に委任する。

- (1) 被保険者資格に関すること。
- (2) 保険料その他の諸収入金の賦課及び徴収に関すること（保険料の減免及び徴収猶予の基準の決定並びに特別徴収に係る特別徴収義務者への通知に関することを除く。）。
- (3) 保険給付に関すること。ただし、次に掲げる事項を除く。
 - ア 診療報酬及び療養費に係る請求書の審査に関すること。
 - イ 診療報酬及び療養費のうち施術費の支払いに関すること。
- (4) 保険給付に係る一部負担金等（一部負担金等の減免及び徴収猶予の基準の決定に関することを除く。）に関すること。
- (5) 保険料の過誤納還付金並びに還付加算金及び充当に関すること（特別徴収による保険料に係る特別徴収義務者への還付に関することを除く。）。
- (6) 徴収嘱託及び徴収受託に関すること。
- (7) 過料に関すること。

2 市長は、保険料その他の諸収入金の滞納処分に関する事務を区長及び次に掲げる者に委任する。

- (1) 区民サービス部長
- (2) 区役所の保険年金課において国民健康保険の保険料の徴収事務に従事する職員

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、区長及び前項各号に掲げる者に委任した事務について必要があると認めるときは、その取扱いについて指示することができる。

川崎市介護保険条例施行規則(抄)

平成12年3月31日規則第57号

最近改正 令和8年2月27日規則第8号(令和8年4月1日施行)

(事務の委任)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を区長に委任する。

- (1) 被保険者資格に関すること。
- (2) 要介護認定及び要支援認定並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める基準に該当するかどうかの確認に関すること。
- (3) 保険料その他の諸収入金の賦課及び徴収に関すること（保険料の減免及び徴収猶予の基準の決定に関すること並びに特別徴収に係る特別徴収義務者への通知に関するものを除く。）。
- (4) 過納及び誤納に係る保険料及び延滞金の還付及び充当に関すること。
- (5) 保険給付及び第1号事業に係る給付に関すること。ただし、審査及び支払いに関する事務（市長が別に定めるものを除く。）並びに給付割合の特例の基準の決定に関するものを除く。
- (6) 法施行時における低所得者の利用者負担対策に関すること。

2 市長は、保険料その他の諸収入金の滞納処分に関する事務を区長及び次に掲げる者に委任する。

(1) 区民サービス部長

(2) 区役所の保険年金課において介護保険の保険料の徴収事務に従事する職員

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、区長及び前項各号に掲げる者に委任した事務について必要があると認めるときは、その取扱いについて指示することができる。

川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則(抄)

平成20年3月31日規則第64号

最近改正 令和6年12月27日規則第102号(令和7年1月1日施行)

(事務の委任)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を区長に委任する。

(1) 保険料その他の諸収入金の徴収に関すること（特別徴収に係る特別徴収義務者への通知に関することを除く。）。

(2) 過納及び誤納に係る保険料及び延滞金の還付及び充当に関すること（特別徴収による保険料に係る特別徴収義務者への還付に関することを除く。）。

2 市長は、保険料その他の諸収入金の滞納処分に関する事務を区長及び次に掲げる者に委任する。

(1) 区民サービス部長

(2) 区役所の保険年金課において後期高齢者医療の保険料の徴収事務に従事する職員

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、区長及び前項各号に掲げる者に委任した事務について必要があると認めるときは、その取扱いについて指示することができる。

(過誤納)

第3条 区長は、納付された保険料又は延滞金（以下「納付金」という。）に過納又は誤納があった場合において、当該過納又は誤納に係る納付金（以下「過誤納金」という。）を還付し、又は充当するときは、過誤納金還付充当通知書により被保険者又は連帯納付義務者（以下「納付義務者」という。）に通知するものとする。

2 納付義務者は、前項の過誤納金還付充当通知書を受理した場合又は既納の納付金のうち、過誤納金があることを発見した場合において、当該過誤納金の還付を受けようとするときは、過誤納金還付請求書を区長に提出しなければならない。

(過料)

第4条 市長は、条例第8条の規定により過料を科する場合においては、過料決定書によりその旨通知し、納入通知書により徴収する。

(様式)

第5条 法令及び条例並びにこの規則の規定に基づき、市が行う後期高齢者医療の事務に用いる書類の様式は、市長が別に定めるものを除き、別表に定めるところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。

教育委員会事務の委任等に関する規則

昭和47年3月29日教委規則第20号

最近改正 令和8年3月17日教委規則第3号(令和8年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務（以下「事務」という。）の一部の委任等について定めるものとする。

(区長等に委任する事務)

第2条 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に委任する。

- (1) 区内の小学校及び中学校の就学事務に関すること。
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）及び川崎市住民投票条例（平成20年川崎市条例第26号）による区内の学校施設の一時使用に関すること。
- 2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に委任する。
 - (1) 川崎市教育文化会館、川崎市教育文化会館大師分館及び川崎市教育文化会館田島分館（以下「教育文化会館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び利用許可に関すること。
 - (2) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に委任する。
 - (1) 川崎市幸市民館及び川崎市幸市民館日吉分館（以下「幸市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び利用許可に関すること。
 - (2) 川崎市立幸図書館及び川崎市立幸図書館日吉分館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に委任する。
 - (1) 川崎市中原市民館の施設及び設備の維持管理に関すること（指定管理者が行う事務を除く。）。)
 - (2) 川崎市中原市民館の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。
- 5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に委任する。
 - (1) 川崎市高津市民館及び川崎市高津市民館橘分館（以下「高津市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理に関すること（指定管理者が行う事務を除く。）。)
 - (2) 川崎市立高津図書館橘分館の施設及び設備の維持管理に関すること（指定管理者が行う事務を除く。）。)
 - (3) 高津市民館等の施設及び設備の目的外使用許可に関すること。
- 6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に委任する。
 - (1) 川崎市宮前市民館及び川崎市宮前市民館菅生分館（以下「宮前市民館等」という。）の施設及び設備の維持管理及び利用許可に関すること。
 - (2) 川崎市立宮前図書館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の維持管理に関すること（指定管理者が行う事務を除く。）。)

- (4) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。
- 7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に委任する。
- (1) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の維持管理に関する事(指定管理者が行う事務を除く。)
- (2) 川崎市立多摩図書館の施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) 川崎市多摩市民館の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。
- 8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に委任する。
- (1) 川崎市麻生市民館及び川崎市麻生市民館岡上分館(以下「麻生市民館等」という。))の施設及び設備の維持管理に関する事(指定管理者が行う事務を除く。)
- (2) 川崎市立麻生図書館の施設及び設備の維持管理に関する事(指定管理者が行う事務を除く。)
- (3) 麻生市民館等の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。
- 9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民文化局長に委任する。
- (1) 川崎市教育文化会館及び市民館の施設及び設備の維持管理に係る川崎市教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関する事。
- 10 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に委任する。
- (1) 青少年の家、少年自然の家、黒川青少年野外活動センター及び子ども夢パーク(以下「青少年教育施設」という。))の施設及び設備の維持管理に関する事(指定管理者が行う事務を除く。)
- (2) 青少年教育施設の施設及び設備の目的外使用許可に関する事。
(区長等に補助執行させる事務)
- 第3条** 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、区長に補助執行させる。
- (1) 区内の社会教育の広報及び連絡に関する事。
- 2 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、川崎区長に補助執行させる。
- (1) 教育文化会館等における生涯学習及び社会教育の振興に関する事。
- (2) 教育文化会館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 川崎市教育文化会館における視聴覚ライブラリーに関する事。
- (4) 川崎市教育文化会館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。))との連絡調整に関する事。
- (5) 川崎市社会教育委員会教育文化会館専門部会に関する事。
- (6) 川崎市立川崎図書館大師分館及び川崎市立川崎図書館田島分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関する事(図書の収集、選定、除籍を除く。)
- 3 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、幸区長に補助執行させる。
- (1) 幸市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関する事。
- (2) 幸市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関する事。
- (3) 川崎市幸市民館における視聴覚ライブラリーに関する事。
- (4) 川崎市幸市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレク

- リエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。
- (5) 川崎市社会教育委員会議幸市民館専門部会に関すること。
- (6) 川崎市立幸図書館日吉分館における閲覧奉仕業務及び図書整備業務に関すること(図書の収集、選定、除籍を除く。))。
- 4 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、中原区長に補助執行させる。
- (1) 中原区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関すること。
- (2) 中原区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
- (3) 区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。
- (4) 川崎市中原市民館に係る告示及び公告に関すること。
- (5) 川崎市中原市民館に係る指定管理者に関すること(市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。))。
- (6) 川崎市社会教育委員会議中原市民館専門部会に関すること。
- 5 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、高津区長に補助執行させる。
- (1) 高津区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関すること。
- (2) 高津区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
- (3) 区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。
- (4) 高津市民館等及び川崎市立高津図書館橋分館に係る告示及び公告に関すること。
- (5) 高津市民館等に係る指定管理者に関すること(市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。))。
- (6) 川崎市立高津図書館橋分館に係る指定管理者に関すること(指定管理者の業務の実施状況の監視に関すること並びに市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。))。
- (7) 川崎市社会教育委員会議高津市民館専門部会に関すること。
- 6 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、宮前区長に補助執行させる。
- (1) 宮前市民館等における生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
- (2) 宮前市民館等における社会教育振興のための市民の学習活動、文化活動等に係る相談並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 川崎市宮前市民館における視聴覚ライブラリーに関すること。
- (4) 川崎市宮前市民館における区社会教育関係団体(青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。)との連絡調整に関すること。
- (5) 川崎市社会教育委員会議宮前市民館専門部会に関すること。
- (6) 川崎市宮前市民館菅生分館における図書の閲覧等に関すること。
- (7) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る告示及び公告に関すること。
- (8) 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設に係る指定管理者に関すること(市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関するものを除く。))。
- (9) 川崎市社会教育委員会議有馬・野川生涯学習支援施設専門部会に関すること。
- 7 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、多摩区長に補助執行させる。

- (1) 多摩区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関すること。
 - (2) 多摩区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (3) 区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
 - (4) 川崎市多摩市民館に係る告示及び公告に関すること。
 - (5) 川崎市多摩市民館に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関することを除く。）。
 - (6) 川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会に関すること。
- 8 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、麻生区長に補助執行させる。
- (1) 麻生区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関すること。
 - (2) 麻生区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること。
 - (3) 区社会教育関係団体（青少年団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）との連絡調整に関すること。
 - (4) 麻生市民館等並びに川崎市立麻生図書館及び川崎市立麻生図書館柿生分館（以下「麻生図書館等」という。）に係る告示及び公告に関すること。
 - (5) 麻生市民館等に係る指定管理者に関すること（市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関することを除く。）。
 - (6) 麻生図書館等に係る指定管理者に関すること（指定管理者の業務の実施状況の監視に關すること並びに市議会に提出する議案及び議会との連絡調整に関することを除く。）。
 - (7) 川崎市社会教育委員会議麻生市民館専門部会に関すること。
- 9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、こども未来局長に補助執行させる。
- (1) 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。
 - (2) 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。
 - (3) 川崎市社会教育委員会議青少年教育施設専門部会に関すること。

(3) 区役所機能強化、各種会議の設置、区予算に関するもの

2026(令和8)年度 施政方針(抜粋)

令和8年2月

- 1 令和8年度市政執行の基本的な考え方
- 2 令和8年度予算の編成
- 3 分野別の重点施策
- 4 政策・施策の着実な推進に向けて
- 5 おわりに

3 分野別の重点施策

基本政策5 「誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり」

市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、地域課題の解決を促進するとともに、多様な人々が、生涯にわたって学び、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会づくりを進めてまいります。

こうした取組を通じて、市民の心がつながり、「自分たちのまちは自分たちでつくる」取組が広がるまちづくりを進めてまいります。

参加と協働により市民自治を推進する取組として、協働・連携による地域づくりにつきましては、引き続き、市民活動団体等の多様な主体と連携した取組を進めるとともに、地域の居場所である「まちのひろば」や各区の「ソーシャルデザインセンター」など、これまでのコミュニティ施策の取組を振り返りながら、今年度の検証結果を踏まえ、より効果的に施策を展開し、持続可能な暮らしやすい地域づくりを進めてまいります。

また、まちづくりの大切なパートナーである町内会・自治会について、活動応援補助金の運用や、加入促進に向けた多面的な広報など、引き続き活性化に向けた支援を推進してまいります。

区役所サービスの充実につきましては、窓口混雑の緩和や来庁者の負担軽減などの課題解決を図るため、今年度策定する区役所改革の基本方針に基づき、業務フローの見直しや、原則オンラインで手続等ができる「行かなくてよい」窓口の取組を進めるとともに、手書きが不要な「書かない」窓口を拡大してまいります。

また、市民一人ひとりに寄り添ったサービスを提供するため、ライフイベントに関連する手続をまとめて対応する総合窓口化の検討を進め、区役所サービスの向上を図ってまいります。

人権を尊重し共に生きる社会をつくる取組として、人権・平和・多様性のまちづくりにつきましては、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、すべての市民が不当な差別を受けることなく暮らすことができるまちづくりに向けた取組を着実に進めてまいります。

平和社会の実現に向けた施策として、戦争体験者が少なくなっている中、戦争の悲惨さと平和の尊さを将来世代へ語り継いでいくため、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行っている本市として、引き続き、平和館での「平和を語る市民のつどい」の開催など、平和に対する理解を深める取組を推進してまいります。

また、拉致被害者支援の取組として、未来を担う世代を含めた市民に、拉致問題への理解を深めてもらうための啓発を進めるとともに、被害者家族への支援を実施してまいります。

さらに、外国人市民に向けた施策として、多文化共生プラザにおける多言語相談や行政情報の提供などを実施するとともに、地域日本語教育の総合的な体制づくりを引き続き推進してまいります。

川崎市自治基本条例

平成16年12月22日条例第60号(平成17年4月1日施行)

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

(位置付け等)

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ（居住地、関心又は目的を

共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

- 2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

- 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確な判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。

- 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

- 2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。
- 3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

- 2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。

- (2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。
 - (3) 市民からの提案等に的確に応答すること。
 - (4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。
 - (5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。
 - (6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。
- 3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。
- 4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人（市長が所管するものに限ります。）又は当該出資法人（市長が所管するものを除きます。）を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。
（財政運営等）

第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

- 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。
- 3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。
（評価）

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

- 2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとしします。
- 3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。
（苦情、不服等に対する措置）

第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

（区及び区役所の設置）

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

（区長の設置及び役割）

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理しま

す。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

(1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。

(2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するように努めること。

(3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するように努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。

2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることができます。

3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続（以下「パブリックコメント手続」といいます。）を行います。

2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

第31条 市は、住民（本市の区域内に住所を有する人（法人を除きます。）をいいます。以下同じ。）、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

川崎市区における総合行政の推進に関する規則

平成18年3月31日規則第29号

最近改正 平成29年3月31日規則第8号(平成29年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規則は、区の区域内における市の事務事業等に関して区役所の内部組織間並びに区役所及び局等相互の調整を円滑にし、あわせて区役所の企画及び調整の機能を強化することにより、区における総合行政の推進を図り、もって身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「局等」とは、川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局をいう。

2 この規則において「局長等」とは、局等の長をいう。

(区長の役割)

第3条 区長は、区の区域内における市の事務事業等について必要な調整を行い、区における総合行政の推進を図らなければならない。

(局長等の役割)

第4条 局長等は、区長と緊密に連携して、区における総合行政の推進を図らなければならない。

(区総合行政推進会議等の設置)

第5条 第1条の目的を達成するため、本市に区総合行政推進会議及び区課題調整会議を、区に区企画調整会議及び区行政連絡調整会議を置く。

(区総合行政推進会議)

第6条 区総合行政推進会議は、区における総合行政の推進を図るために必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に関する基本的な方針及び方策の策定について協議を行う。

2 区総合行政推進会議は、区役所に属する事務を担当する副市長（以下「担任副市長」という。）、区長、総務企画局長、財政局長、市民文化局長、議題に関係する局長等その他担任副市長が必要と認める職員をもって構成する。

3 担任副市長は、会務を総理し、区総合行政推進会議を主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、区総合行政推進会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(区企画調整会議)

第7条 区企画調整会議は、区における総合行政の推進を図るために必要な事項について、企画及び区役所の内部組織間での調整を行う。

2 区企画調整会議は、区長、副区長、区の部長その他区長が必要と認める職員をもって構成する。

3 区長は、会務を総理し、区企画調整会議を主宰する。

- 4 前3項に定めるもののほか、区企画調整会議の組織及び運営について必要な事項は、区長が定める。

(区行政連絡調整会議)

第8条 区行政連絡調整会議は、区の区域内における市の事務事業等について連絡調整し、及び区における総合行政の推進を図るために必要な事項について協議を行う。

- 2 区行政連絡調整会議は、区長及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市税事務所長
- (2) 生活環境事業所長
- (3) 上下水道局サービスセンター所長
- (4) 交通局営業所長
- (5) 消防署長
- (6) その他区長が必要と認める職員

- 3 区長は、会務を総理し、区行政連絡調整会議を主宰する。

- 4 前3項に定めるもののほか、区行政連絡調整会議の組織及び運営について必要な事項は、区長が定める。

(局区間の情報の提供等)

第9条 区長及び局長等は、区の区域内における市の事務事業等について、相互に必要な情報の提供及び説明を積極的かつ的確に行うものとする。

(局区間の協議等)

第10条 区長は、次に掲げる事項について、地域の実情及び区民の意見等を踏まえ、関係する局長等と協議するものとする。

- (1) 区における課題の解決を目的とした事務事業
- (2) 区における便利で快適な行政サービスの効率的、効果的かつ総合的な提供を目的とした事務事業
- (3) その他区と密接な関係がある事項

- 2 局長等は、次に掲げる事項について、区における総合行政の推進に資するように区長と協議するものとする。

- (1) 主要な事務事業に係る計画の策定及び実施
- (2) 新規の事務事業に係る計画の策定及び実施
- (3) 公共施設の設置、変更及び廃止に係る事項
- (4) その他区と密接な関係がある事項

- 3 区長及び局長等は、前2項の規定による協議の結果を尊重するものとする。

(局区間の調整)

第11条 総務企画局長又は市民文化局長は、必要があると認める場合又は区長若しくは局長等から要請があった場合は、必要な調整を行う。

(区課題調整会議)

第12条 区課題調整会議は、前条の規定により調整が図られている事項のうち総務企画局長が付議したものについて、必要な調整を行う。

- 2 区課題調整会議は、課題に関係する区長及び局長等、総務企画局長、財政局長、市民文

化局長その他総務企画局長が必要と認める職員をもって構成する。

3 総務企画局長は、会務を総理し、区課題調整会議を主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、区課題調整会議の組織及び運営について必要な事項は、総務企画局長が定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

川崎市区総合行政推進会議要綱

制定 平成18年5月31日

最近改正 平成28年4月1日(平成28年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区における総合行政の推進に関する規則（平成18年川崎市規則第29号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、区総合行政推進会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、区役所に属する事務を担当する副市長（以下「担任副市長」という。）が必要に応じて招集するものとする。

2 担任副市長に事故があるときは、市民文化局長が会議の進行を行うことができる。

(検討会議)

第3条 担任副市長は、規則第6条第1項に定める事項を具体的に検討するため、必要に応じて、検討事項に関係する部長級及び課長級職員その他検討及び調整に必要な関係職員をもって構成する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置することができる。

2 検討会議は、市民文化局コミュニティ推進部長（以下「コミュニティ推進部長」という。）が主宰し、会議から指示があったとき又はコミュニティ推進部長が必要と認めるときに開催する。

3 検討会議は、その結果を会議へ報告するものとする。

(会議の庶務)

第4条 会議の庶務は、市民文化局コミュニティ推進部区政推進課において処理するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、担任副市長の命を受けて市民文化局長が定める

川崎市区課題調整会議要綱

制定 平成18年5月31日

最近改正 平成28年4月1日(平成28年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市区における総合行政の推進に関する規則(平成18年川崎市規則第29号。以下「規則」という。)第12条の規則に基づき、区課題調整会議(以下「会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議は、必要に応じて総務企画局長が召集する。

(付議の手続)

第3条 区長又は局長等(規則第2条第2項に規定する局長等をいう。以下同じ。)は、会議に付議したい事案があるときは、資料を添えて総務企画局長に提出するものとする。

2 総務企画局長は、前項の提出を受けたときは、必要に応じて事前の調整等を行うものとする。

(課長会議)

第4条 総務企画局長は、前条第2項に基づく事前の調整等を図るとともに、広く区における課題に関する情報共有及びその解決に向けた具体的な方策等を検討するため、課長会議を設置する。

2 課長会議は、事案に係る区の企画課長及び局等の課長又は担当課長並びに次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
- (2) 財政局財政部財政課担当課長
- (3) 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長
- (4) 総務企画局都市政策部企画調整課長
- (5) 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長
- (6) その他課長会議が必要と認める職員

3 課長会議は、会議から指示があったとき又は総務企画局都市政策部企画調整課長(以下「企画調整課長」という。)が必要と認めるときに開催する。

4 課長会議は、企画調整課長が主宰する。ただし、企画調整課長に事故あるときは、総務企画局都市政策部企画調整課担当課長が、その代理を務めるものとする。

5 課長会議は、その結果を会議へ報告するものとする。

(庶務)

第5条 会議及び課長会議の庶務は、総務企画局都市政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営について必要な事項は、総務企画局長が定める。

川崎市区長連絡会議設置要綱

制定 平成11年10月1日

最近改正 平成28年4月1日（平成28年4月1日施行）

（設置）

第1条 区役所相互並びに区役所及び局との連絡調整を行うことにより、川崎市区における総合行政の推進に関する規則（平成18年規則第29号、以下「規則」という。）の円滑な運用に資するため、区長連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

（構成）

第2条 会議は、区長、市民文化局長、市民文化局コミュニティ推進部長及び関係職員をもって構成する。

（会議）

第3条 会議は、市民文化局長が主宰する。

2 会議は、原則として毎月第1・3火曜日の定例局長会議に引き続き開催する。ただし、特別の事情があるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。

（協議事項）

第4条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 規則第3条に規定する区長の役割を果たすために区役所及び関係局間での連絡調整を必要とする事項
 - （2） 規則第4条に規定する局長等の役割を果たすために区役所及び関係局間での連絡調整を必要とする事項
 - （3） 規則第5条に規定する会議における協議を円滑に実施するために必要な事項
 - （4） その他区における総合行政の推進に関する事項
- 2 規則第2条第2項に規定する局長等（以下「局長等」という。）および区長は、会議に付議する事案がある場合は、市民文化局長に通知するものとする。

（関係局長等の出席）

第5条 市民文化局長は、必要と認めるときは、会議に関係局長その他の職員の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

（会議の記録等）

第6条 市民文化局長は、会議記録を保存するとともに、必要な事項について関係局長に通知するものとする。

（庶務）

第7条 会議の庶務は市民文化局コミュニティ推進部区政推進課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、区長と市民文化局長が協議のうえ、市民文化局長が定める。

川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱

制定 平成11年10月1日

最近改正 平成31年4月22日（平成31年4月22日施行）

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市における総合行政の推進に関する規則（平成18年規則第29号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、区長又は局長等（規則第2条第2項に規定する局長等をいう。以下同じ。）から要請される事務事業の実施の提案等に係る調整の方法を定めることを目的とする。

（事業提案）

第2条 区長又は局長等は、規則第10条に規定する事項のうち、重要な施策等に係る提案等について、前条の規定による調整を要請する場合、事前に当該事務事業の概要をまとめた資料を総務企画局長宛てに提出しなければならない。

2 区長又は局長等は、規則第10条に規定する事項のうち、前項によらない提案等について、前条の規定による調整を要請する場合、事前に当該事務事業の概要をまとめた資料を市民文化局長宛てに提出しなければならない。

（総務企画局長による調整）

第3条 総務企画局長は、前条第1項の提出があった場合、規則第11条に基づく調整を行うものとする。

2 総務企画局長は、前項の調整を行う場合、必要に応じて規則第12条に規定する区課題調整会議に付議するものとする。

3 区課題調整会議に付議する場合の手続は、「川崎市課題調整会議要綱」の定めるところによる。

4 総務企画局長は、調整の結果を区長及び事業提案局長等に通知するものとする。

（市民文化局長による調整）

第4条 市民文化局長は、第2条第2項の提出があった場合、規則第11条に基づく調整を行うものとする。

2 市民文化局長は、前項の調整を行う場合、必要に応じて別に規定する副区長会議に付議するものとする。この場合、事業提案局長等は「区役所への事業提案書」（別紙様式1）を作成し、市民文化局長に提出するものとする。

3 市民文化局長は、調整の結果を区長及び事業提案局長等に通知するものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務企画局長と協議の上、市民文化局長が定める。

様式1

文 書 番 号
年 月 日

「川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱」に基づく区役所への事業提案書

(あて先) 市民文化局長

川崎市局区役所間事業提案等の調整に関する要綱第4条に基づいて、次により事業提案します。

局長

1 事業名称	
2 所管局部署	部 課 係 担当 TEL
3 対象とする区及び課かい	☐ 全区 ☐ 特定区 (川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生) 《課かい名》 部 課
4 目的及び概要等	《目的》 《概要》
5 分類及び事務の範囲	☐ 新規 ☐ 継続 ☐ 廃止 ☐ 見直し ☐ その他() ☐ 事務の全部 ☐ 事務の一部 ☐ 単年度 ☐ その他 《期間》 年 月 日～ 年 月 日
6 提案内容	《内容》 《事務量》 ☐ 人員 _____人 ☐ 時間 _____時間 ☐ 件数 _____件
7 予算	☐ 総予算額 ☐ 区への令達額 _____円 _____円 《内訳・その他》
8 提案局の体制	
9 関係機関との協議	
10 備考	

川崎市副区長会議要領

制定 平成11年10月1日

最近改正 平成28年4月1日(平成28年4月1日施行)

(目的)

第1条 川崎市局・区役所間事業提案等の調整に関する要綱第4条第2項に基づき、副区長会議(以下「会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 事業の実施のための検討及び協議に関すること。
- (2) 事業の実施に向けた執行体制の調整に関すること。
- (3) その他、事業の実施に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、副区長、市民文化局コミュニティ推進部長及び市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長で構成する。

(招集)

第4条 会議は、必要に応じて市民文化局長が招集する。

(関係職員の出席)

第5条 会議は、必要に応じて事業提案局の職員その他関係職員に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民文化局コミュニティ推進部区政推進課が処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民文化局長が定める。

川崎市区民サービス部長会議設置要綱

制定 平成17年4月12日

最近改正 平成28年4月1日（平成28年4月1日施行）

（趣旨）

第1条 区役所における行政サービスを中心的に担う部署の責任者である各区区民サービス部長相互の連絡調整を行うとともに、便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的な提供の実現に向けて協議するため、区民サービス部長会議（以下「会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議する。

- （1）区役所サービス向上指針に関すること。
- （2）区役所サービスの改善に関すること。
- （3）区役所サービスに係る制度、システムの調整に関すること。
- （4）その他、区役所サービスに係る必要な事項に関すること。

（構成）

第3条 会議は、市民文化局コミュニティ推進部長（以下「コミュニティ推進部長」という。）、各区区民サービス部長及び市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長（以下「区政推進課長」という。）をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、コミュニティ推進部長が主宰する。ただし、コミュニティ推進部長に事故あるときは、区政推進課長が会議の進行を行うことができるものとする。

2 会議は、必要に応じてコミュニティ推進部長が招集する。

3 コミュニティ推進部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

（ワーキンググループ）

第5条 会議は、必要に応じ関係職員で構成するワーキンググループを設置することができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は市民文化局コミュニティ推進部区政推進課において行う。

（その他）

第7条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、コミュニティ推進部長が定める。

川崎市地域課題対応事業実施要綱

制定 平成23年4月1日

最近改正 平成27年4月1日（平成27年4月1日施行）

（目的）

第1条 この要綱は、区役所が主体となって、区民の参加と協働により、地域の抱える課題解決や地域の特性を活かした事業を実施し、区における総合行政の推進に資することを目的とする地域課題対応事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施）

第2条 区長は、前条の目的を実現するために、区民意見、事業の必要性、効果及び効率性等を考慮の上事業を実施する。

2 対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- （1）地域の身近な課題の解決のための事業
- （2）地域の特性を活かした区づくり事業
- （3）区役所自らの裁量により総合的・横断的に判断し執行する事業及び緊急対応が必要な事業
- （4）便利で快適な区役所づくりのための事業
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要とする事業

3 前項の事業について、区役所が自主的に企画立案し、区民の参加と協働により地域の課題を解決する事業及び区役所が主体となり、局と連携して、地域の課題を解決する事業を実施するとともに、年度途中に発生する新たな課題に区長の権限で適切かつ迅速に対応する事業を「区の新たな課題即応事業」として実施することとする。

4 事業実施に当たっては、次のいずれにも留意しなければならない。

- （1）対人給付的な事業など開始段階から全市一律のサービス水準を確保すべき事業でないこと。
- （2）後年度負担の発生を極力、抑えた事業であること。
- （3）予算の硬直化を防ぎ、課題に柔軟に対応するために、事業評価を実施した上で、所期の目的を達成した事業は完了し、新たな展開を図ること。

（実施方法）

第3条 区長は、実施に当たって、関係部局等との調整を十分に行うものとする。

（事業の広報等）

第4条 区長は、事業計画及び事業結果・評価を区民に広報し、区民意見の聴取に努めるものとする。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が定める。

(4) その他の諸規定・通知等

川崎市各区シンボルマーク使用承認要領

制定 平成17年4月1日

最終改正 令和6年12月27日(令和7年1月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市民及び川崎市内に所在する法人その他の団体が川崎市各区シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてシンボルマークとは、平成4年度各区区政推進事業により制定されたものをいう。

(使用手続き)

第3条 シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎市各区シンボルマーク使用承認申請書（第1号様式）を各区長に提出しなければならない。

2 各区長は、シンボルマークの使用を承認し、又は不承認とするときは、川崎市各区シンボルマーク使用承認・不承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、各区長は、使用の承認にあたっては、必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

第4条 シンボルマークを使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマークを変形し、または、他の図形や文字と重ねて使用しない。
- (2) シンボルマークの色は、原則として指定された色を使用する。

(使用承認の基準)

第5条 シンボルマークの使用の承認は、次の各号のいずれかに該当することが認められる場合に行うものとする。

- (1) 区の魅力を高め、広く発信する取組に使用するとき。
 - (2) 区への愛着を醸成する取組に使用するとき。
 - (3) 地域を活性化する取組に使用するとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、各区長は、次の各号の一に該当するときはシンボルマークの使用を承認しないものとする。
- (1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合
 - (2) 特定の政治活動及び宗教活動に利用しようとする場合
 - (3) 営利を主たる目的とする活動に利用しようとする場合
 - (4) 区の品位を傷つけ、またはシンボルマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合
 - (5) 区が行う事業または、区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生ずるおそれがある場合
 - (6) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
 - (7) その他各区長が適当でないと認める場合

(所管)

第6条 この要領の所管は市民文化局コミュニティ推進部区政推進課とする。

(その他)

第7条 この要領実施のためその他必要な事項は各区長が定める。

7川市区推第1062号
令和8年3月31日

各局本部(室)区長 様

市民文化局長
総務企画局長

令和8年度組織改正等に伴う本庁連絡調整担当課の更新について(通知)

「区役所改革の基本方針」に基づき、平成29年度から本庁連絡調整担当課を設置しておりますが、令和8年度の組織改正等に伴い、別紙のとおり更新しましたので、通知いたします。

本庁業務所管局及び区役所におかれましては、引き続き、本通知の趣旨を踏まえ、相互に情報共有や連携等を図っていただきますよう、お願いいたします。

(市民文化局コミュニティ推進部区政推進課担当 岩村、岩井)
内線 27864
(総務企画局行政改革マネジメント推進室担当 田邊)
内線 22856

本庁連絡調整担当課の設置について

1 目的

区役所の各課(以下「業務執行課」という。)が所管する業務については、通常、それぞれ本庁に複数の所管課があり、区役所業務の変更・追加・廃止等に伴って関係管理職会議や職員配置計画の調整などが行われています。

こうした調整に先立ち、本庁関係課どうしで情報共有や連携を図ることを改めて明確化することにより、総合計画に掲げるめざす都市像の実現に向けて、業務執行課が、その役割を果たせるよう一層の円滑な庁内調整を図ることを目的に、連絡調整担当課を設置するものです。

2 連絡調整担当課及び関係課について

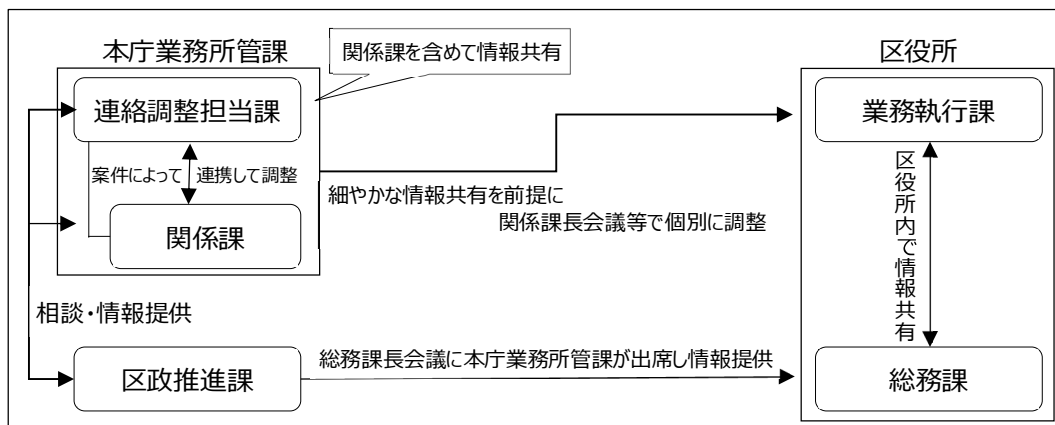
(1) 定義

- 本庁業務所管課…川崎市区役所等事務分掌規則に定める業務執行課の事務を所管する本庁部署
- 連絡調整担当課…業務執行課の関係管理職会議の事務局等を担っている本庁業務所管課
- 関係課……………連絡調整担当課以外の本庁業務所管課

(2) 役割

- 本庁業務所管課等が業務執行課に対して調整を行う際に、連絡調整担当課にその情報を提供するとともに、関係課とも情報を共有することとします。案件によっては、連絡調整担当課を中心に本庁業務所管課と連携しながら調整を行うこととします。
- 調整する案件は、職員配置計画の調整等、区役所の業務執行課の運営に重大な影響を及ぼすようなものとします。
- 区役所との調整・検討は、関係課長会議等の場を通じて行うこととしますが、区長連絡会議や副区長会議、総務課長会議等への報告等が必要な場合があることも念頭に置き、必要に応じて調整内容を区政推進課に情報提供をお願いします。
- 本庁業務所管課の業務バランス上、1つの連絡調整担当課にしがたい場合は、例外的に複数の課を連絡調整担当課として定め、当面の間双方を連絡調整担当課と見做すものとします。

<役割イメージ>



3 令和8年度本庁連絡調整担当課及び関係課 別紙のとおり

令和 8 年度 本庁連絡調整担当課及び関係課

区役所		本庁業務所管課		連絡調整会議
		連絡調整担当	関係課	
副区長		市)区政推進課	—	副区長会議
	危機管理担当	危)危機対策部	市)地域安全推進課 ま)まちづくり調整課、宅地審査課	危機管理担当課長会議
まちづくり推進部				
	総務課	市)区政推進課	—	総務課長会議
		選)選挙課	総)統計情報課	書記次長会議
	企画課	市)区政推進課	総)シティブロモーション推進室 市)協働・連携推進課 ま)景観・地区まちづくり支援担当	企画課長会議
	地域振興課	市)市民活動推進課	市)協働・連携推進課、市民スポーツ室	地域振興課長会議
	生涯学習支援課 生涯学習支援担当	教)生涯学習推進課	市)区政推進課	生涯学習支援課長・担当課長会議
区民サービス部		市)区政推進課	—	区民サービス部長会議
	区民課	市)戸籍住民サービス課	健)医療保険課、国民年金・福祉医療課 こ)児童家庭支援・虐待対策室(家庭支援担当) 教)学事課	区民課長会議
	保険年金課	健)医療保険課	健)収納管理課、国民年金・福祉医療課、介護保険課 こ)児童家庭支援・虐待対策室(家庭支援担当)	保険年金主管課長会議
地域みまもり支援センター		健)生活保護・自立支援室、保健医療政策課	—	地域みまもり支援センター会議
	地域ケア推進課	健)地域包括ケア推進室	健)保健医療政策課、健康増進課、環境保健・アレルギー疾患対策課、医事・薬事課 こ)企画課、児童家庭支援・虐待対策室(家庭支援担当)	地域ケア推進課長会議
	地域支援課	健)地域包括ケア推進室	健)保健医療政策課、健康増進課、環境保健・アレルギー疾患対策課 こ)児童家庭支援・虐待対策室(事業調整担当、母子保健担当)	地域支援課長会議
	児童家庭課	こ)保育対策課	こ)児童家庭支援・虐待対策室(家庭支援担当、母子保健担当)	児童家庭課長会議
	高齢・障害課	健)介護保険課、障害計画課	健)地域包括ケア推進室、高齢者事業推進課、高齢者在宅サービス課、障害者施設指導課、障害福祉課、精神保健課、障害者社会参加・就労支援課、国民年金・福祉医療課	高齢・障害課長会議
	保護課	健)生活保護・自立支援室	—	保護課長会議
	衛生課	健)生活衛生課	健)感染症対策課、医事・薬事課	衛生課長会議
道路公園センター		建)庶務課	—	道路公園センター所長会議
	管理担当	建)路政課	建)みどりの管理課、管理課、自転車利活用推進室	管理担当課長会議
	整備担当	建)道路整備課	建)みどりの保全整備課、施設維持課、河川課、自転車利活用推進室	整備担当課長会議
	協働・利活用推進担当	建)グリーンコミュニティ推進室	建)みどり・多摩川事業推進課	協働・利活用推進担当会議

※高齢・障害課は当面の措置として、2 課を連絡調整担当課として設置し、本通知の趣旨に則って関係課で適切な情報共有及び連携を行う。

7 主要機関の所管区域一覧

(1) 市の主要機関の所管区域一覧

行政区 機関		川 崎 区			幸 区	中 原 区	高 津 区	宮 前 区	多 摩 区	麻 生 区
		大師支所	田島支所		日吉出張所		橘出張所	向丘出張所	生田出張所	
区役所 地域みまもり 支援センター (福祉事務所・ 保健所支所)	保 健 所 機 能	(保健所川崎支所)			(保健所幸支所)	(保健所中原支所)	(保健所高津支所)	(保健所宮前支所)	(保健所多摩支所)	(保健所麻生支所)
	福 祉 事 務 所 機 能	(川崎福祉事務所)			(幸福社事務所)	(中原福祉事務所)	(高津福祉事務所)	(宮前福祉事務所)	(多摩福祉事務所)	(麻生福祉事務所)
区役所 道路公園センター		川崎区役所 道路公園センター			幸区役所 道路公園センター	中原区役所 道路公園センター	高津区役所 道路公園センター	宮前区役所 道路公園センター	多摩区役所 道路公園センター	麻生区役所 道路公園センター
上下水道局 サービスセンター		南部サービスセンター					中部サービスセンター		北部サービスセンター	
下水道事務所		南部下水道事務所				中部下水道事務所		西部下水道管理事務所	北部下水道管理事務所	
市税事務所		かわさき市税事務所				みぞのくち市税事務所			しんゆり市税事務所	
						こすぎ市税分室				
生活環境事業所		川崎生活環境事業所			中原生活環境事業所		宮前生活環境事業所		多摩生活環境事業所	
消 防 署		臨港消防署 (大師支所全城 +注1)	注 1	川崎消防署 (川崎区のうち臨港消 防署の所管区域を除く 区域)	幸消防署	中原消防署	高津消防署	宮前消防署	多摩消防署	麻生消防署

注1) 浅野町、池上町、大川町、扇島、扇町、鋼管通2～5丁目、桜本1～2丁目、白石町、
田辺新田、浜町1～4丁目、南渡田町

注2) 大師支所・田島支所の所管区域については、P 6 参照

(2) 国・県の主要機関の所管区域一覧

行政区 機 関	川 崎 区			幸 区	中 原 区	高 津 区	宮 前 区	多 摩 区	麻 生 区	
税 務 署	川崎南税務署				川崎北税務署			川崎西税務署		
県税事務所	川崎県税事務所				高津県税事務所					
年金事務所	川崎年金事務所				高津年金事務所					
労働センター	かながわ労働センター川崎支所									
公共職業安定所	川崎公共職業安定所				川崎北公共職業安定所					
法 務 局	横浜地方法務局（本局）（商業・法人登記）									
	横浜地方法務局川崎支局（不動産登記及び各種証明書交付事務）					横浜地方法務局麻生出張所（不動産登記及び各種証明書交付事務）				
労働基準監督署	川崎南労働基準監督署				川崎北労働基準監督署					
警 察 署	川崎警察署	川崎区役所所管区域	大師支所 伊勢町、川中島 1～2丁目、大 師公園、大師 町、大師本町、 大師駅前1～2 丁目、中瀬1～ 3丁目、東門前 1～3丁目、藤 崎1～4丁目	田島支所 浅田1～4丁 目、追分町、小 田2～6丁目、 小田栄1丁目、 鋼管通1丁目 (1、2番の み)	幸警察署	中原警察署	高津警察署	宮前警察署	多摩警察署	麻生警察署
			上記以外の大師 支所所管区域 注 1	上記以外の田島 支所所管区域 注 1						
	臨港警察署									

注1) 大師支所・田島支所の所管区域については、P 6 参照

8 政令指定都市関係資料

(1) 政令指定都市の概要・区役所所在地等

(令和8年4月1日現在)

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
札幌市 (10区・ 2出張所) (人口: 1,961,122人) ※2	札幌市役所	昭和47年4月1日	中央区北1条西2丁目1番地	060-8611	(011)211-2111
	中央区役所	昭和47年4月1日	中央区南3条西11丁目330番地2	060-8612	231-2400
	北区役所	昭和47年4月1日	北区北24条西6丁目1番1号	001-8612	757-2400
	篠路出張所	-	北区篠路4条7丁目2番40号	002-8024	771-2231
	東区役所	昭和47年4月1日	東区北11条東7丁目1番1号	065-8612	741-2400
	白石区役所	昭和47年4月1日	白石区南郷通1丁目南8番1号	003-8612	861-2400
	厚別区役所	平成元年11月6日	厚別区厚別中央1条5丁目3番2号	004-8612	895-2400
	豊平区役所	昭和47年4月1日	豊平区平岸6条10丁目1番1号	062-8612	822-2400
	清田区役所	平成9年11月4日	清田区平岡1条1丁目2番1号	004-8613	889-2400
	南区役所	昭和47年4月1日	南区真駒内幸町2丁目2番1号	005-8612	582-2400
	定山溪出張所	-	南区定山溪温泉東4丁目315番地4	061-2302	598-2191
	西区役所	昭和47年4月1日	西区琴似2条7丁目1番1号	063-8612	641-2400
仙台市 (5区・ 2総合支所) (人口: 1,092,956人) ※2	手稲区役所	平成元年11月6日	手稲区前田1条11丁目1番10号	006-8612	681-2400
	仙台市役所	平成元年4月1日	青葉区国分町三丁目7番1号	980-8671	(022)261-1111
	青葉区役所	平成元年4月1日	青葉区上杉一丁目5番1号	980-8701	225-7211
	宮城総合支所	-	青葉区下愛子字観音堂5番地	989-3125	392-2111
	宮城野区役所	平成元年4月1日	宮城野区五輪二丁目12番35号	983-8601	291-2111
	若林区役所	平成元年4月1日	若林区保春院前丁3番地の1	984-8601	282-1111
	太白区役所	平成元年4月1日	太白区長町南三丁目1番15号	982-8601	247-1111
	秋保総合支所	-	太白区秋保町長袋字大原45番地の1	982-0243	399-2111
さいたま市 (10区) (人口: 1,359,750人) ※2	泉区役所	平成元年4月1日	泉区泉中央二丁目1番地の1	981-3189	372-3111
	さいたま市役所	平成15年4月1日	浦和区常盤6丁目4番4号	330-9588	(048)829-1111
	西区役所	平成15年4月1日	西区西大宮3丁目4番地2	331-8587	622-1111
	北区役所	平成15年4月1日	北区宮原町1丁目852番地1	331-8586	653-1111
	大宮区役所	平成15年4月1日	大宮区吉敷町1丁目124番地1	330-8501	657-0111
	見沼区役所	平成15年4月1日	見沼区堀崎町12番地36	337-8586	687-1111
	中央区役所	平成15年4月1日	中央区下落合5丁目7番10号	338-8686	856-1111
	桜区役所	平成15年4月1日	桜区道場4丁目3番1号	338-8586	858-1111
	浦和区役所	平成15年4月1日	浦和区常盤6丁目4番4号	330-9586	825-1111
千葉市 (6区) (人口: 988,732人) ※2	南区役所	平成15年4月1日	南区別所7丁目20番1号	336-8586	838-1111
	緑区役所	平成15年4月1日	緑区大字中尾975番地1	336-8587	874-1111
	岩槻区役所	平成17年4月1日	岩槻区本町3丁目2番5号	339-8585	790-0111
	千葉市役所	平成4年4月1日	中央区千葉港1番1号	260-8722	(043)245-5111
	中央区役所	平成4年4月1日	中央区中央4丁目5番1号	260-8733	221-2111
	花見川区役所	平成4年4月1日	花見川区瑞穂1丁目1番地	262-8733	275-6111
	稲毛区役所	平成4年4月1日	稲毛区穴川4丁目12番1号	263-8733	284-6111
	若葉区役所	平成4年4月1日	若葉区桜木北2丁目1番1号	264-8733	233-8111
川崎市 (7区・2支所 ・4出張所) (人口: 1,561,800人) ※2	緑区役所	平成4年4月1日	緑区おゆみ野3丁目15番地3	266-8733	292-8111
	美浜区役所	平成4年4月1日	美浜区真砂5丁目15番1号	261-8733	270-3111
	川崎市役所	昭和47年4月1日	川崎区宮本町1番地	210-8577	(044)200-2111
	川崎区役所	昭和47年4月1日	川崎区東田町8番地	210-8570	201-3113
	大師支所	-	川崎区台町26番7号	210-0814	271-0130
	田島支所	-	川崎区田島町20番23号	210-0853	322-1960
	幸区役所	昭和47年4月1日	幸区戸手本町1丁目11番地1	212-8570	556-6666
	日吉出張所	-	幸区南加瀬1丁目7番17号	212-0055	599-1121
	中原区役所	昭和47年4月1日	中原区小杉町3丁目245番地	211-8570	744-3113
	高津区役所	昭和47年4月1日	高津区下作延2丁目8番1号	213-8570	861-3113
	橘出張所	-	高津区千年1362番地1	213-0022	777-2355
	宮前区役所	昭和57年7月1日	宮前区宮前平2丁目20番地5	216-8570	856-3113
	向丘出張所	-	宮前区平1丁目1番10号	216-0022	866-6461
	多摩区役所	昭和47年4月1日	多摩区登戸1775番地1	214-8570	935-3113
	生田出張所	-	多摩区生田7丁目16番1号	214-0038	933-7111
	麻生区役所	昭和57年7月1日	麻生区万福寺1丁目5番1号	215-8570	965-5100

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
横浜市 (18区) (人口: 3,753,758人) ※2	横浜市役所	昭和31年9月1日	中区本町6丁目50番地の10	231-0005	(045)671-2121
	鶴見区役所	昭和2年10月1日	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	230-0051	510-1818
	神奈川区役所	昭和2年10月1日	神奈川区広台太田町3番地8	221-0824	411-7171
	西区役所	昭和19年4月1日	西区中央一丁目5番10号	220-0051	320-8484
	中区役所	昭和2年10月1日	中区日本大通35番地	231-0021	224-8181
	南区役所	昭和18年12月1日	南区浦舟町二丁目33番地	232-0024	341-1212
	港南区役所	昭和44年10月1日	港南区港南四丁目2番10号	233-0003	847-8484
	保土ヶ谷区役所	昭和2年10月1日	保土ヶ谷区川辺町2番地9	240-0001	334-6262
	旭区役所	昭和44年10月1日	旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12	241-0022	954-6161
	磯子区役所	昭和2年10月1日	磯子区磯子三丁目5番1号	235-0016	750-2323
	金沢区役所	昭和23年5月15日	金沢区泥亀二丁目9番1号	236-0021	788-7878
	港北区役所	昭和14年4月1日	港北区大豆戸町26番地1	222-0032	540-2323
	緑区役所	昭和44年10月1日	緑区寺山町118番地	226-0013	930-2323
	青葉区役所	平成6年11月6日	青葉区市ケ尾町31番地4	225-0024	978-2323
	都筑区役所	平成6年11月6日	都筑区茅ヶ崎中央32番1号	224-0032	948-2323
	戸塚区役所	昭和14年4月1日	戸塚区戸塚町16番地17	244-0003	866-8484
	栄区役所	昭和61年11月3日	栄区桂町303番地19	247-0005	894-8181
	泉区役所	昭和61年11月3日	泉区和泉中央北五丁目1番1号	245-0024	800-2323
	瀬谷区役所	昭和44年10月1日	瀬谷区二ツ橋町190番地	246-0021	367-5656
相模原市 (3区) (人口:721,112人) ※2	相模原市役所	平成22年4月1日	中央区中央二丁目11番15号	252-5277	(042)754-1111
	緑区役所	平成22年4月1日	緑区西橋本五丁目3番21号	252-5177	775-8802
	中央区役所	平成22年4月1日	中央区中央二丁目11番15号	252-5277	769-9802
	南区役所	平成22年4月1日	南区相模大野五丁目31番1号	252-0377	749-2134
新潟市 (8区・14出張所) (人口: 754,903人) ※2	新潟市役所	平成19年4月1日	中央区学校町通1番町602番地1	951-8550	(025)228-1000
	北区役所	平成19年4月1日	北区東栄町1丁目1番14号	950-3393	387-1000
	北出張所	-	北区松浜1丁目7番地9	950-3126	387-1705
	東区役所	平成19年4月1日	東区下木戸1丁目4番1号	950-8709	272-1000
	石山出張所	-	東区石山1丁目1番12号	950-0852	250-2820
	中央区役所	平成19年4月1日	中央区西堀通6番町866番地	951-8553	223-1000
	東出張所	-	中央区蒲原町7番1号	950-0083	241-4111
	南出張所	-	中央区新和3丁目3番1号	950-0972	283-0406
	江南区役所	平成19年4月1日	江南区泉町3丁目4番5号	950-0195	383-1000
	横越出張所	-	江南区横越中央1丁目1番1号	950-0292	385-2111
	秋葉区役所	平成19年4月1日	秋葉区程島2009番地	956-8601	(0250)23-1000
	小須戸出張所	-	秋葉区小須戸120番地5	956-0192	25-5720
	南区役所	平成19年4月1日	南区白根1235番地	950-1292	(025)373-1000
	味方出張所	-	南区味方1544番地	950-1294	372-6805
	月潟出張所	-	南区月潟535番地	950-1304	372-6905
	西区役所	平成19年4月1日	西区寺尾東3丁目14番41号	950-2097	268-1000
	西出張所	-	西区内野町413番地	950-2112	262-3111
	黒埼出張所	-	西区大野町2843番地1	950-1196	377-3101
	西蒲区役所	平成19年4月1日	西蒲区巻甲2690番地1	953-8666	(0256)73-1000
	岩室出張所	-	西蒲区西中860番地	953-0192	82-4111
	西川出張所	-	西蒲区旗屋585番地1	959-0492	88-3111
	潟東出張所	-	西蒲区三方1番地	959-0592	86-3111
	中之口出張所	-	西蒲区中之口626番地	950-1327	(025)375-2712
静岡市 (3区・3支所) (人口: 663,524人) ※2	静岡市役所	平成17年4月1日	葵区追手町5番1号	420-8602	(054)254-2111
	葵区役所	平成17年4月1日	葵区追手町5番1号	420-8602	254-2115
	井川支所	-	葵区井川656番地の2	428-0504	260-2211
	駿河区役所	平成17年4月1日	駿河区南八幡町10番40号	422-8550	202-5811
	長田支所	-	駿河区上川原13番1号	421-0132	259-5522
	清水区役所	平成17年4月1日	清水区旭町6番8号	424-8701	354-2111
浜松市 (3区) (人口:765,415人) ※2	蒲原支所	-	清水区蒲原新田一丁目21番1号	421-3211	385-3111
	浜松市役所	平成19年4月1日	中央区元城町103番地の2	430-8652	(053)457-2111
	中央区役所	令和6年1月1日	中央区元城町103番地の2	430-8652	457-2111
	浜名区役所	令和6年1月1日	浜名区貴布祢3000番地	434-8550	587-3111
	天竜区役所	令和6年1月1日	天竜区二俣町二俣481番地	431-3392	926-1111

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
名古屋市 (16区・6支所) (人口： 2,345,093人) ※2	名古屋市役所	昭和31年9月1日	中区三の丸三丁目1番1号	460-8508	(052)961-1111
	千種区役所(仮設庁舎)	昭和12年10月1日	千種区星が丘山手103番地	464-8644	762-3111
	東区役所	明治41年4月1日	東区筒井一丁目7番74号	461-8640	935-2271
	北区役所	昭和19年2月11日	北区清水四丁目17番1号	462-8511	911-3131
	楠支所	-	北区楠二丁目974番地	462-0012	901-2261
	西区役所	明治41年4月1日	西区花の木二丁目18番1号	451-8508	521-5311
	山田支所	-	西区八筋町358番地の2	452-0815	501-1311
	中村区役所	昭和12年10月1日	中村区松原町1丁目23番地の1	453-8501	483-8161
	中区役所	明治41年4月1日	中区栄四丁目1番8号	460-8447	241-3601
	昭和区役所	昭和12年10月1日	昭和区阿由知通3丁目19番地	466-8585	731-1511
	瑞穂区役所	昭和19年2月11日	瑞穂区瑞穂通3丁目32番地	467-8531	841-1521
	熱田区役所	昭和12年10月1日	熱田区神宮三丁目1番15号	456-8501	681-1431
	中川区役所	昭和12年10月1日	中川区高畑一丁目223番地	454-8501	362-1111
	富田支所	-	中川区春田三丁目215番地	454-0985	301-8141
	港区役所	昭和12年10月1日	港区港明一丁目12番20号	455-8520	651-3251
	南陽支所 (仮設庁舎)	-	港区春田野二丁目3703番地	455-0873	301-8118
	南区役所	明治41年4月1日	南区前浜通3丁目10番地	457-8508	811-5161
	守山区役所	昭和38年2月15日	守山区小幡一丁目3番1号	463-8510	793-3434
	志段味支所	-	守山区下志段味一丁目1401番地	463-0003	736-2000
	緑区役所	昭和38年4月1日	緑区青山二丁目15番地	458-8585	621-2111
	徳重支所	-	緑区元徳重一丁目401番地	458-0852	875-2202
京都市 (11区・3支所) (人口： 1,426,642人) ※2	名東区役所	昭和50年2月1日	名東区上社二丁目50番地	465-8508	773-1111
	天白区役所	昭和50年2月1日	天白区島田二丁目201番地	468-8510	803-1111
	京都市役所	昭和31年9月1日	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	604-8571	(075)222-3111
	北区役所	昭和30年9月1日	北区紫野東御所田町33番地の1	603-8511	432-1181
	上京区役所	明治12年4月10日	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	602-8511	441-0111
	左京区役所	昭和4年4月1日	左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2	606-8511	702-1000
	中京区役所	昭和4年4月1日	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地	604-8588	812-0061
	東山区役所	昭和4年4月1日	東山区清水五丁目130番地の6	605-8511	561-1191
	山科区役所	昭和51年10月1日	山科区柳辻池尻町14番地の2	607-8511	592-3050
	下京区役所	明治12年4月10日	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8	600-8588	371-7101
	南区役所	昭和30年9月1日	南区西九条南田町1番地の3	601-8511	681-3111
	右京区役所	昭和6年4月1日	右京区太秦下刑部町12番地	616-8511	861-1101
	西京区役所	昭和51年10月1日	西京区上桂森下町25番地の1	615-8522	381-7121
	洛西支所	-	西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2	610-1198	332-8111
	伏見区役所	昭和6年4月1日	伏見区鷹匠町39番地の2	612-8511	611-1101
	深草支所	-	伏見区深草向畑町93番地の1	612-0861	642-3101
	醍醐支所	-	伏見区醍醐大構町28番地	601-1366	571-0003

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
大阪市 (24区) (人口： 2,817,994人) ※2	大 阪 市 役 所	昭和31年9月1日	北区中之島一丁目3番20号	530-8201	(06)6208-8181
	北 区 役 所	平成元年2月13日	北区扇町二丁目1番27号	530-8401	6313-9625
	都 島 区 役 所	昭和18年4月1日	都島区中野町二丁目16番20号	534-8501	6882-9625
	福 島 区 役 所	昭和18年4月1日	福島区大開一丁目8番1号	553-8501	6464-9625
	此 花 区 役 所	大正14年4月1日	此花区春日出北一丁目8番4号	554-8501	6466-9625
	中 央 区 役 所	平成元年2月13日	中央区久太郎町一丁目2番27号	541-8518	6267-9625
	西 区 役 所	明治22年4月1日	西区新町四丁目5番14号	550-8501	6532-9625
	港 区 役 所	大正14年4月1日	港区市岡一丁目15番25号	552-8510	6576-9625
	大 正 区 役 所	昭和7年10月1日	大正区千島二丁目7番95号	551-8501	4394-9625
	天 王 寺 区 役 所	大正14年4月1日	天王寺区真法院町20番33号	543-8501	6774-9625
	浪 速 区 役 所	大正14年4月1日	浪速区敷津東一丁目4番20号	556-8501	6647-9625
	西 淀 川 区 役 所	大正14年4月1日	西淀川区御幣島一丁目2番10号	555-8501	6478-9625
	淀 川 区 役 所	昭和49年7月22日	淀川区十三東二丁目3番3号	532-8501	6308-9625
	東 淀 川 区 役 所	大正14年4月1日	東淀川区豊新二丁目1番4号	533-8501	4809-9625
	東 成 区 役 所	大正14年4月1日	東成区大今里西二丁目8番4号	537-8501	6977-9625
	生 野 区 役 所	昭和18年4月1日	生野区勝山南三丁目1番19号	544-8501	6715-9625
	旭 区 役 所	昭和7年10月1日	旭区大宮一丁目1番17号	535-8501	6957-9625
	城 東 区 役 所	昭和18年4月1日	城東区中央三丁目5番45号	536-8510	6930-9625
	鶴 見 区 役 所	昭和49年7月22日	鶴見区横堤五丁目4番19号	538-8510	6915-9625
	阿 倍 野 区 役 所	昭和18年4月1日	阿倍野区文の里一丁目1番40号	545-8501	6622-9625
	住 之 江 区 役 所	昭和49年7月22日	住之江区御崎三丁目1番17号	559-8601	6682-9625
	住 吉 区 役 所	大正14年4月1日	住吉区南住吉三丁目15番55号	558-8501	6694-9625
	東 住 吉 区 役 所	昭和18年4月1日	東住吉区東田辺一丁目13番4号	546-8501	4399-9625
	平 野 区 役 所	昭和49年7月22日	平野区背戸口三丁目8番19号	547-8580	4302-9625
	西 成 区 役 所	大正14年4月1日	西成区岸里一丁目5番20号	557-8501	6659-9625
堺市 (7区) (人口： 800,455人) ※2	堺 市 役 所	平成18年4月1日	堺区南瓦町3番1号	590-0078	(072)233-1101
	堺 区 役 所	平成18年4月1日	堺区南瓦町3番1号	590-0078	228-7403
	中 区 役 所	平成18年4月1日	中区深井沢町2470番地7	599-8236	270-8181
	東 区 役 所	平成18年4月1日	東区日置荘原寺町195番地1	599-8112	287-8100
	西 区 役 所	平成18年4月1日	西区鳳東町6丁600番地	593-8324	275-1901
	南 区 役 所	平成18年4月1日	南区桃山台1丁1番1号	590-0141	290-1800
	北 区 役 所	平成18年4月1日	北区新金岡町5丁1番4号	591-8021	258-6706
神戸市 (10区・2支所・ 15出張所) (人口： 1,480,065人) ※2	美 原 区 役 所	平成18年4月1日	美原区黒山167番地1	587-8585	363-9311
	神 戸 市 役 所	昭和31年9月1日	中央区加納町6丁目5番1号	650-8570	(078)333-3330
	東 灘 区 役 所	昭和25年4月1日	東灘区住吉東町5丁目2番1号	658-8570	841-4131
	六甲アイランド出張所	-	東灘区向洋町中2丁目22番地104号室	658-0032	841-5123
	灘 区 役 所	昭和6年9月1日	灘区桜口町4丁目2番1号	657-8570	843-7001
	中 央 区 役 所	昭和55年12月1日	中央区東町115番地	651-8570	335-7511
	兵 庫 区 役 所	昭和6年9月1日	兵庫区荒田町1丁目21番1号	652-8570	511-2111
	北 区 役 所	昭和48年8月1日	北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	651-1195	593-1111
	山 田 出 張 所	-	北区松が枝町2丁目1番地の4	651-1232	581-1001
	北 神 区 役 所	平成31年4月1日	北区藤原台中町1丁目2番1号	651-1302	981-5377
	有 馬 出 張 所	-	北区有馬町字中ノ畑241番地の1	651-1401	904-0081
	道 場 出 張 所	-	北区道場町塩田字下溝尻1418番地	651-1502	985-2381
	八 多 出 張 所	-	北区八多町附物字杉脇782番地の7	651-1343	982-0002
	大 沢 出 張 所	-	北区大沢町中大沢字泓1000番地の1	651-1524	954-0301
	長 尾 出 張 所	-	北区長尾町宅原319番地の2	651-1511	986-2581
	淡 河 出 張 所	-	北区淡河町木津字尾通54番地	651-1614	959-0131
	長 田 区 役 所	昭和20年5月1日	長田区北町3丁目4番地の3	653-8570	579-2311
	須 磨 区 役 所	昭和6年9月1日	須磨区大黒町4丁目1番1号	654-8570	731-4341
	北 須 磨 支 所	-	須磨区中落合2丁目2番6号	654-0195	793-1212
	垂 水 区 役 所	昭和21年11月1日	垂水区日向1丁目5番1号	655-8570	708-5151
	明 舞 出 張 所	-	垂水区狩口台1丁目16番2号	655-0049	784-2100
	西 区 役 所	昭和57年8月1日	西区糺台5丁目4-1	651-2295	940-9501
	玉 津 支 所	-	西区玉津町小山180番地の3	651-2144	965-6400
	伊 川 谷 出 張 所	-	西区池上4丁目15番地の2	651-2111	974-0001
	櫛 谷 出 張 所	-	西区櫛谷町長谷字光松71番地の1	651-2235	991-1001
	押 部 谷 出 張 所	-	西区押部谷町西盛字老之本313番地	651-2202	994-1001
	平 野 出 張 所	-	西区平野町宮前字上松148番地	651-2265	961-2001
	神 出 出 張 所	-	西区神出町田井字蔵垣内50番地	651-2313	965-1001
	岩 岡 出 張 所	-	西区岩岡町岩岡字西場922番地の1	651-2401	967-1001

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
岡山市 (4区) (人口: 706,262人) ※2	岡山市役所	平成21年4月1日	北区大供一丁目1番1号	700-8544	(086)803-1000
	北区役所	平成21年4月1日	北区大供一丁目1番1号	700-8544	803-1000
	御津支所	-	北区御津金川1020番地	709-2198	724-1111
	建部支所	-	北区建部町福渡489番地	709-3198	722-1111
	一宮地域センター	-	北区一宮638番地1	701-1211	284-0501
	津高地域センター	-	北区栢谷1682番地	701-1144	294-2411
	高松地域センター	-	北区高松原古才247番地	701-1334	287-3731
	吉備地域センター	-	北区庭瀬416番地	701-0153	293-1111
	足守地域センター	-	北区足守718番地	701-1463	295-1111
	中区役所	平成21年4月1日	中区浜三丁目7番15号	703-8544	803-1000
	富山地域センター	-	中区円山115番地1	703-8271	277-7211
	東区役所	平成21年4月1日	東区西大寺南一丁目2番4号	704-8555	803-1000
	瀬戸支所	-	東区瀬戸町瀬戸45番地	709-0897	952-1112
	上道地域センター	-	東区東平島191番地	709-0631	297-4211
	南区役所	平成21年4月1日	南区浦安南町495番地5	702-8544	803-1000
	灘崎支所	-	南区片岡207番地	709-1215	363-5201
	妹尾地域センター	-	南区箕島1024番地8	701-0206	282-3121
	福田地域センター	-	南区古新田1186番地	701-0203	282-1131
	興除地域センター	-	南区中畦593番地	701-0213	298-3131
	藤田地域センター	-	南区藤田508番地	701-0221	296-2221
	児島地域センター	-	南区北浦716番地	702-8012	267-2231
	福浜地域センター	-	南区福富中一丁目16番22号	702-8032	265-4181
広島市 (8区) (人口: 1,170,595人) ※2	広島市役所	昭和55年4月1日	中区国泰寺町一丁目6番34号	730-8586	(082)245-2111
	中区役所	昭和55年4月1日	中区国泰寺町一丁目4番21号	730-8587	
	東区役所	昭和55年4月1日	東区東蟹屋町9番38号	732-8510	
	温品出張所	-	東区温品五丁目1番18号	732-0033	
	南区役所	昭和55年4月1日	南区皆実町一丁目5番44号	734-8522	
	似島出張所	-	南区似島町字家下752番地の74	734-0017	
	西区役所	昭和55年4月1日	西区福島町二丁目2番1号	733-8530	
	安佐南区役所	昭和55年4月1日	安佐南区古市一丁目33番14号	731-0193	
	佐東出張所	-	安佐南区緑井六丁目29番28号	731-0103	
	祇園出張所	-	安佐南区祇園二丁目48番7号	731-0138	
	沼田出張所	-	安佐南区伴東七丁目64番8号	731-3164	
	安佐北区役所	昭和55年4月1日	安佐北区可部四丁目13番13号	731-0292	
	白木出張所	-	安佐北区白木町大字秋山2391番地の4	739-1414	
	高陽出張所	-	安佐北区深川五丁目13番7号	739-1751	
	安佐出張所	-	安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1	731-1142	
	安芸区役所	昭和55年4月1日	安芸区船越南三丁目4番36号	736-8501	
	中野出張所	-	安芸区中野三丁目20番9号	739-0321	
	阿戸出張所	-	安芸区阿戸町6257番地の2	731-4231	
	矢野出張所	-	安芸区矢野東五丁目7番18号	736-0083	
	佐伯区役所	昭和60年3月20日	佐伯区海老園二丁目5番28号	731-5195	
	湯来出張所	-	佐伯区湯来町大字和田166番地	738-0601	
北九州市 (7区・9出張所) (人口: 898,668人) ※2	北九州市役所	昭和38年4月1日	小倉北区城内1番1号	803-8501	(093)582-2525
	門司区役所	昭和38年4月1日	門司区清滝一丁目1番1号	801-8510	331-1881
	松ヶ江出張所	-	門司区吉志新町二丁目1番1号	800-0118	481-1001
	大里出張所	-	門司区大里原町12番12号	800-0038	381-3631
	小倉北区役所	昭和49年4月1日	小倉北区大手町1番1号	803-8510	582-3311
	小倉南区役所	昭和49年4月1日	小倉南区若園五丁目1番2号	802-8510	951-4111
	曾根出張所	-	小倉南区下曾根四丁目22番1号	800-0217	471-7621
	両谷出張所	-	小倉南区徳吉西三丁目7番1号	803-0278	451-1001
	東谷出張所	-	小倉南区大字木下704番地の1	803-0184	451-0001
	若松区役所	昭和38年4月1日	若松区浜町一丁目1番1号	808-8510	761-5321
	島郷出張所	-	若松区鴨生田二丁目1番1号	808-0105	791-0721
	八幡東区役所	昭和49年4月1日	八幡東区中央一丁目1番1号	805-8510	671-0801
	八幡西区役所	昭和49年4月1日	八幡西区黒崎三丁目15番3号	806-8510	642-1441
	折尾出張所	-	八幡西区光明一丁目9番22号	807-0824	691-0031
	上津役出張所	-	八幡西区上下津役四丁目8番1号	807-0075	611-0834
	八幡南出張所	-	八幡西区茶屋の原一丁目6番1号	807-1134	617-0734
	戸畑区役所	昭和38年4月1日	戸畑区千防一丁目1番1号	804-8510	871-1501

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
福岡市 (7区) (人口: 1,671,835人) ※2	福岡市役所	昭和47年4月1日	中央区天神1丁目8番1号	810-8620	(092)711-4111
	東区役所	昭和47年4月1日	東区箱崎二丁目54番1号	812-8653	631-2131
	博多区役所	昭和47年4月1日	博多区博多駅前二丁目8番1号	812-8512	441-2131
	中央区役所	昭和47年4月1日	中央区大名二丁目5番31号	810-8622	714-2131
	南区役所	昭和47年4月1日	南区塩原三丁目25番1号	815-8501	561-2131
	城南区役所	昭和57年5月10日	城南区鳥飼六丁目1番1号	814-0192	822-2131
	早良区役所	昭和57年5月10日	早良区百道二丁目1番1号	814-8501	841-2131
	入部出張所	-	早良区東入部二丁目14番8号	811-1102	804-2011
	西区役所	昭和57年5月10日	西区内浜一丁目4番1号	819-8501	881-2131
熊本市 (5区・ 7総合出張所・ 1分室) (人口: 731,670人) ※2	西部出張所	-	西区西都二丁目1番1号	819-0367	806-0004
	熊本市役所	平成24年4月1日	中央区手取本町1番1号	860-8601	(096)328-2111
	中央区役所	平成24年4月1日	中央区手取本町1番1号	860-8618	328-2555
	東区役所	平成24年4月1日	東区東本町16番30号	862-8555	367-9111
	託麻総合出張所	-	東区長嶺東7丁目11番15号	861-8038	380-3111
	西区役所	平成24年4月1日	西区小島2丁目7番1号	861-5292	329-1111
	河内総合出張所	-	西区河内町船津2069番地5	861-5347	276-1111
	芳野分室	-	西区河内町野出1410番地	861-5343	277-2001
	南区役所	平成24年4月1日	南区富合町清藤405番地3	861-4189	357-4111
	天明総合出張所	-	南区奥古閑町2035番地	861-4125	223-1111
	城南総合出張所	-	南区城南町宮地1050番地	861-4202	(0964)28-3111
	幸田総合出張所	-	南区幸田2丁目4番1号	861-4108	(096)378-0172
	北区役所	平成24年4月1日	北区植木町岩野238番地1	861-0195	272-1111
	清水総合出張所	-	北区清水亀井町14番7号	861-8066	343-9161
	龍田総合出張所	-	北区龍田弓削1丁目1番10号	861-8007	338-2231

※1…政令指定都市移行年月日は各都市の「市役所」の欄に、区設置年月日は各「区役所」の欄に記載

※2…令和8年4月1日現在の推計人口

(2) 政令指定都市区政担当課

(令和8年4月1日現在)

都 市 名	区政担当課名・所在地・メールアドレス	電話・FAX番号
札幌市	市民文化局 地域振興部 区政課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 kusei@city.sapporo.jp	(代表) (011)211-2111 (直通) 211-2252 (FAX) 218-5156
仙台市	市民局 区政部 区政課 〒980-0802 仙台市青葉区二日町1番23号 アーバンネット勾当台ビル9階 sim004010@city.sendai.jp	(代表) (022)261-1111 (直通) 214-6125 (FAX) 211-1916
さいたま市	市民局 区政推進部 区政推進担当 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 kusei-suishin@city.saitama.lg.jp	(代表) (048)829-1111 (直通) 829-1834 (FAX) 829-1992
千葉市	市民局 市民自治推進部 区政推進課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 kusei.CIC@city.chiba.lg.jp	(代表) (043)245-5111 (直通) 245-5133 (FAX) 245-5155
川崎市	市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 21階 25kusei@city.kawasaki.jp	(代表) (044)200-2111 (直通) 200-2357・58 (FAX) 200-3800
横浜市	市民局 区政支援部 区政イノベーション推進課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 sh-kuino@city.yokohama.lg.jp	(代表) (045)671-2121 (直通) 671-2067 (FAX) 664-5295
相模原市	市民局 区政推進課 〒252-5277 相模原市中央区中央二丁目11番15号 kuseisuishin@city.sagamihara.lg.jp	(代表) (042)754-1111 (直通) 769-9812 (FAX) 754-7990
新潟市	市民生活部 市民協働課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 shiminkyodo@city.niigata.lg.jp	(代表) (025)228-1000 (直通) 226-1105 (FAX) 228-2230
静岡市	総務局 総務課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 soumu@city.shizuoka.lg.jp	(代表) (054)254-2111 (直通) 221-1004 (FAX) 205-1377
浜松市	市民部 市民協働・地域政策課 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp	(代表) (053)457-2111 (直通) 457-2094 (FAX) 457-2750
名古屋市	スポーツ市民局 地域振興部 区政課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 a3112@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp	(代表) (052)961-1111 (直通) 972-3112 (FAX) 972-4458
京都市	文化市民局 地域自治推進室(区政推進担当) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 kusei@city.kyoto.lg.jp	(代表) (075)222-3111 (直通) 222-3048 (FAX) 222-3042
大阪市	市民局 区政支援室 区行政制度担当 〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号 ca0003@city.osaka.lg.jp	(代表) (06)6208-8181 (直通) 6208-7321 (FAX) 6202-7073

都 市 名	区政担当課名・所在地・メールアドレス	電話・FAX番号
堺 市	市民人権局 市民生活部 区政推進課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 kusui@city.sakai.lg.jp	(代表) (072)233-1101 (直通) 228-7579 (FAX) 228-0371
神 戸 市	地域協働局 区役所課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 kuyakusho@city.kobe.lg.jp	(代表) (078)333-3330 (直通) 322-5071 (FAX) 322-6010
岡 山 市	市民協働局 市民生活部 区政推進課 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 kuseisuishin@city.okayama.jp	(代表) (086)803-1000 (直通) 803-1033 (FAX) 803-1875
広 島 市	企画総務局 区政課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp	(代表) (082)245-2111 (直通) 504-2888 (FAX) 504-2069
北 九 州 市	総務市民局 市民部 区政推進課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 sou-suishin@city.kitakyushu.lg.jp	(代表) — (直通) (093)582-2107 (FAX) 562-1307
福 岡 市	市民局 総務部 区政推進課 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 kuseisuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp	(代表) (092)711-4111 (直通) 707-3864 (FAX) 733-5595
熊 本 市	文化市民局 市民生活部 地域政策課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp	(代表) (096)328-2111 (直通) 328-2036 (FAX) 351-2030

(3) 政令指定都市戸籍・住民基本台帳関係業務主管課

(令和8年4月1日現在)

都 市 名	戸籍・住民基本台帳関係業務主管課名・所在地・メールアドレス	電話・FAX番号
札幌市	デジタル戦略推進局 スマートシティ推進部 住民情報課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 shimin.koseki@city.sapporo.jp	(代表) (011)211-2111 (直通) 211-2296 (FAX) 218-5191
仙台市	市民局 区政部 戸籍住民課 〒980-0802 仙台市青葉区二日町1番23号 アーバンネット勾当台ビル9階 sim004015@city.sendai.jp	(代表) (022)261-1111 (直通) 214-6126 (FAX) 211-1916
さいたま市	市民局 区政推進部 住民記録戸籍担当 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 kusei-suishin@city.saitama.lg.jp	(代表) (048)829-1111 (直通) 829-1833 (FAX) 829-1992
千葉市	市民局 市民自治推進部 区政推進課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 kusei.CIC@city.chiba.lg.jp	(代表) (043)245-5111 (直通) 245-5134 (FAX) 245-5155
川崎市	市民文化局 市民生活部 戸籍住民サービス課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 21階 25koseki@city.kawasaki.jp	(代表) (044)200-2111 (直通) 200-2342 (FAX) 200-3912
横浜市	市民局 窓口サービス部 窓口サービス課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp	(代表) (045)671-2121 (直通) 671-2176 (FAX) 664-5295
相模原市	市民局 区政推進課 〒252-5277 相模原市中央区中央二丁目11番15号 kuseisuishin@city.sagamihara.lg.jp	(代表) (042)754-1111 (直通) 704-8911 (FAX) 754-7990
新潟市	市民生活部 市民生活課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp	(代表) (025)228-1000 (直通) 226-1013 (FAX) 223-8775
静岡市	観光文化・市民局 戸籍管理課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 koseki@city.shizuoka.lg.jp	(代表) (054)254-2111 (直通) 221-1480 (FAX) 221-1538
浜松市	市民部 市民生活課(戸籍・住基担当) 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 siminkj@city.hamamatsu.shizuoka.jp	(代表) (053)457-2111 (直通) 457-2834 (FAX) 457-2134
名古屋市	スポーツ市民局 地域振興部 住民課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 a3114@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp	(代表) (052)961-1111 (直通) 972-3114 (FAX) 953-4396
京都市	文化市民局 地域自治推進室(戸籍住民企画担当) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上 上本能寺前町488番地 shimadokikaku@city.kyoto.lg.jp	(代表) (075)222-3111 (直通) 222-3085 (FAX) 213-0321
大阪市	市民局 総務部 住民情報担当 〒553-0005 大阪市福島区野田一丁目1番86号 大阪市中央卸売市場 業務管理棟9階 ca0030@city.osaka.lg.jp	(代表) (06)6208-8181 (直通) 4305-7345 (FAX) 4305-7346

都 市 名	戸籍・住民基本台帳関係業務主管課名・所在地・メールアドレス	電話・FAX番号
堺 市	市民人権局 市民生活部 戸籍住民課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 kojyu@city.sakai.lg.jp	(代表) (072)233-1101 (直通) 228-7739 (FAX) 228-0371
神 戸 市	地域協働局 住民課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 juminka_shido@city.kobe.lg.jp	(代表) (078)333-3330 (直通) 322-5072 (FAX) 322-6010
岡 山 市	市民協働局 市民生活部 区政推進課 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 kuseisuishin@city.okayama.jp	(代表) (086)803-1000 (直通) 803-1033 (FAX) 803-1875
広 島 市	企画総務局 区政課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp	(代表) (082)245-2111 (直通) 504-2112 (FAX) 504-2069
北 九 州 市	総務市民局 市民部 区政推進課 〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号 sou-suishin@city.kitakyushu.lg.jp	(代表) — (直通) (093)582-2107 (FAX) 562-1307
福 岡 市	市民局 総務部 戸籍住民課 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 kosekijumin.CAB@city.fukuoka.lg.jp	(代表) (092)711-4111 (直通) 711-4074 (FAX) 733-5595
熊 本 市	文化市民局 市民生活部 戸籍住民課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 kosekijumin@city.kumamoto.lg.jp	(代表) (096)328-2111 (直通) 328-2031 (FAX) 351-2030



市民の花 つつじ

多摩丘陵など山地に多く自生し、
また鑑賞用としても栽培されている。
春から夏にかけて5つに割れた合弁
の花を開く。赤や白をはじめ、色の
種類は多い。



市民の木 つばき

病害虫に強く、手入れも簡単な常
緑樹で、初春に美しい赤や白の花を
咲かせる。種からは油がとれ、木材
はそろばんの玉など工芸用に使わ
れる。

(市制50周年を記念して、昭和49年に定められた。)

区政概要 (令和8年度版)

2026 (令和8) 年9月 発行

発行者 川崎市市民文化局

コミュニティ推進部区政推進課

TEL 044-200-2111 (代)

044-200-2357 (直)

FAX 044-200-3800 (直)

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市